

第4章

混乱から復旧、復興へ

——いわき市はどのように立ち上がったのか



1

混乱の沈静化と復旧に全力

(1)

市災害対策本部の立ち上げと対応

①

災害対策本部の設置

大地震発生直後の午後2時49分、気象庁から大津波警報が発表された。

市は、地震発生直後の午後2時50分に、「災害対策基本法」第23条に基づき、災害が発生した場合の臨時組織としていわき市災害対策本部を設置し、24時間体制で災害対策業務を開始した。(図4-1)

未曾有の大災害によって、本庁舎も被災したため、予定していた本庁舎第8会議室が使用できず、災害対策本部の機能を代替場所の消防本部に置かざるを得ない状況となった。このため、専用回線を使用した情報の交換・共有ができず、電話・FAXの確認などの面で支障を来たす部分も生じた。

このように思うように初動体制が取れないなか、多くの職員を投入。津波の避難指示、避難所の開設や備蓄食料・寝具の配送・追加発注、日本赤十字社・自衛隊の要請、膨大な量の支援物資受け入れ、さらには原子力発電所事故による放射性物質の被害、日常生活用品の不足など、日々刻々と変化、同時多発的に発生する膨大な業務量(第3章60ページ以降に記述)の対応に追われることになった。(写真4-1)

本来、災害対策本部は災害時に対応した緊急の対応組織体制であることはいうまでもないが、同時に平常時の組織体制や運営方法を災害対応に変化させることでもあり、災害が大きければ大きいほど、その組織は大きくなり、その分平常時対応はできにくくなる。

これまで大きな地震に見舞われたことのなかったいわき市においては、「水防」の体制で多くの水害を乗り切ってきた。それは気象予報により被害の大きさある程度予測できたことから、大きな台風が来襲した場合など、既設の体制を強化



写真4-1 地震、津波、原発対応が相次ぐ、市災害対策本部（3月12日 いわき市撮影）

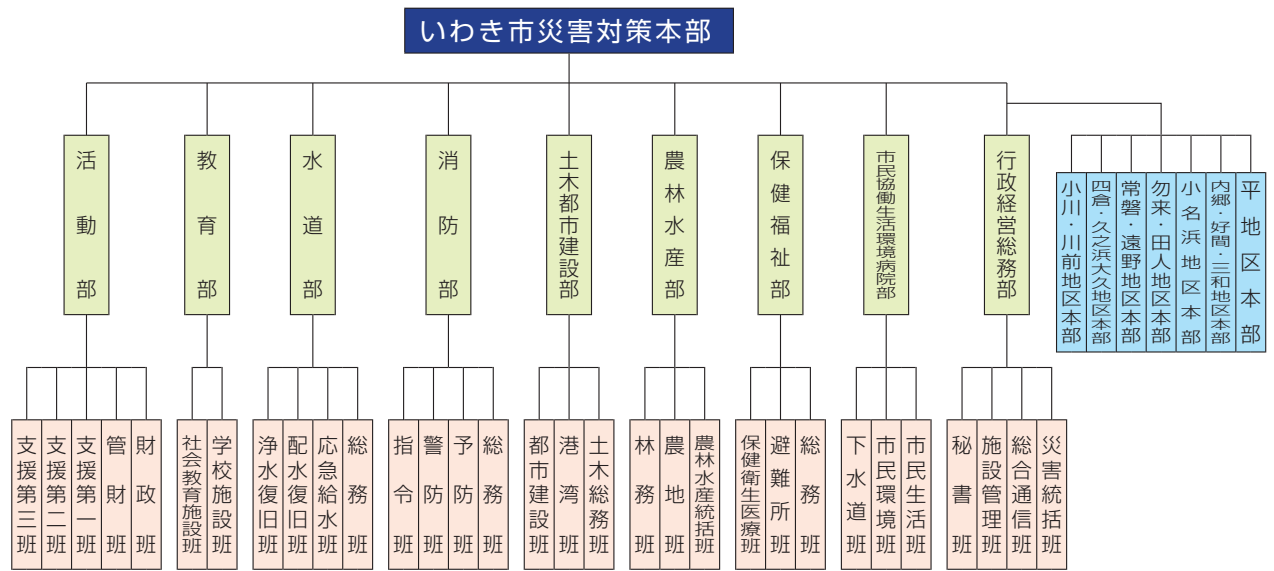


図4-1 いわき市災害対策本部の組織図

することで対応ができた。

しかし、今回の東日本大震災の初動対応期については、いわき市においても、ほぼ平常時の対応を中断して、災害時対応に振り向けざるを得ない状態となった。それほど災害の規模は甚大であった。

②

プロジェクトチームの編成

組織的には、市災害対策本部が構成する各部各班、地区本部の各班がそれぞれ職務分担して対応に当たった。(図4-1)

しかし、被害が甚大で、しかも市全体に被害が及んだうえに原子力発電所の事故による被害や生活用品の不足という、これまでにない事態に対応しなければならず、またこれらニーズが多岐にわたったことから、これまでの組織、人数では到底機能し得ない状況が生じた。

これらの事態に対しては、市災害対策本部は、担当部署を超えた災害対応の機能に応じた、横断的組織となるプロジェクトチームへの組み換えを行った。

「避難計画策定」(実行に移されず、「住宅プロジェクトチーム」へ移行)、「応急給水」、「り災証明書」、「被災証明書」、「一時提供住宅」、「原子力災害対策」、「除染」、「損壊家屋等解体撤去」などについて、関係業務プロジェクトチームを適時、設置して対応に当たった。このほか各部においても、これらに準じ、生活災害支援、バス輸送、ガソリン調達、学校給食業務復興などのプロジェクトチームを設置して業務推進の円滑化を図った。これらはいずれもトップダウンにより、組織を超えて構成されてすみやかに実施に移された。

また、業務が増え人員不足を来たした際には、「職員応援制度」を活用して対応した。

③

広域多核都市「いわき市」特有の課題

市は災害対策本部立ち上げ直後から断続的に会議を開いた。しかし、各部の対応が少しずつ軌道に乗るようになると、全体の問題認識を共通で持ちながら、状況判断を的確に行い、被災対策に向けた迅速な意思決定が図られるよう時間を決めて本部会議を開き、短時間で各方針を決めた。この本部会議については、3月11日から15日までは断続的に開催したが、3月16日からは会議時間を決め、1日1、2回実施し、6月10日まで連日継続、6月11日から9月16日まで書面開催を実施した。

この間、本部と地区本部の会議も6回、開催した。

この会議のなかで浮き彫りになったのは、広域多核都市の都市形態を如実に示したものであった。

一つには、平時においては合併前の市町村を基本として設置している13地区が機能していることである。支所は旧市町村区域を単位として市民課窓口を中心として機能していて、このなかで旧平市の地区については効率化の観点から支所を設けず、窓口を主体とする業務についても本庁各部が分散したカタチで各機能を担っている。

一方、災害が起こった際に平地区本部を構成するのは、土木部、生活環境部などの一部職員であった。少人数ながら支所が概括的に地域を所掌しているのとは大きな違いであった。

今回の大災害においては土木部、生活環境部ともに本部機能の対応に向かわざるを得ず、結果的に本部業務と平地区本部業務が混在する状況となった。平時における平地区の業務が各部各課に分散していても機能していたことが、急を要する災害時にはマイナスに働いた。平地区はいわき市では最大の人口を有する地区であり、大きく被災した地域を抱えただけに個別対応も膨大な分量となった。

もう一つは本部と地区の情報共有という点であった。4月7日に開催された災害対策本部・地区本部会議の合同会議では、その点が地区本部から提起された。

本庁と少ない人員が総力で当たる必要のある支所との間で、ともすると情報伝達が徹底されず、(これは通信が遮断されたことにもよるが…)住民との意思疎通を欠くことにもつながりかねず、加えて、震災に関する制度自体が常に改変され、あるいは改変される可能性を含んでいたことから、十分に意思疎通が取れないのが現状であった。

さらに、全組織が災害時の緊急対応する時期を経て、それぞれの部署が機能回復に向けた業務へ、つまり震災前の業務へ回復させるための業務や、その部署で新規に発生する被災者対応業務が加わってくると、支所へ振り向けられる業務が過重となり、支所においては支所内の職員だけでは対応できない状態に陥った。

この事態は、震災後半月から3、4か月の復旧期に集中したが、部局間、本部・地区本部間では会議や文書通知などのシステム化により、連携の強化に努めた結果、円滑に対応できるようになった。

また、部署を超えた新たな業務を伴った通知などが来た場合、どの部署が業務を担うのか、地方レベルでは調整に時間が必要となり、その結果住民対応の現場に影響を及ぼした。

(2) 市災害対策本部が発した「避難」(津波、地震、原子力)指示など

① 避難指示、避難勧告、自主避難

「災害対策基本法」第60条では、「災害が発生し、(中略)人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」に「避難勧告」、さらに緊急度が高い場合に「避難指示」が規定されている。「避難勧告」「避難指示」の判断は、市町村長が行う。(写真4-2)

このほか、避難のための準備を呼びかける段階として「避難準備情報」がある。(図4-2)

法的にはないが、今回の災害では、「自主（的）避難」という言葉を耳にした。文字通り、避難勧告や避難指示が発令されていない段階で、自主的に避難することである。

なお、外国では「避難命令」という言葉があるが、日本では規定されていない。また、原子力事故の場合は、原子力災害対策特別措置法第26条に避難指示が規定されている。



写真4-2 情報を収集する市長〔3月25日 いわき市撮影〕

種 別	拘 束 力	内 容
避難準備情報	 弱 強	事態の推移によっては、避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけ。
避難勧告		避難のため、住民に立ち退きを勧め促す。
避難指示		被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなるが、強制力はない。

図4-2 避難に関する種別と拘束力

② 津波に伴う「避難」

大地震発生後の3月11日午後2時49分、気象庁から大津波警報が発表された。

市長は、災害対策基本法に基づき、午後２時51分市内沿岸に避難指示を発令し、防災行政無線で対応、さらにこれを受け、沿岸部を所管する各消防署や消防団も消防車両などにより海岸付近の市民へ避難指示を呼びかけた。

市が市内沿岸部に対する避難指示を解除したのは3月13日午後5時58分であった。気象庁の津波注意報が解除されたことを受けたものであった。

③ 地震に伴う「避難」

地震に伴う避難勧告、避難指示を発令することになったのは、本震で被災し、追い討ちをかけるように発生した4月11日と翌12日の2度にわたる直下型の余震など、度重なる余震が大きく影響した。

これらの地震により、市内の各地で土砂崩落や地すべりなどが発生したため、市長はこれまで避難指示や



写真4-3 「避難勧告」を発令した常磐西郷町忠多地区
〔平成23(2011)年3月17日 いわき市撮影〕

④ 原子力発電所事故に伴う「避難」

ア すべての事項に内閣総理大臣が直接指揮

②、③の各避難措置については、いずれも「災害対策基本法」に基づく措置で、市長が発令したものであったが、原子力発電所の事故に伴って、避難に関する措置を行う場合に状況は異なる。

原子力災害の場合には、災害対策基本法の特別法として制定された「原子力災害対策特別措置法」に規定されている。このなかでは、原子力緊急事態が発生したと認められる場合、内閣総理大臣は「原子力緊急事態宣言」を公示し、政府だけでなく、地方公共団体、原子力事業者を直接指揮し、すみやかに災害拡大防止や避難などができるよう、内閣総理大臣への全権集中を定めており、このうち同法第26条に緊急事態応急対策としては、「原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項」が盛り込まれている。すなわち、市長は原子力に関し、住民避難の「勧告」「指示」の権限を持ち得ないことになる。

イ 「自主避難」への対応

福島原子力発電所１～３号機が稼働停止し、機能不全が進むなか、政府は３月１１日午後７時３分に原子力緊急事態宣言を発令。

菅内閣総理大臣は、3月11日午後9時23分には、福島第一原子力発電所の半径3km圏内に避難指示、半

表4-1 避難指示・避難勧告の経緯

避難指示・勧告地区	避難指示・避難勧告経緯
常磐西郷町忠多地区 (忠多住宅団地)	3/17 午前8時30分 避難勧告発令 ※ 現在も発令中
田人地区の一部 (貝屋、神山、才槌、堀越)	4/15 午後2時 避難指示発令 4/16 午後6時 避難指示解除
渡辺町上釜戸字青谷地区の一部 (2世帯6人)	4/22 午後4時 避難勧告発令 8/31 午後3時 避難勧告解除
内郷高坂町高橋地区の一部 (3世帯8人)	6/28 午前9時 避難勧告発令 平 24/8/20 午前9時 避難勧告解除

避難勧告を相次いで発令した。(表4-1)

このうち田人地区については、その後土砂崩落などの兆候が認められないことから、4月16日に避難指示を解除。また、わたなべまちなかみかまど 渡辺町上釜戸地区については主要地方道いしかわ わきー石川線の土砂崩落の仮復旧工事が終わったことから、8月31日に避難勧告を解除。また、うちごうたかさまちなかはし 内郷高坂町高橋地区については、緊急砂防等関連工事が終了したことから平成24(2012)年8月20日に避難勧告を解除したが、じょうばんにしごうまちゅうだ 常磐西郷町忠多地区については、復旧工事が完了していないため、現在も避難勧告を発令中である。(写真4-3)

径3 kmから10km圏内に屋内退避指示を、それぞれ発令した。翌日午前5時44分に10km圏内を避難指示へ切り替え、さらに午後6時25分には、半径20km圏内にも避難指示を発令。今後の事故の状況によっては、さらに避難指示の圏内拡大が懸念された。

この間、福島第一原子力発電所の事故については、情報が正確に伝わらないなか、テレビなどが刻々と深刻さを増す発電所の情報を伝える。

市は避難に関し、国や県からの指示や事故などの情報を入手しようとしたが、容易に入らなかった。また、いわき市は「防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）」（半径8～10km圏内）の区域外、いわばいわき市は原子力災害対策に関し「関係周辺市町村」に入っていないため、政府（原子力安全委員会）などからの通報が入ってくることはなかった。（福島第一原子力発電所の事故処理については、未だ収束しておらず、予断を許さない状況にあり、常時注視する必要があること、また本市により近い同第二発電所についても、同第一発電所事故を踏まえると、当然不測の事態に備える必要があることから、これらの安全対策については、任意のルールではなく、相双地方の立地町などと同様、書面で協定を締結することなど、より確実なものとするため、平成24年7月、本市では、他町村に先駆けて、県、東京電力(株)との間で通報連絡協定を締結）

防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ=Emergency Planning Zone）とは、原子力施設から放射性物質または放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民などの被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。（原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」〔防災指針〕〈当時〉による）

このため、今後の事態のさらなる悪化を考慮するとともに、市民の安全・安心の確保を第一とした早目の対策として、いわき市は福島第一原子力発電所から30km、40km、50km圏内ごとの避難計画の作成を進めた。30km圏内には、小川町上小川戸渡行政区および川前町下桶売地区の一部（志田名、荻）地区が入ってくる。状況が逼迫するなかで、自衛隊や警察当局の動き、双葉地方から本市に避難している方々の動向など、さまざまな周辺情報なども考慮に入れながら状況を分析し、先を見越した対応をするため、市長は独自の判断に基づき、翌13日午前8時30分には、久之浜・大久地区の住民に対し自主避難を要請。さらに、3月15日午前9時30分には、同じく30km圏内にかかる小川町上小川戸渡地区および川前町下桶売地区の一部（志田名、荻）に対し、自主避難を要請した。

避難の「勧告」「指示」について、市長は権限を持たないことから、「自主避難」というカタチで住民避難に対応したものである。（表4-2）

表4-2 政府、市が行った福島第一原子力発電所事故に伴う「避難」対応

政府、市の対応 月日・時	総理大臣などの対応	いわき市長の対応
3月11日 午後9時23分	・半径3km圏内の避難、同3～10km圏内の屋内退避指示を発令	
3月12日 午前5時44分	・半径10km圏内の避難指示を発令	
3月12日 午後6時25分	・半径20km圏内の避難指示を発令	
3月13日 午前8時30分		・久之浜・大久地区民に自主避難を要請
3月15日 午前9時30分		・小川町、川前町のそれぞれ一部住民に自主避難を要請
3月15日 午前11時00分	・半径20～30km圏内の屋内退避指示を発令	
3月25日 午前11時46分	・半径20～30km圏内の住民に自主避難を促す	
4月22日 午前9時44分	・半径20～30km圏内の屋内退避指示を解除	

注）福島第二原子力発電所に係る避難指示などは省略。

この後、菅内閣総理大臣より福島第一原子力発電所の半径20～30km圏内の住民に対して屋内退避指示が発令されたのは、3月15日午前11時のことで、いわき市においてはすでに発電所半径30km圏内となる久之

浜・大久地区や小川町、川前町のそれぞれ一部の住民が避難した後であった。

この後の3月25日、枝野内閣官房長官の記者会見において、半ば後追いのようなカタチで半径20～30km圏内の住民に自主避難が促された。食料や生活用品などのモノ不足が深刻化し、屋内退避することが現実的でなかったからだったが、法的な拘束力はなかった。

ウ 明らかになる、同心円に関わらない放射性物質の飛散

しかし、高濃度の放射線量を示す場所は、必ずしも同心円の距離と整合しないことが明らかになる。それまでは同心円の距離で危険度を判定していたが、そのことが正確な情報の拠り所と成り得なくなっていた。風や雨、地形の影響を受け、距離と放射能は必ずしも相関関係とはならず、いわばまだら模様を浮かび上がらせ、加えて情報が不確かだけに周囲の住民だけでなく、広い範囲で住民のなかに心理的な不安と恐れが広がった。

このため、民間の研究所などでは、拡散予測図が作成されたが、原子力に関する政府関係組織では正確性を見極める必要性から、「SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）」（風向きなどから被曝や放射性物質の拡散状況を予測することができるシステム）の発表を容易に実施することができず、政府が全面公表に踏み切ったのは4月下旬に至ってからであった。（図4-3）

なお、SPEEDIが即座に活用されなかったことについて、事故後の国会、政府、民間の各調査委員会が出した報告の評価は分かれた。

すなわち、国会の「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」では“避難区域設定の根拠とするだけの正確性はない”と評価したが、民間の「福島原発事故独立検証委員会」では“判断材料にすることは現実的に難しかったが、拡散する方向を示すものとして利用することも可能だった”とし、政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」では“公表されれば避難の方向やタイミングを適切に選択できた”とした。

エ 政府による屋内退避指示が解除、さらに新たな指定区域外へ

福島第一原子力発電所の事故が比較的安定したことにより、同発電所から半径20～30km圏内の屋内退避指示が解除されたのは、4月22日のことであった。同日、菅内閣総理大臣は福島第一原子力発電所の半径20km圏外のうち、新たに「計画的避難区域」・「緊急時避難準備区域」の特定地域を指定したが、この地域指定はこれまでの同心円とは異なり、放射性物質の拡散状況に沿ったものとなった。

この時点で、本市の全域が新たな指定区域外となった。

オ 「市長が定める自主避難区域」を設定

日を追うにつれて、福島第一原子力発電所の事故は比較的安定していったが、放射線量の数値でみると、

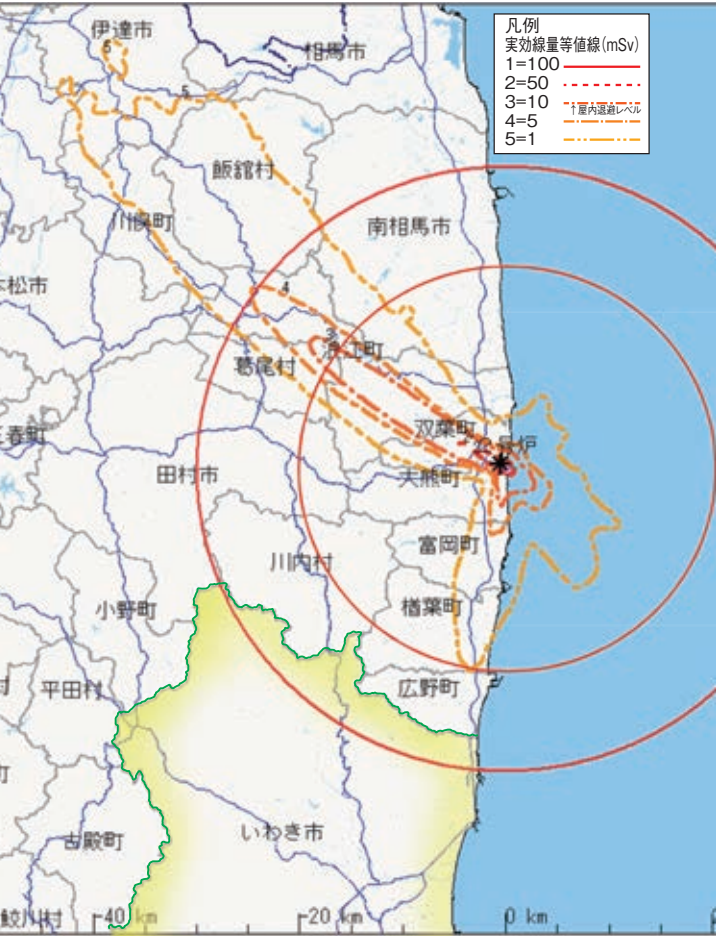


図4-3 後日明らかにされたSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）のデータ〔資料：文部科学省データから掲載〕

川前町下桶売地区の一部（志田名・荻）においては、市内の他地区と比較し高い放射線量が観測される地点が確認されたことから、7月5日に、市独自の措置として、当該地区を「市長が定める自主避難区域」に設定し、避難を希望する住民に対し、一時提供住宅の確保や除染(213～215ページに記述)などの対応を優先的に行った。

(3) 市からの情報発信と働きかけ、要望、申し入れ

① 情報発信

市は、震災発生直後から、FMいわきやテレビを通じて、市民に対し、落ち着いた行動や震災対応への協力などのお願いのほか、物資・燃料不足に対する市の対応の状況など、さまざまな情報を発信してきた。

市の公式ホームページでは3月14日にトップページの構成を変更。「震災関連メニュー」を設け、被災者に対する支援制度や窓口紹介などの項目ごとに、震災関連情報を一元的に提供した。

また、「地震」、「津波」、「原発事故」、「風評被害」の“四重苦”に苦しめられた本市の現状を一刻も早く改善するため、市長や副市長自らが、テレビや新聞などのインタビューに対応し、本市の窮状などを全国に発信するとともに、全国の関係機関などに対し支援や協力を訴えた。(写真4-4)



写真4-4 ガレキ処理の課題について、BSフジ「PRIME NEWS」へ生出演
〔7月13日 いわき市撮影〕

② 大災害時における情報の功罪

情報の受発信について、今回の震災を通じて課題として浮き彫りになったのは、インターネット社会の功罪であった。

大災害時において、ソーシャルネットワークは国民個々人の情報収集と伝達に大きく貢献する一方、住民を動揺させ、不安をあおるような虚偽の風説がインターネット上を中心に流布された。(たとえば、餓死者の発生、著名人死亡説、学校給食、支援物資放置、首長の動向など)

いわき市においても、今後災害時における情報の受発信のあり方を、改めて構築していく必要性が認識された。

③ 関係機関へ働きかけ・要望

震災直後から、ライフラインの断絶や原発事故の風評により物流がストップするなど、本市の置かれた状況は非常に厳しく、市民の生活が立ち行かなくなる恐れがあった。

このため、市では、震災後10日間ほどは、食料品や飲料水、医薬品、日用品、ガソリンなどの生活必需品の確保や物流の正常化など、市民生活の安定を最優先に、課題解決に向けた働きかけや要望活動に取り組んだ。

具体的には、報道機関などを通じた全国への情報発信に加え、災害対策本部の陣頭指揮に立つ市長が、電話や面会など、あらゆる手法を駆使し、国会議員をはじめ、国・県や関係機関などに震災当初から連日連夜にわたる再三の働きかけを行い、事態の改善をめざした。

その結果、生活関連物資については、国からの食料の提供や全国各地からの生活物資の支援に加え、3月



写真4-5 菅内閣総理大臣に対し、緊急要望活動を行う市長
〔6月6日 いわき市撮影〕



写真4-6 野田内閣総理大臣に対し、要望活動を行う市長
小名浜港などを視察した際に、直接要望した。
〔平成24(2012)年7月7日 いわき市撮影〕



写真4-7 根本復興大臣に要望活動を行う市長と根本市議会議員
〔平成25(2013)年1月 いわき市撮影〕



写真4-8 フランス防衛国家安全保障事務局長が来市
〔9月30日 いわき市撮影〕

22日には大手コンビニエンスストアの一部店舗が再開するなど、早期の物資確保・物流再開につなげることができた。ガソリンなどの燃料についても、一旦は閉鎖した市内給油所に対し、3月16日に市内11か所へ政府調達ガソリンおよび軽油を搬入したことを皮切りに、3月20日からは段階的にガソリン、灯油、軽油、重油が供給された。

さらに、原発事故の早期収束や適正な補償、風評被害の解消、本市の災害対策・復旧・復興に対する財政的な支援などの中・長期的に解決が求められる事項についても、国や県、関係機関などに対し、文書による要望を重ねてきたほか、6月6日には、市長が上京し、菅内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に対し、震災復旧・復興に向けたさまざまな分野における緊急要望活動を行い、その後も引き続き要望活動を行っている。(写真4-5、6、7)

今後も、いわき市の再生と復興に向けて取り組むため、既存の法令・制度など、従来の枠組みにとらわれない政策の立案と早期・確実な具現化など、市単独では困難な事柄についての実施や、市の取り組みへの支援を国などに対し継続して求めていることとしている。(表4-3)

このほか、多くの視察団や調査団などが、いわき市の被災状況を視察した。(写真4-8)

表4-3 震災発生後における主な文書要望

月日	要 望 先	主 な 要 望 内 容
3/15	民主党 自由民主党	○避難先の確保、物資の確保 ・万が一の35万人市民の避難計画の準備 ・現時点で絶対的に不足しているものの確保
3/26	政府 民主党 自由民主党	○市民生活の安寧 ・被災された方々に対する生活の支援 ・風評被害の解消 ・安寧な市民生活の確保
3/28	政府 民主党 自由民主党	○農林水産物の風評被害 ・補償制度の確立と融資制度の創設 ・データの公表、風評被害の払拭 ・専門技術職員の派遣、放射線対策の指導 ・農産物の流通 ・公共施設などにおける農産物の使用

月 日	要 望 先	主 な 要 望 内 容
4/1 ～ 現在	政府 民主党 自由民主党 衆議院議員 参議院議員 県知事	○原発事故関連 ・福島第一原子力発電所災害の早期収束 ・風評被害の解消 ・福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施 ・放射性物質の海洋放出について説明責任を果たす機会の設定 ・原子力防災対策を充実すべき区域（EPZ）の範囲拡大 ・東京電力(株)福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結 ・東京電力(株)福島第二原子力発電所の確実な安全対策 ・放射性物質の除染の実施 ・市民の健康管理等 ・放射線・放射性物質対策 ○小名浜港関連 ・小名浜港の早期復旧・整備 ・小名浜港周辺地区の一体的な復興 ○水産業への対応 ・漁業者に対する支援、指導などの実施、ソフト・ハードの環境整備 ・漁業者の操業再開に向けた対応 ・漁港等の復旧 ○観光産業への支援 ○高速道路、JRなどの高速交通体系の整備など ○土砂災害への対応 ○宅地災害等への対応 ○災害ガレキ等への対応 ○再生可能エネルギー関連産業の集積 ○小規模な給水施設の財政支援等 ○国・県等の関係機関の設置 ○本市の災害対策、復旧、復興への支援 などを繰り返し要望

④ 東京電力(株)に対する申し入れなど

震災発生以降、国や県、原子力安全・保安院など関係機関に対し、福島第一原子力発電所事故の早期収束などについての要望・申し入れを数多く行った。事故発生から3か月を経過した6月30日、東京電力(株)の西沢俊夫社長および前社長の清水正孝顧問が、社長交代に伴うあいさつのため、初めて本市を訪れた際には、福島第一原発事故の早期収束や適正な補償の実施について、強く申し入れを行った。(写真4-9)

また、9月13日には、東京電力現地対策本部を訪問し、福島第二原子力発電所の確実な安全対策や福島第二原発周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について、申し入れを行った。この後、平成24(2012)年3月の要望に続き、同年7月には容易に進まない東京電力(株)の補償について、適正な補償の実施を強く要望した。(写真4-10)



写真4-9 東京電力(株)社長らから謝罪を受ける市長
〔6月30日 いわき市撮影〕

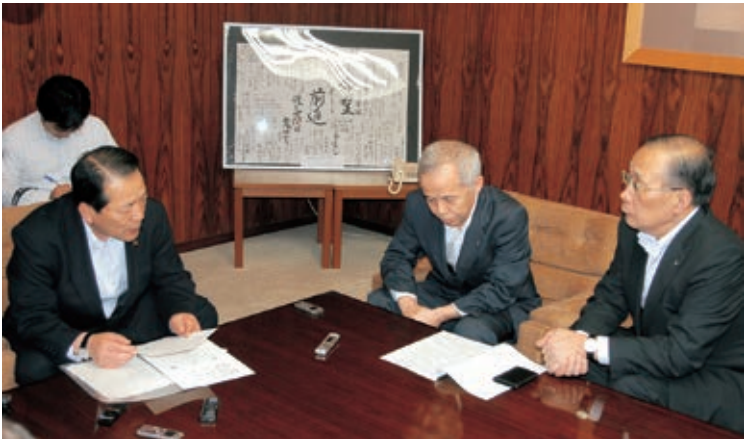


写真4-10 新たに就任した東京電力(株)新社長
(左・廣瀬氏)、会長(右・下河遼氏)に要望する市長
〔平成24(2012)年7月2日 いわき市撮影〕

(4) 市議会の対応

① 市議会対策本部の設置

市議会では、東日本大震災による甚大な災害に対応し、市の災害対策や災害復興などに寄与するため、3月28日に、市議会内部に全議員を構成員とする「いわき市議会東北地方太平洋沖地震対策本部」を設置(4月2日に「いわき市議会東日本大震災対策本部」に名称変更)。

同対策本部会議においては、震災からの復旧に向け要望内容の協議など行い、4月5日に福島県などに対し、要望活動を行った。(写真4-11)



写真4-11 福島県議会議長に対し要望活動(中央＝蛭田議長、左＝遠藤副議長)
〔4月5日 いわき市撮影〕

さらに、4月21日には、同対策本部を代表して、蛭田議長と遠藤副議長が、東京電力(株)本社や関係省庁を訪れ、東京電力(株)山崎副社長、鹿野農林水産大臣、玄葉国家戦略担当大臣、海江田経済産業大臣などに対し、「東日本大震災に係る緊急要望」活動を行った。

② 東日本大震災復興特別委員会の活動

市議会は、被災者や地域住民の声を市政に反映させ、市の復興計画が市民の要望と信頼に応えるものとなるよう、復旧・復興に向けた諸課題を調査し、市当局に対し提言を行うため、6月16日に「いわき市議会東日本大震災対策本部」を発展的に解体し、「東日本大震災復興特別委員会」を設置した。

同委員会では、〔1〕市民生活の復興推進に関すること 〔2〕地域産業の再生・復興および雇用対策に関すること 〔3〕防災まちづくり及び原子力災害対策に関すること――を所管する3つの分科会を設置し、議論を重ねてきた。

検討結果については、市長に対する提言書としてとりまとめ、7月29日の緊急提言を皮切りに、これまで3度の提言を行った。

また、7月25日には、東京電力(株)幹部の出席を求めて委員会を開催し、福島第一原子力発電所の事故について、東京電力(株)から謝罪があり、説明を受けた後、質疑応答を行った。(写真4-12)



写真4-12 東京電力(株)の幹部が出席した特別委員会
〔7月25日 いわき市撮影〕

12月26日には、正副議長をはじめ、各派代表者、議会運営委員会委員、東日本大震災復興特別委員会正副委員長が東京電力(株)東京本店を訪れ、福島第一原子力発電所からの放射性物質汚染水の海洋放出計画に抗議し撤回を求める決議書を提出した。

③ 市議会臨時会で、震災関連条例・補正予算などを審議

市議会は、東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、随時、市議会臨時会(平成23年5、7、10月、平成24年2、4、10月)を開催し、震災関連の条例制定・改正や、補正予算、財産取得などの案件を、それぞれ審議・可決した。

(5) 鎮魂の祈りに復興を誓い

① 合同追悼式を開催

市は7月9日、震災で犠牲になった市民の霊を慰めるため、遺族や市民、関係者などが出席して、市総合体育館で東日本大震災合同追悼式を開催した。

式では、市長は亡くなった市民や遺族に追悼の言葉を捧げ、「一日も早くもとの生活を取り戻してもらえよう、安全安心を最大限に確保しながら、愛するふるさとといわきが震災前よりも活気のあるまちとして、復興が遂げられるよう全力を挙げたい。未来に向かって力強く歩む私たちを見守ってほしい」と復興に向けた新たな誓いを述べた。(写真4-13、14)

このほか、震災から100日を迎えた6月18、19日には、平^{たいら}薄^{うすいそ}磯^{いそ}や平^{たいら}豊^{とよ}間^ま、久^{ひさ}之^の浜^{はま}・小^お久^お久^お地区などにおいて、地域主催の合同供養祭が開催された。



写真4-13 追悼の言葉を述べる市長（7月9日 いわき市撮影）



写真4-14 小川地区の子どもじゃんがらが披露（7月9日 いわき市撮影）

② 「3・11 いわき追悼の祈りと復興の誓い 2012」を開催

東日本大震災から1年が過ぎた平成24(2012)3月11日、市はいわき芸術文化交流館(アリオス)の大ホールにおいて、「3・11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2012」を開催した。

式では、まず市長が東日本大震災市犠牲者名簿を奉安。東京都の国立劇場で開かれた国主催の「東日本大震災1周年追悼式」の映像を舞台に投影。震災発生時間の午後2時46分には、映像に合わせて黙とうを行った後、天皇陛下のおことばが流れた。

続いて、市長が「尊い犠牲をかたときも忘れることなく、これまで支援していただいた方々に心から感謝しつつ、市民と力を集結し、この震災からの復興を必ずや成し遂げるとともに、さらなる飛躍を目指し、最善を尽くすことを誓う」と式辞を述べた。

写真4-15 アリオスで開催した「3・11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2012」
[平成24(2012)年3月11日 いわき市撮影]



写真4-16 平中央公園で開催された「希望のあかり」
各人のメッセージを込めたキャンドルを並べ、明かりをともした。
[平成24(2012)年3月11日 いわき市撮影]



写真4-17 岩間町の被災地で開催された「なこそ希望 鎮魂祭」
「勿来こどもじゃんがら隊」が念仏踊りを披露した。
[平成24(2012)年3月11日 いわき市撮影]

この後、遺族代表、来賓が追悼の言葉を述べ、映像で震災後1年を振り返り、ビデオレター、子どもたちによる演奏やフラダンスが披露され、大勢の市民がそれぞれの思いのなかで鎮魂の祈りを捧げ、復興を誓った。(写真4-15)

館内では数か所のモニターによって追悼式の様子を映し出し、夜間には平中央公園において県主催による鎮魂のキャンドルナイトが行われた。(写真4-16)

各地域においても、平^{たいら}豊^{とよ}間^ま地区でキャンドルナイト、平^{たいら}薄^{うすいそ}磯^{いそ}地区で震災1周年と復興祈願や「ヒューマンバンド」、勿^な来^{こそ}地区で合同の「なこそ希望 鎮魂祭」、小^{よつぐら}久^{ひさ}の^の浜^{はま}地区で「3・11久之浜追悼の祈りと復興花供養」などが思い思いの趣向で開催され、多くの地区民が追悼の祈りを捧げた。(写真4-17)

(6) 大災害を踏まえ、改正災害対策基本法が成立

① 東日本大震災を教訓に法改正

平成7(1995)年の阪神・淡路大震災、平成12(2000)年の茨城県東海村におけるウラン加工施設の臨界事故、平成17(2005)年のインド洋津波災害、平成19(2007)年の新潟県中越地震はそれぞれに課題を残したことから、そのたびに政府は災害対策の基本となる「災害対策基本法」を改正、あるいは防災基本計画を修正してきた。

今回の東日本大震災においては、今までにも増して多岐にわたる大きな教訓や課題を残したことから、国は中央防災会議(11ページに記述)において防災対策の全般的な見直しを図り、「大規模災害時における対応の円滑化等緊急性の高いものについて法制化の検討を進め、関連法案の今通常国会への提出」をめざし、この結果、平成24(2012)年6月27日に「改正災害対策基本法」を公布・施行するに至った。

今回、大きな教訓となったのは、次の点であった。

- 〈1〉住民の避難や被災地方公共団体への支援などに関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要であること
- 〈2〉教訓・課題を、防災教育などを通じて後世にしっかりと伝承していく努力が大切であること
- 〈3〉災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトのさまざまな対策により、被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取り組みを組み合わせなければ、万全の対策がとれないこと

② 法に新たに盛り込まれた、大規模広域災害時における被災者対応改善

法改正によって新設されたのは、「大規模広域な災害時における被災者対応の改善」である。

東日本大震災で被害の大きかった市町村で、行政機能が麻痺して適切な支援要請ができなかったケースがあったことから、要請がなくても国や都道府県が独自の判断で物資を送ることのできる仕組みとした。

もう一つは避難住民の受け入れである。被災自治体から住民受け入れを求められた市町村は、正当な理由がない限り公共施設提供を義務づけた。災害時に寝たきりの人の安否確認がスムーズにできるよう、自治体を持つ個人情報の運用の仕方を検討することも盛り込まれた。これは、非公務員の消防団員などが個人情報の提供を受けやすくできることを念頭に置いたものであった。

政府は、今後も論議を継続して、引き続き災害対策全般の見直しを進めることとしている。

2 大量に発生した災害ガレキを処理

(1) 津波被災地におけるガレキなどの撤去

① 市建設業協同組合の協力で、ガレキなどを撤去

大津波により、壊滅的な被害を受けた沿岸部には大量の流出ガレキが発生した。市は、被災者の搜索・救命活動を迅速に進める一方で被災者の生活を早期に再建するため、いち早く流出ガレキを撤去しなければならなかった。

土木部が窓口となって、市道、県道に関わらず、津波で被災した区域のガレキを撤去した。

まず、いわき市建設業協同組合と結んだ「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」に基づき、地元の建設業者の協力を得ながら、震災翌日の12日から重機を用いて、道路上に流出したガレキなどの撤去作業を開始した。同時に、自衛隊、県警、消防本部、消防団などによる行方不明者の搜索・救助活動が始まったことから、両者は連携を取りながら、慎重に作業を進めた。(写真4-18)

津波被害地区における道路上から流出ガレキを取り除く作業は、4月上旬にはほぼ終了する見通しが立ったことから、市では国指針「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(3月25日)に基づき、4月1日に市の取組方針となる「津波により損壊した家屋等の撤去に関する基本方針」を定め、4月6日からは、民有地などの敷地にある、原形をとどめないガレキの撤去・搬出を始めた。



写真4-18 まず、道路通行を確保するためにガレキを除去
〔4月 いわき市撮影〕



写真4-19 重機による津波ガレキの撤去作業 (久之浜町)
〔4月26日 いわき市撮影〕

流失物のなかには家族のアルバムや遺品、記念品などがあり、地元の人たちの協力を得ながら、保管に努めた。(写真4-19)

この際に、自動車、船舶などの動産は仮置き場に搬出し、原形をとどめていないガレキ状態の建物などについては所有者の特定が困難なことから、承諾なしに撤去した。

この作業は7月末には完了した。

② 所有者の意向で津波被災の建物を撤去

7月からは、津波で被災したものの一定の原形をとどめている建物について、撤去を開始した。

この場合はあらかじめ所有者の意向を確認する必要がある。所有者が死亡している場合は、相続者などの意向も取り付けることとした。阪神・淡路大震災時には、これを十分に調査しきれずに行って裁判に至ったケースがあつての事を踏まえた措置であった。

また、国の方針に基づき、建物の基礎や浄化槽については撤去しないこととした。

このことは、行政機関と被災者の間で見解の相違をみることとなった。すなわち被災者とすれば、建物と一体物として撤去の意向が強かったが、津波被災地は面的に被害を受けており、基礎部分まで除去してしまうと敷地境界がわからなくなってしまうこと、復興事業の対象地となった場合にはかさ上げのため盛り土などの施工をすること、などにより家屋などの基礎部分については撤去しなかった。

市内における津波による解体撤去は2,246棟(平成24年3月31日現在)にのぼった。

なお、収集された津波ガレキは津波専用の仮置き場に集められた。

この後、津波被災地について、復興整備事業区域の土地利用がおおむね決定したことから、平成24(2012)年11月からは、復興事業の対象外として「現地復興型」(被災前のまちの機能を回復・向上)の区域にある約1,700棟を対象に、実態・意向調査の結果を踏まえ、同意を得て家屋基礎の解体撤去を実施することとした。

(2) 災害ガレキの処理

① 家庭系災害ごみの仮置き場を設置

3月11日の本震に続き、4月11、12日の余震、さらにこの間にも余震が続き、沿岸部以外においても多くの建物が損傷を受けた。

これら地震災害に伴って排出されたガレキ・ごみについては、2通りに分けられる。

その一つが家庭から出た災害ごみである。震災で壊れた家具や食器などを受け入

れることにより市民が1日も早く日常生活を取り戻せるよう、市は災害ごみを臨時的に集積する仮置き場を北部(四倉市民運動場、仁井田運動場、八日十日埋立処分場跡地)、東部(北緑地グラウンド、小名浜港運動施設)、南部(勿来市民運動場、クリンピーの丘)の3か所を設け、3月30日から本人もしくは本人から依頼された業者による受け入れを開始した。搬入手数料については無料とした。(写真4-20)

家庭系災害ごみの受け入れは平成24(2012)年3月31日で終了した。これらの家庭系災害ごみの片付けなどについては、多くの災害ボランティア活動の協力があつた。

なお、市は毎年実施してきた「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の枠組みを活用して4月20日から9月6日まで、町内会や各種団体からの申し込みに基づき、仮置き場へ運搬することが困難な家庭



写真4-20 仮置き場となった山田町の勿来市民運動場
〔6月30日 いわき市撮影〕

などから地区の空き地などへ排出された災害廃棄物などを特別収集し、被災地域を面的に支援した。(写真4-21)

② 分別を前提に災害ガレキ・ごみを仮置場へ

もう一つは家屋の解体に伴う災害ガレキである。生活環境の維持・保安上解体する必要がある家屋などを対象に、家屋所有者などの申請に基づいて、市が解体撤去するもので、6月1日から平成24年(2012)3月30日まで、生活環境部が窓口となって申請の受け付けを実施した。(写真4-22)

建物解体後は順次、災害ガレキとして仮置場に運搬し、分別して、それぞれリサイクルができるように選別を行った。(図4-4)

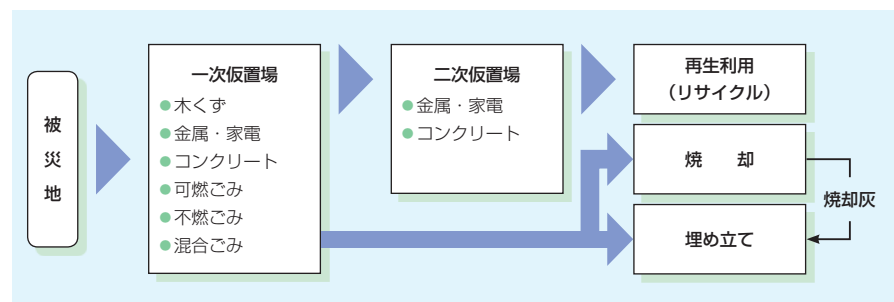
これら、津波ガレキや災害ガレキの発生量は約70万tと推定された。

市は、災害ガレキを一時的に保管する一次仮置場を設置した。

また、リサイクルを円滑に進めるため、二次仮置場を設置し、一次仮置場のガレキを「金属・家電類」・「コンクリート」などに分別して移送するなど、計画的なガレキの処理に取り組んだ。

災害ガレキの処理については、当初、国により処分が制限されていたが、6月23日、国が「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」を示したことから、本市においても基準に当てはまるものについて、一定の条件で災害廃棄物の処理を進めることができるようになった。

図4-4 災害ガレキの処理過程



③ 災害廃棄物を分別処理

これを受け、市は7月から、災害廃棄物について放射能に関する国の処理基準(市場に流通する前の状態で、廃棄物を安全に再利用できる基準100ベクレル/kg以下)を確認できた品目から順次、処理を開始した。

具体的には、コンクリートやアスファルトは道路の路盤材などに、鉄やアルミニウムなどの金属類は鋼材の材料に、木くずなどは住宅用建材などにそれぞれ活用するなど、リサイクル処理を進めた。処理に当たっては、福島県と(社)福島県産業廃棄物協会との災害協定に基づき、

同協会いわき方部会員で構成する共同事業体へ委託した。(写真4-23)



写真4-21 家庭から出た災害廃棄物の特別収集
〔6月21日 協同組合いわき市環境保全センター提供〕



写真4-22 地震で大きな被害を受けた建物を申請に基づいて撤去
〔平成24(2012)年4月 いわき市撮影〕



写真4-23 品目ごとに分別されたガレキ(新舞子ハイッグラウンド)
〔平成24(2012)年1月11日 いわき市撮影〕

可燃物となるガレキについては、先の「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」により、一定の排ガス吸着能力を有する施設において焼却することが可能となり、不燃物については管理型最終処分場に埋め立てすることが可能とされた。

④ 「東日本大震災に係る災害廃棄物処理実行計画」に沿って円滑処理を

いわき市内で発生した災害廃棄物約70万tのうち、約80%に当たる56万tをリサイクル、約6%の4万tを焼却、約14%の10万tを埋め立て処分する計画であり、平成24(2012)年10月末でリサイクル処理されたコンクリート片や木材などは約37%の26万2,000tに達した。

集積した災害廃棄物のうち、リサイクルできない木くずやプラスチックなどの焼却が必要な分については、北部清掃センターおよび南部清掃センターにおいて焼却処分する予定であったが、災害ガレキを焼却することによって周辺地域にどのような影響をもたらすのか、不安を持つ住民が多かった。このため、市は処分開始に向け、災害廃棄物の放射性物質の濃度測定、処理施設の周辺環境における放射線量モニタリングの実施・公表、施設周辺住民への情報提供、試験焼却などを行いながら、市民理解につなげる努力を継続した。

この結果、南部清掃センターについては住民理解を得て、平成24(2012)年9月から災害廃棄物仮置場に集積されたリサイクルが困難な可燃物について焼却処分を開始し、同時に瓦や土砂などの不燃物についても市内の埋立処分地への埋立処分を開始した。

処理完了に向けた計画としては、まだ完了していない家屋などの解体撤去を進め、これに伴う災害廃棄物の搬入と、すでに集積した廃棄物の選別・処理(リサイクルを含む)を、平成24(2012)年3月に策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物処理実行計画」に沿って、計画的かつ効率的に進め、平成26(2014)年3月末までの完了を目途にしている。

3 復旧・復興へ大きな力、ボランティア活動

(1) 相次いで災害救援ボランティア組織が設立

① 家屋被害などで、日常生活に戻れない状況

東日本大震災では、大地震や大津波でいわき市全体が家屋や敷地などの被害に見舞われ、多くの市民が日常生活を営むうえで大きな支障を来すことになった。



写真4-24 被災者とボランティアのニーズ受付
〔4月21日 市社会福祉協議会提供〕

このうち、家屋の損壊程度によっては中高齢者や障がい者などの多くは容易に日常生活を取り戻せない状況にあり、支援を求める声があった。(図4-5、写真4-24)

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災以来、大災害が起こるたびに被災地を救おうと、多くのボラン

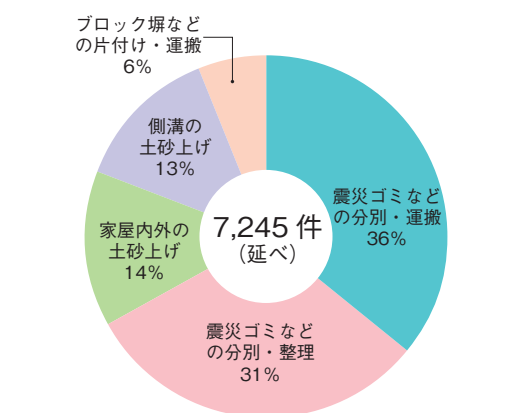


図4-5 いわき市における災害支援ニーズの内訳
いわき市災害救援ボランティアセンターでは、述べ7,245件のニーズに対し、7,169件のマッチングに対応した。〔平成24(2012)年6月30日現在〕
〔資料：「東日本大震災 いわき市における災害救援・復興支援活動について」から作成〕

ティアが駆けつけ、給水活動の支援や避難所運営の補助、ガレキ撤去、お年寄りの生活支援・話し相手など多岐にわたり支援の手を差し伸べる光景がみられたが、いわき市においても同様であった。

② 市、市社会福祉協議会にいわき市災害救援ボランティアセンターを開設

ボランティア申し込みは地震発生直後からいわき市に寄せられた。しかし、被災の著しいいわき市にとって、どのようにボランティアを受け入れ、支援を必要とする人々との橋渡しを円滑に行うことができるかなど、大きな課題となった。

ボランティアの育成・支援について、これまで市では「市民協働課」が役割を担っていた。一方各種ボランティアのうち、主に福祉関係に関しては「いわき市社会福祉協議会」が窓口となっていた。また、災害支援関係では、阪神・淡路大震災や新潟県の中越地震で支援活動を行った市民組織「災害ボランティアいわき」が存在していた。

地震発生直後から、電話、Eメール、本人来庁によるボランティアの申し込みや震災に関する問い合わせなどが相次ぎ、連日対応に追われた。

その内容も、何かボランティアをしたいという申し出やお年寄りの介護支援、避難所運営の補助など多岐にわたり、また被災者側からも福祉施設支援の依頼などが要望されたが、混乱の極みであった現場において、的確に対応しきれなかったのが実情であった。

このような状況にあって、いわき市、市社会福祉協議会、災害ボランティアいわきの三者は3月14日に会議を開き、避難所の対応を優先することとした。多くの避難所には市職員が配置されていたが、津波被害、原子力発電所事故による避難で長期化が予測され、避難所運営も長期に及ぶ可能性があった。このため、支援物資や食料の配布、避難者への情報伝達、身の回りの世話、乳幼児を持つ母親や高齢者への支援、市職員との連携など、さまざまなニーズに対応しなくてはならないことが考えられた。

会議では、ボランティアセンターの立ち上げやボランティアの窓口対応・役割分担、ボランティア保険の取り扱いなどのほか、災害関連情報や支援物資、災害義援金など、今後の情報共有を確認した。

3月16日には、いわき市と市社会福祉協議会に、それぞれ「いわき市災害救援ボランティアセンター」を開設。ボランティアの登録や派遣ニーズの受け付けを行い、被災者とボランティアとの間の橋渡しを行った。(写真4-25、26)



写真4-25 ボランティアのマッチング
〔4月21日 市社会福祉協議会提供〕



写真4-26 ボランティアの事前オリエンテーション会議
〔4月21日 市社会福祉協議会提供〕

③ 市社会福祉協議会へ窓口を一本化

当初は、それぞれが役割分担に応じて対応してきたが、避難所対応のほかにも、ガレキ撤去や家の片付け、被災者の話し相手など、ボランティアのニーズが多岐にわたるようになったことから、窓口の一本化によって橋渡しの円滑化を図る必要性が検討され、4月4日には、市災害救援ボランティアセンターの窓口を市社会福祉協議会に一本化した。

また、市（市民協働課）は市災害対策本部などとの連絡調整、被災状況の情報収集などに当たることとした。

運営に際して、市災害救援ボランティアセンターでは、九州ブロックをはじめ全国の社会福祉協議会や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議などから延べ350人を超える職員の支援を得ることができて、活動の円滑化が図られた。(写真4-27)

市災害救援ボランティアセンターの窓口を市社会福祉協議会に一本化した後、ボランティアのニーズが多岐にわたり、連携が必要となったことから、市社会福祉協議会、各地区の災害ボランティアセンター、いわき市、NPO法人いわきNPOセンター、NPO法人シャプラニールなどによる「いわき市内災害ボランティアセンター連絡会議」を随時開催し、情報や意見の交換により機能を高めることにつなげた。

会議のテーマは、個人情報の壁、ボランティア受入態勢の確立、被災者とボランティアにおける意識の違いによるトラブルなど、多岐にわたった。

④ 地区災害ボランティアセンターの立ち上げ

いわき市において災害といえば、近年はもっぱら大雨・洪水によるものであった。いわき市は広域都市であり、たとえば局地的な豪雨となると、降雨量の多寡によって独自に地区水防本部を立ち上げるようになっていた。つまり、平時はさておき、災害時には、それぞれ地域に応じた対策を講ずる必要性があった。

このことは災害ボランティアセンターの立ち上げと直接的な関わりはないが、地区という概念が地区民のなかに浸透し、災害に対しても自主的な意識をもって立ち上げに至ったものであることは確かだった。

今回の大震災にあって、特化した組織として立ち上がったのが「^{おなほま}小名浜地区災害ボランティアセンター」と「勿来地区災害ボランティアセンター」であった。

いずれも市民活動を実践してきた既設団体の組織替えや合体によって生まれたもので、市民活動の延長上に考えられたものであった。特に小名浜、勿来の両地区は人口も多く、加えて津波による被害を受けた。必然的に被災者からのニーズに応えることになり、いわき市災害救援ボランティアセンターの支部的機能や連携を取りながらの活動となった。

このほかにも各地区では、自らが被災しながら、ボランティアを組織、いち早く届いた支援物資を市民に配布する光景があちこちでみられた。(写真4-28)



写真4-27 ガレキの撤去と家の片付け
沿岸域では、津波堆積物と呼ばれる、潮水を含んだ土砂がガレキに付着していた。この土砂は性質上粘着力が強く、土砂除去は容易でなかった。
〔4月29日 市社会福祉協議会提供〕



写真4-28 いち早く届いた支援物資をボランティアで仕分け（常磐地区）
〔3月22日 菅波晋氏提供〕

日本人の心遣いに感動

ピーター・ギラン 氏

(いわき市教育委員会外国語指導助手／平谷川瀬)



ピーター・ギランさん

10
震災の
記憶

地震のときは、勤務先の平第三中学校職員室で仕事をしていました。その日はいわき市の外国語指導助手16人について、安否確認をしました。

オーストラリア政府から半径80km（50マイル）圏内から避難するように指示がありましたが、私は独身で、車もあり、何よりも元気です。これまでいろいろサポートしてもらったから、この機会にボランティアをしたいと思います。

3月12～16日は、テレビで情報を得ながら、自分たちでどのようなことができるか、話し合い、役割分担を決めました。

その間、水がなくても仲間が分担してトイレの水を川から汲んできて、飲み水は給水車から運んできて、絆が以前より強くなったのを実感しました。

ボランティアとしては物資運びや炊き出しをしました。仲間と江名と永崎、四倉にも行きました。家の片づけなどのボランティアをしていたとき、地区の人たちがコーヒーやお菓子を出してくれました、みんな被災しているのに。困っていても笑顔を忘れないし、辛抱強い、コーヒーを出してくれる必要がないのに出してくれるなんて、その気持ちや気配りに感動しました。

それから、震災に際してオーストラリアとの違いは、日本人はスーパーなどで200～300人がきちんと並んで待っていることですね。建物や道路の復旧が早いものにもびっくりしました。チャリティにも関心が高いですね。

(平成24年2月取材)

⑤ 地区災害ボランティアセンターの活動

小名浜地区災害ボランティアセンターは、4月19日（～7月18日）、NPO法人ザ・ピープルが中心となって設立された。勿来地区災害ボランティアセンターは、4月9日、NPO法人勿来まちづくりサポートセンターが中心となって設立（～5月20日）された。

活動内容は〔1〕津波被災地における倒壊家屋の片付けや家財の整理、掃除の手伝い〔2〕側溝からの津波土砂の除去〔3〕支援物資の受け入れと配布

〔4〕避難所からの引越し手伝い――などであった。（写真4-30）

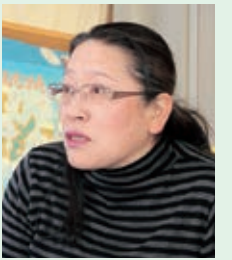
また、多くのボランティアの受け入れ窓口となり、ボランティアと被災者との調整役として、支援体制の円滑化を図った。



写真4-30 勿来地区災害ボランティアセンターの活動
農地のガレキ撤去も行われた。
〔5月2日 山口県宇部市提供〕

ニーズに応じ、ボランティアは
災害支援から復興支援へ

吉田恵美子 氏

(小名浜地区災害ボランティアセンター長
⇒小名浜地区復興支援ボランティアセンター長／小名浜)

吉田恵美子さん

11
震災の
記憶

地震のときは、「NPO法人ザ・ピープル」の定例ミーティングが終了した直後でした。緊急地震速報が鳴って、建物から外の駐車場に出たとき、誰かが大津波警報、と叫びました。自宅に帰ろうとしたのですが、渋滞が激しく、なかなか被災した家にたどり着けませんでした。

自分の家はともかく、何かしなくてはと思い立ち、心当たりで声をかけたところ、3月16日に保健福祉センター職員の電話があって、避難所への物資輸送に携わりました。マイクロバスを調達して物資輸送のほかに赤ちゃんの一時避難などを行ったのですが、そのうち、被災した住宅の片付けができないという声があり、単独では動きづらいので社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げました。

しかしノウハウがなく、最初は大変でした。たとえば、必要とするモノはたえず変わり、その都度細かく対応する必要がありました。側溝の泥上げ、ガレキ処理には多くの若いボランティアが何度も来てくれて助かりました。人材育成にもなっていると思っています。

そのうち避難所の人たちが自宅に戻ると、それからの支援が必要となることから、名前を復興支援ボランティアセンターに切り替えました。双葉8町村の人たちを含め地区の人たちに、心の支えとして交流サロンを設けるなどの活動をしています。少なくとも一時提供住宅が解消されるまで続けたいと思っています。（写真4-32）

復興支援ボランティアセンターの認知度はまだ低いのですが、心のつながりを大切にイベントなどを開くと、「この次は、いつやるの？」など訊かれ、この組織が期待されているのを実感し、とても励みになります。もっと多くの人に参加してほしいと思います。

(平成24年2月取材)



写真4-32 ボランティアセンター内に設けられた「交流サロン」
〔平成24(2012)年4月17日 いわき市撮影〕

⑥ 女性団体などのボランティア活動

東日本大震災の発生で不自由な生活を強いられた避難所の避難者や災害弱者などについては、きめ細やかな対応が必要となった。

これらの人たちを支援しようと、いわき市地域婦人会連絡協議会やいわき地区商工会女性部連絡協議会、いわき商工会議所女性会、いわき市健康推進員協議会、いわきふれあいサポートなどの団体が、積極的に炊き出し、心のケア、居場所づくりなど、女性ならではの特性を活かしたボランティア活動を展開した。（写真4-33）

このほかにも、日ごろの市民活動の延長として、地区住民や市外のボランティア団体と連携し、支援物資の配布や災害ごみの仕分け・運搬などの活動に尽力するボランティアも多くを数えた。



写真4-33 3.11トークカフェ（女性団体などの災害支援活動）報告会
〔平成24(2012)年5月 いわき市撮影〕

(2) 復興支援ボランティアの活動や生活支援事業の展開

① 災害救援から復興支援へ

震災から半年ほどが経過し、被災者が避難所を出て一時提供住宅へ入居、あるいは避難先から自宅に戻るようになると、被災者のニーズはこれまでの「災害救援」から「生活支援」や「コミュニティづくり」などへ変化していった。

このため、「市災害救援ボランティアセンター」および「小名浜地区災害ボランティアセンター」は、8月8日に、それぞれ「市復興支援ボランティアセンター」、「小名浜地区復興支援ボランティアセンター」へ名称・機能を変更。また、これに先立ち6月6日には「勿来地区災害ボランティアセンター」が、「なこそ復興プロジェクト」へ名称・機能を変更した。

それぞれの組織では、いわき市全体や地区における被災者の個別ニーズを把握したうえで、生活復興に向けた支援や、交流サロン・茶話会などの開催による地域の交流の場づくり、生活支援相談員による定期的な見守り訪問などを中心とした取り組みを進めている。

市社会福祉協議会、地区復興支援ボランティアセンター、いわき市、NPO法人いわきNPOセンター、NPO法人シャプラニールなどによる「いわき市内災害ボランティアセンター連絡会議」は、8月11日からは実態に合わせて「いわき市復興支援ボランティアセンター連絡会議」と改称して開催。

会議では、ボランティアの内容が交流や見守りなどへ移行していることを踏まえ、生活支援相談員の立場と役割の認識、イベント・サロンの持ち方や他NPO、民間企業との連携、生活支援に関する業務分担の確立、また、双葉郡内町村の仮設住宅も多く建てられている実情を念頭に、これら町村とどのように連携していくか、などがテーマとなった。(写真4-34)

これまでのボランティア登録者数は平成25(2013)年1月31日現在で、5万4,137人(活動者数延べ5万5,802人)を数えた。

また、市社会福祉協議会では被災者の生活支援に向け、応急仮設住宅などにおける見守り、相談、情報提供、交流の場づくりなどを行う「生活支援相談員」を、平成23(2011)年7月に6人(→25人)配置するとともに、避難生活で閉じこもりがちな住民が運動や会食、健康相談を通じて潤いのある時間を過ごせるよう、平成24(2012)年2月から「津波被災地域高齢者の交流と健康づくり事業」(いきいき交流サロン)を実施している。

② 今後の組織連携やボランティアなどによる被災者生活支援

今後は復興へ向け、〔1〕コミュニティの再構築 〔2〕自立に向けての支援 〔3〕ボランティアなど外部支援者と長期的な支援を視野に入れた関係づくり 〔4〕避難元の行政や関係機関との連携――など、これまで以上に行政区長や民生児童委員などとの人的な連携、行政やNPO、関係機関・団体との組織的な連携が必要になってくるものと考えられる。



写真4-34 ボランティアに関する機関・団体が参加し「いわき市復興支援ボランティアセンター連絡会議」を開催(市社会福祉協議会提供)

4 モノ不足の解消へ向けて

(1) ガソリン不足の背景と供給復活への道のり

① 災害と石油(ガソリン)の法的な関係

「災害対策基本法」第36条第1項及び同37条第1項には、国の指定行政機関などは防災業務計画を策定することが義務づけられている。所管する所掌事務に関し、防災に関し取るべき措置を盛り込むことを規定しているもので、いわき市で言えば「いわき市地域防災計画」に当たる。

基本法にある指定行政機関の一つである経済産業省の「経済産業省防災業務計画」をみると、「電気、ガス等ライフラインの機能の確保等」として電気、ガス、熱供給、工業用水道が位置づけられている。石油に関しては、「危険物等における災害予防対策」のなかで石油コンビナート施設等の危険物施設に対する災害予防対策として位置づけられているだけで、ガソリンの安定供給に関しては、「災害対策基本法」の範疇には存在していない。

ガソリンに関して規定されているのは、昭和50(1975)年に公布された「石油の備蓄の確保等に関する法律」(以下、「石油備蓄法」)である。石油を産出できない日本は中東諸国からの輸入に頼っているが、戦争などで輸入できなくなった経験を踏まえ、有事に備えた石油の備蓄に関して法制化したもので、最初は民間の石油精製業者を対象に、後に国家備蓄に関しても法制化した。しかし、あくまでも政治不安定な諸外国の動向を見据えたもので、大災害という国内の有事を想定したものではなかった。(写真4-35)



写真4-35 小名浜石油株のガソリタンク(いわき市撮影)

② ガソリン供給の不足を招いた石油関連施設の被災

大地震によって、東日本は未曾有の被害に遭ったが、それは石油製油所(原油を精製して燃料油、石油化学製品などを製造する施設)、油槽所(石油製品を一時的に貯蔵し、タンクローリーに積み込む設備を持つ施設。別称、オイルターミナル)、給油所、タンクローリーなどの石油関連施設・車両においても例外ではなかった。

全国27製油所のうち関東・東北の6製油所が操業停止して、全国の精製能力は全体量の約7割へ減じた。精製以下の油槽所については東京近郊を除く東北・関東地方の29か所のうち23か所が停止した。さらに末端の給油所まで被災したことにより、東日本の供給はたちまち行き詰った。海上からの補給をしようにも太平洋側の港湾は軒並み被災していた。(86ページ・図3-8)

しかし、災害に関するガソリン不足に対応した場合について明確な法規定がないため、即座の対応ができない。3月14日、民間に備蓄を義務づけた国内需要の石油70日分を3日分引き下げ、約126万klを放出することを発表した。具体的にどのように被災地へ供給するかについて、具体策はなかった。

その一方で、東京電力(株)は電力の供給が危ういとして、13日午後10時ごろ、首都圏を対象に翌日から計画停電すると発表(16～29日に断続的に東京都の一部で実施)した。すると、たちまち不安が増長して首都圏を駆け巡り、移動の足を確保するためのガソリンをめがけて給油所に走り、給油所に通じる道路には自動車が長蛇の列を成した。不安と長蛇の列は、計画停電中止後も尾を引いた。

いわき市をはじめとする被災地は慢性的なガソリン不足に陥った。(図4-6)

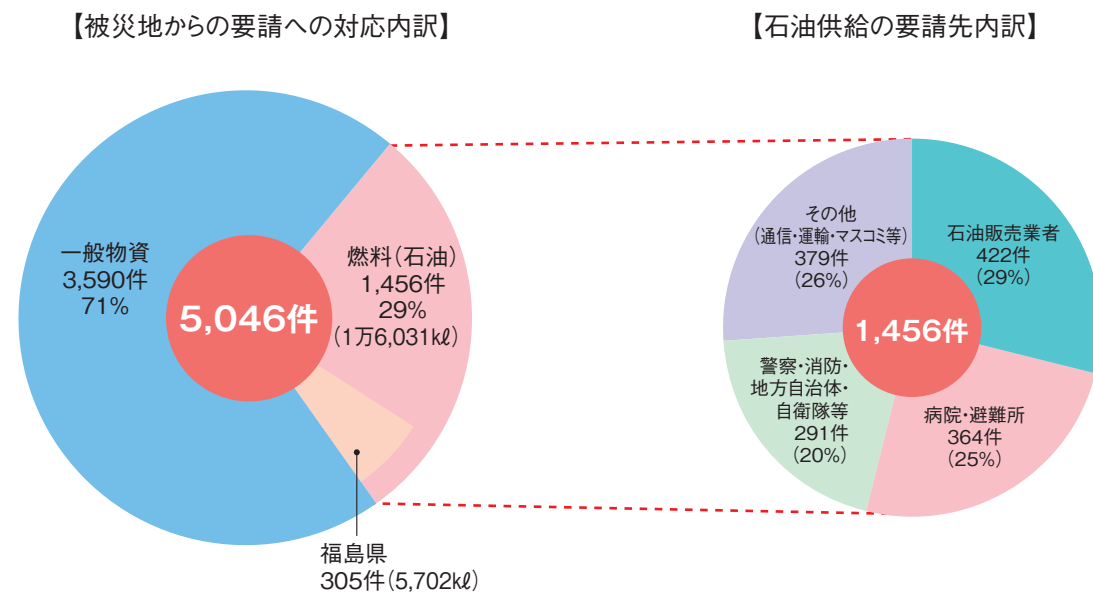


図4-6 被災地からの要請に対する石油を中心とした政府の対応内容
〔資料：資源エネルギー庁のホームページ「化石燃料の現状と課題」から、一部改変して掲載〕

③ 放射性物質飛散の影響で供給がさらに詰まり

3月中旬を過ぎると、ガソリンを供給する施設などが復旧したが、今度は輸送面に支障を来すようになった。放射性物質の飛散で、いわき市の一部に屋内退避命令が出たことにより、“いわき市全体が危険”という風評が飛び交い、来市を拒否する事態が生じるようになった。

市内を走る新常磐交通(株)の路線バスは、燃料調達が難しくなったため、15日午後から全面運休となった。もはや、市長をはじめとした個別的なネットワークを駆使しての要望に頼るしかない状況であった。それは市民向けと同時に、災害対策本部の活動を円滑にするため、緊急災害対応の必要な公用車優先、という切実な思いもあった。

政府は3月16日、いわき市など福島県内4市の市民向けに緊急避難用ガソリンのタンクローリーによる運搬を開始した。前日の市長要請を受けての措置であったが、原子力発電所事故の影響による運転者側の要望で、搬送先は郡山市までとされた。このため、福島県は自衛隊や福島県石油商業組合などに要請して運転手やガソリン輸送車の確保に努め、市は、急きょ、大型特殊免許や危険物取り扱いの資格を持つ消防職員など20人を派遣し、タンクローリー8台分のガソリンと軽油を市内11か所の給油所に供給したが、市内の全需要からみて不足解消までにはいたらなかった。

3月17日、政府は「ガソリン・軽油等の緊急の供給確保と輸送力強化の抜本対策」を発表した。その主な内容は〔1〕西日本における製油所の稼働率引き上げと追加増産分について東北地方への大量転送〔2〕タンクローリーの追加投入〔3〕被災地において重要な拠点サービス・ステーションを指定し、重点的に供給ーなどであった。(86ページ・図3-8)

具体的な安定供給の確保策として、おおむね3日以内に西日本製油所の在庫のうち5万klを関東圏に転送することを石油各社に指示、稼働中の関東圏において在庫の取り崩し、各社へのタンクローリーの提供――などを挙げ、操業停止中の製油所が回復見込みとなる来週後半ごろまで、「今後、数日間が重要」とした。これは燃料供給対策について、初めての具体策であった。大地震から1週間が過ぎていた。

市長は3月16日から小名浜石油(株)に対して再三石油の公共放出を要請していたが、3月19日、国の指示および県の後押しも



写真4-36 小名浜石油(株)のガソリンタンクから給油するタンクローリー
〔いわき市撮影〕

あって一般市民にも供給されることが決まり、20、22、24、26日の間、4回にわたってガソリンや灯油、軽油、重油の計2,828klが放出され、市内約60か所のガソリンスタンドで市民にも供給された。(写真4-36)

こうしたなか、政府は震災被害地へ石油製品が行き渡るよう万全を期すため、3月21日、民間に備蓄を義務づけた国内需要の石油67日分から45日分へ、さらに22日分引き下げ、約924万klを放出(この措置は5月20日まで継続し、翌21日から民間備蓄義務を70日分へ戻した)することを発表した。

前日の措置によって、22日には市内約50か所の給油所でガソリンの販売が行われたが、潤沢にはほど遠かった。

④ 3月下旬にガソリン供給改善へ

3月23日付の『福島民友』は「政府は被災地を優先して供給を強化する姿勢を打ち出し、輸送ルートや製油拠点は回復しつつあるが、一般に行き渡る具体的な見通しは一向に立っていない。タンクローリーなど輸送手段の不足、原発事故の風評が運搬に与えた影響などが指摘されるが、燃料不足が震災後の住民生活や経済を決定的に不便にしており、県民の怒りは爆発寸前だ」と報じている。(写真4-37)

大地震から2週間、少しずつ日常生活を取り戻すためには、ガソリンは不可欠であることがみえてくる。供給する側としては石油自体の総量は十分に確保できたことは関係者共通の認識であったが、その先の輸送手段が大幅に不足していた。風評がこれに輪をかけた状態が続いた。

3月下旬になると、ガソリン到着が相次ぐ。

3月26日には福島県、いわき市、民間事業者が連携して市内給油所に250klを供給した。3月28日には、入出港の自粛措置を取っていた小名浜港の大剣ふ頭について供用が開始され、翌日には、約2,000klのガソリンを積んだ、民間の大型石油タンカーが、31日にも同量を積んだ別タンカーが、それぞれ入港した。また、JR貨物も被災地への輸送を開始した。

こうして、市内の燃料不足は4月上旬までには解消されていった。(図4-7)



写真4-37 ガソリンを求めて、自動車なが蛇の列
〔平成23(2011)年3月28日 関彰商事(株)提供〕

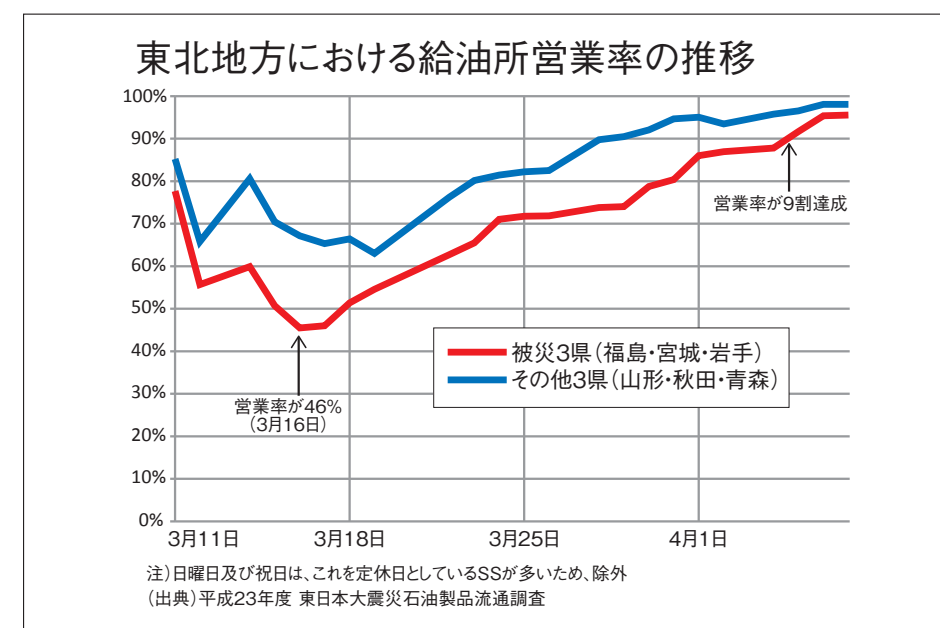


図4-7 東北地方における給油所営業率の推移
〔資料：資源エネルギー庁ホームページ「東日本大震災における燃料供給について」から、一部改変して掲載〕

⑤ 大震災の不備を改善するための法整備へ

東日本大震災は、石油、LPガスなどの供給企業に大きな被害を与えたことから、石油供給体制を見直す契機となった。

震災後の資源・エネルギー動向の変化に対応するため、経済産業省は12月、災害時における石油、石油ガス、天然ガスの安定供給確保を内容とする「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」を策定。法整備に向けて種々検討され、平成24(2012)年9月には「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（災害時石油安定供給法）が公布された。

(2) 物流の回復へ向けて

① 生産停止、交通遮断で極端に商品が品薄

震災後、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでは、被災した店舗の復旧作業を進めながら在庫がある限り営業を続けたが、各種の生産工場が被災したうえに、交通が遮断され、また一般の通行も制限されたことから、物流が滞り、3月15日ごろからは、ほとんどの小売店が営業できない状態となった。(写真4-38)

救援物資は徐々に市内へ届くようになったが、通常の物流が回復せず、一般家庭に物資が行き渡らない状況に陥った。スーパーマーケット、小売店などにおいては、生活必需品などを買い求める人で長い行列ができるなど、震災により引き起こされた物資不足は、市民生活に大きな影響を与えた。



写真4-38 陳列棚から消えた日用品
〔平成23(2011)年3月12日 いわき民報社提供〕

市内および近隣の食品製造業者や小売業者などの被害が甚大で、かつ被災した地域が広域であるため、交通網の遮断によって流通在庫を融通し合う機能が十分に果たせず、量が確保できなかったことが、品不足となった大きな要因となった。加えて、放射性物質の飛散による風評が過剰な思い込みを生んで、いわき入りしなかったことが事態を一層深刻にした。(表4-4)

表4-4 小売店の営業状況

月日	区分	スーパーマーケットの 主な営業状況	コンビニエンスストアの 営業状況	備考(福島第一原子力発電所事故に係る 状況など)
3月11日(金)～ 14日(月)		・マルト16店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・イオン (旧サティ) ・ヨークベニマルの数店舗 など	市内全域で通常営業としていたが、物流の悪化に伴い、次第に閉鎖店舗が増加	・3月11日=半径3km圏内の避難、 3～10km=屋内退避 ・3月12日=半径10km圏内の避難⇒ 20kmに拡大
3月15日(火)				・半径20～30km圏内の屋内退避
3月16日(水)		・マルト5店舗 ・イトーヨーカドー平店 など	市内全域で閉鎖	
3月26日(土)		・マルト11店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・ヨークベニマル内郷、勿来 江栗店 ・タウンモールのリスポ ・ラトブ ・エブリア など	・ローソン16店舗 ・セブンイレブン34店舗 など	ダイユーエイト（5店舗）などのホームセンター、小規模な食料品店、飲食店、理容店なども順次、営業を開始

② 物流の再開へ向け、生産再開、道路開通

このような深刻な状況の一刻も早い事態改善を市長が片山総務大臣に訴えた結果、海江田経済産業大臣を通じて業界団体に働きかけがなされ、また通行が規制されていた常磐自動車道^{じょうばん}いわき中央IC－水戸ICで上下線の道路復旧工事が完了して、21日から一般車両の通行が再開されたこともあって、閉店していた市内全域のコンビニエンスストアが3月22日から徐々に再開するようになった。

また、市では、スーパーマーケット、小売店などが再開する目途がつくまで、公民館などで市民へ支援物資を配布（91、168、169ページに記述）するなどの対策を取った。

その後、震災から2週間が経過すると物流が回復しはじめた。

3月25日付の『福島民報』は「東日本大震災の発生から二週間となり、県内のスーパーマーケットなどでは、棚に並ぶ食品などの商品数が少しずつ増え始めた。道路網やメーカー工場の復旧が進んだためとみられる」と報じている。

3月28日ごろには、営業時間の短縮などを余儀なくされながらも、大部分の小売店が再開した。

また、郵便事業についても、集配がストップしていたが、総務省などへ働きかけたことにより、3月25日ごろから配達が開通。全般にわたり市内の物流が正常化に向かった。

5 水、電力、交通機関、通信などの復旧

(1) 2度の断水を克服して上水道を復旧

① 復旧を遅らせた放射性物質の飛散と風評

3月11日に起こった大地震では、水道施設の被害は甚大だった。浄水場から配水池への送水管と配水池以降の幹線管路で漏水が多発したことから、市内のほぼ全域で、約13万戸が断水する事態となった。(写真4-39、図4-8)



写真4-39 水道管の損傷で漏水が多発
〔市水道局撮影〕

水は市民生活に欠かせないものであり、水の確保が復旧へ向けた最優先課題となった。

市水道局では、震災直後から24時間体制で復旧・給水作業を開始した。翌12日から14日にかけて送水系の基幹管路の復旧作業を完了し、配水池への送水を始めた。13日からは、順次配水可能となった配水池から段階的に配水を再開し、市立総合磐城共立病院などへ通水した。

また、震災直後ただちに給水所を設置するとともに、いわき管工事協同組合やいわき管友会、ボランティアなどの協力により、給水車などによる拠点給水を行った。(写真4-40)

その一方で、いわき管工事協同組合の協力や全国から水道事業体の応援を得て、早期の復旧をめざそうとしたが、福島第一原子力発電所の事故に伴い、



写真4-40 平体育館で実施した給水
〔3月12日 市水道局撮影〕

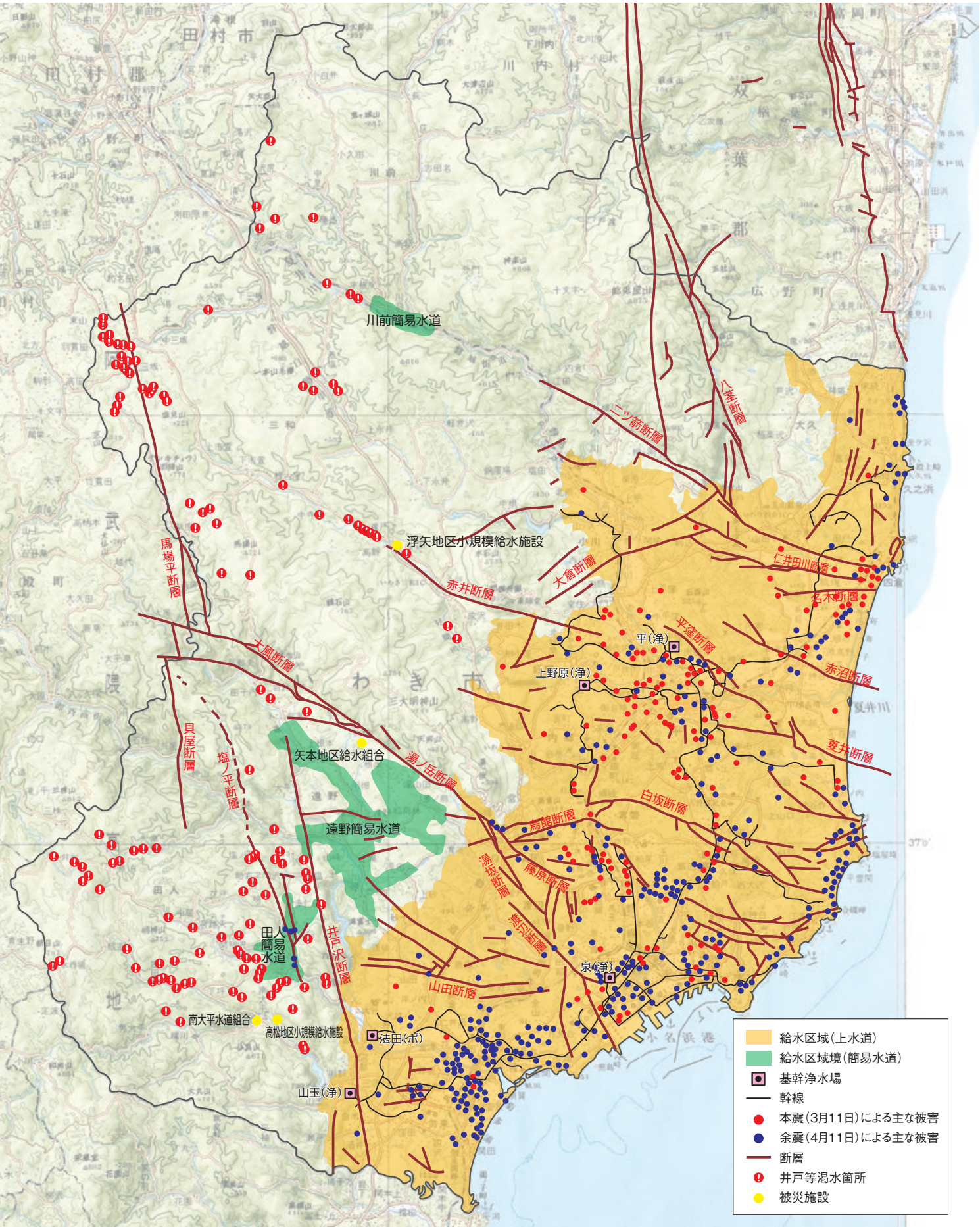


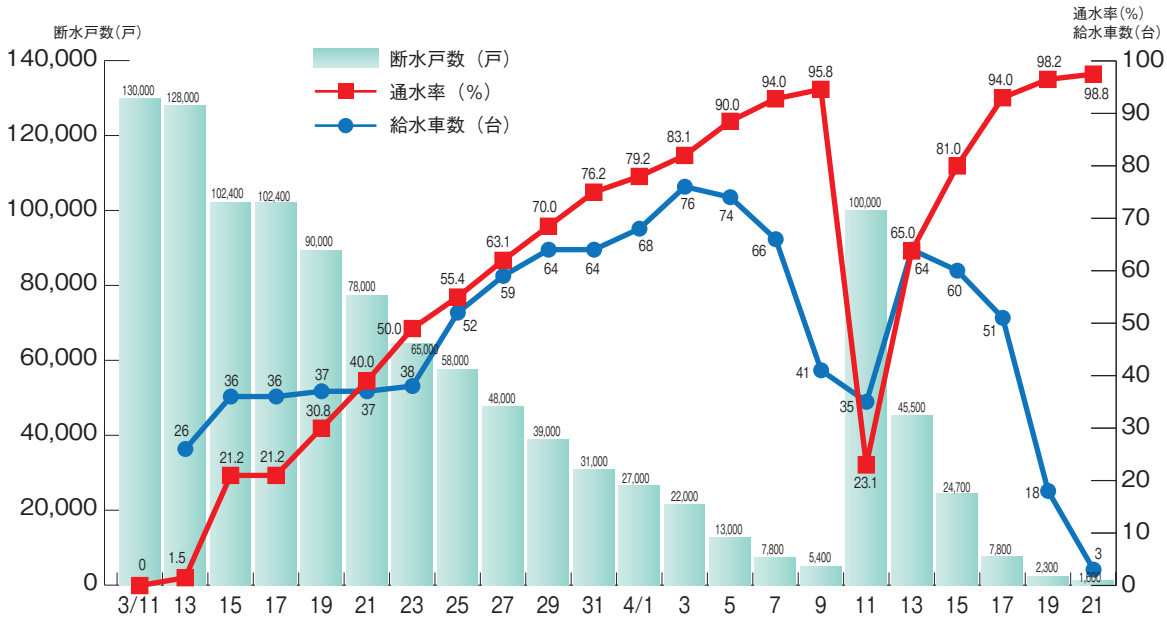
図4-8 東日本大震災における上水道配水管の被害状況および上水道区域外の生活用水被害状況
[1：200,000地形図(原寸×0.95) 白河(平成18年修正) 国土地理院発行]

いわき市の一部を含む福島第一原子力発電所から30km圏内に屋内避難の指示が発令され、またいわき市全体が避難に及ぶような印象で報道されたことが早期復旧を妨げた。

早期復旧が妨げられた要因としては、三つの事項が考えられた。

一つには、輸送路が地震被害に伴う道路の破損などで通行が一部妨げられ、加えて放射性物質による汚染を懸念して、資材を運搬するための自動車がいわき市入りしなかったこと(水戸止まり)、二つには、期待されていた他自治体・団体からの応援が原子力発電所事故の影響で、早期のいわき市入りを断念せざるを得なかったこと、三つとしては市内業者も被害を受けており、復旧工事が予定どおり進捗しなかったこと、などが上水道復旧を遅らせることになった。

それでも、いわき管工事協同組合の協力のもと、水道局の災害用に備えた資材などでできる限りの応急復旧を進めて、通水率のアップを図った。3月下旬からは課題となっていた3点が解消され、昼夜を問わない復旧作業により、4月10日には97%まで回復した。(図4-9)



注) 震災直後、原発事故の影響で復旧・給水活動が容易に進まなかった。
図4-9 震災後の断水戸数および通水率、給水活動状況

兄弟都市の力で、是非にも強力な支援を

柳田利夫 氏、増田竜也 氏、甲斐雄一 氏
(宮崎県延岡市上下水道局水道課)

○甲斐氏・増田氏=私たちは3月31日に延岡市を出発し、4月7日まで小名浜地区で給水活動を実施しました。

○柳田氏=私は第1陣だったので、3月24日に給水車で延岡市を出発し、3月26日にいわき市に到着、4月1日の朝まで給水活動を行いました。

実は、3月14日に延岡市を出発した幻の第1陣がありました。震災翌日の3月12日に東京の日本水道協会

延岡市からの支援を代表して柳田利夫さん(左)、増田竜也さん(中央)、甲斐雄一さん(右)

から九州の協会に対して、被災地への救援に係る要請があり、被災地への救援について希望をとった時、井ノ上と福田というものが、真っ先に手を挙げました。

課長からは、被災地で生活するためのキャンプ用品を調達するよう指示され、テント、寝袋、ガスコンロ、カップ麺などをホームセンターでつけ払いで購入し、給水車に積んで、二人は延岡市を出発しました。3月15日には、静岡県^{しずま}の御殿場に到着しましたが、そこで協会側から福島原発の事故が連続して発生したことや交通事情等で責任は持てないと言われ、苦渋の決断の末、3月17日に延岡市に戻ってきたのです。

その後、井ノ上は第4陣として4月14日から20日まで給水活動を実施しました。福田は給水活動ではなく、り災関係の応援でリベンジしました。

○**甲斐氏**＝宮崎県では、口蹄疫や鳥インフルエンザ問題で、全国から多数の支援をいただきました。幸いに延岡市では口蹄疫での牛の殺処分はありませんでしたが、宮崎県全体で対応しました。延岡市の職員全員も交代で、殺処分を経験しています。今回の支援で辛いと思ったことはありませんでした。

○**甲斐氏・増田氏**＝辛いといえば、給水活動が朝早かったので、起きるのが辛かったことぐらいでしょうか。3月31日にいわきに着きましたが、余震がまだ多かったので多少不安はありました。宿泊していたいわき平競輪場では、50人以上の大部屋でしたので、睡眠が取りにくかったです。

○**柳田氏**＝課長からの指示で、ホームセンターで購入したキャンプ用品一式を持って行ったのですが、来てみると思った以上にギャップがありました。食事は、昼と夜はお弁当を出してもらい、朝は、途中から市役所の近くで食べさせていただきました。

被災地であるにもかかわらず、いわき市さんの配慮や準備の良さに、申し訳ないという気持ちがありました。逆の立場だったら、果たして私たちはこのような対応が出来るのだろうか、とも考えました。

私の場合、給水活動の場所は主に小名浜や江名地区でした。給水の順番待ちでは、皆さん列を乱したりせずきちんと順番を待っていました。また、小名浜の港ヶ丘では区長さんが住民をまとめてくれました。30分から40分待たれるのですが、誰も文句を言いませんでした。

私たちが逆にいわき市の人から「がんばってね」とか「ありがとう」とか励ましの言葉や、清涼飲料水やお菓子もたくさんいただきました。日本人の心を感じました。

また、4月11日の大規模余震のとき、私は延岡市に戻っていたのですが、電話のやり取りで、ほぼ復旧していたいわき市の水道が、また断水したことを聞きました。その後3月の震災のときよりも早く復旧出来たというのを聞いて、水道の団結力を改めて感じました。(写真4-42)

○**増田氏**＝給水活動に行った私たちを、いわき市がサポートしてくれたので感謝しています。いわき市でホープという雑誌をみました。いろいろな観光地などが掲載されていたので、今度は観光で行きたいと思います。

○**柳田氏**＝勇気付けられて帰ってきました。日本人、いわきの人たちのすごさを感じました。辛抱強さ、団結力、共助を感じました。また、日本はまだまだ大丈夫だと感じました。世代間で継いできた賜物であり、目には見えない脈々と続いている日本人の絆を感じました。

いわき市に着いたとき、初めて行った所なのに、なんとなく延岡市に似ている雰囲気を感じ、兄弟都市の縁だなあ、と思いました。

これからも交流を続けていきたいです。困ったときの兄弟ですから。

(平成24年3月取材)



写真4-42 延岡市の応援による給水活動
〔3月27日 延岡市提供〕

② 誘発地震で生じた大規模断水を、総動員で復旧

4月11日には、いわき市南部を震源地とする震度6弱の直下型地震が発生した。この地震では、市南部にある泉浄水場、山玉浄水場などの浄水施設やポンプ場などの配水施設が停電により一時稼働できない状態となり、また市内全域で基幹管路に漏水が多発したため、ふたたび約10万戸が断水となった。(図4-8)

“あと一歩で復旧”というところまでこぎつけた時点の被害であっただけに、関係者の表情は暗く、疲労感が広がった。加えて翌日にも震度6弱の地震が発生した。

しかし、4月に起こった誘発地震後の対応は3月の地震時とは大きく異なっていた。3月は原子力発電所事故の影響から応援人員や応急資材などの確保に苦慮したが、4月の地震発生時には、それらの課題はすでにクリアできていたことから、地震直後から総動員で復旧に取り組むことができた。

また、3月の経験を踏まえ、迅速に応急給水体制を整備し、対応するとともに、計画的、効率的に復旧工事を進め、通水区域を広げていくことができた。

大規模誘発地震10日後の4月20日には通水率が98.8%に達し、津波や地すべりの被害で復旧が困難な地域(1.2%、約1,600世帯)を除き市内ほぼ全域で復旧が完了した。未復旧となっている被災地域については、道路整備など、地域全体の復旧作業と連携しながら作業を進める方針とした。

③ 給水活動

水道施設の復旧作業を急ぐ一方で、未給水区域への給水や緊急時に備えた医療機関への給水は大きな課題であった。

大地震直後から、病院への巡回給水や非常用地下貯水槽による応急給水活動を開始。翌12日からは、市内各地に給水所を設置するとともに、風船式給水槽による避難所への給水活動を開始した。(写真4-43)

しかし、断水発生からしばらくの間は、給水車を動かすためのガソリン不足や風評被害により限られた車両や人員で対応をせざるを得ず、給水要請などに十分に答えられない状況が続いた。

その後、3月下旬には全国各地の水道事業体や自衛隊などの支援を得られるようになって、より多く場所で給水活動が可能となった。最も多い時で給水所の開設は55か所。当初の予定よりも早く給水を復旧することができた。

なお、全国からの水道関係応援人数については、給水活動が給水車延べ549台、約1,300人、復旧活動は5団体約1,061人に及んだ。

④ 小規模給水施設や井戸などの復旧

市内中山間地域の水道給水区域以外においては、3月11日だけでなく、特に4月11日発生の誘発地震によって水源枯渇や施設破壊などによって生活用水が絶たれた。(47ページに記述、154ページ・図4-8)

復旧には多額の費用が要することから、市は既設の小規模給水施設整備事業を拡充。遠野町、小川町、田人町では復旧工事が進められ、それぞれ通水を果たした。

また、家庭飲用の井戸や沢水なども広範囲にわたって水源枯渇、施設被災の状況が生じたことから、11月に復旧経費の一部を補助する制度を新たに設けた。この制度を利用して復旧工事が行われたのは、田人町、三和町、遠野町、川前町など約180件に及んだ。



写真4-43 市内各所に給水所を設置
〔3月 市水道局撮影〕

(2) 下水道、電力、都市ガス、通信の復旧

① 下水道

メインの北部、中部、南部の浄化センターは被災したものの、応急復旧により中断することなく処理を継続しており、平成25(2013)年3月に本格復旧を予定している。

下水道施設については、津波被害を受けた久之浜^{ひさの はま}ポンプ場は土地区画整理事業などの復興事業の整備にあわせて再整備を行い、これ以外の施設については一部を除いて、平成24(2012)年度末までには本復旧を予定している。

② 電力

東北電力㈱いわき営業所によると、3月11日の地震発生直後、市内各地で2万670戸が停電となった。さらに、4月11日の大規模直下型地震にはふたたび停電となった。その戸数は、市内ほぼ全域にわたる19万9,731戸であった。

この事態に対し、同社では地震発生直後より、県内外延べ9,237人の応援体制で復旧作業を進め、3月の本震では、津波で流出した箇所を除き1週間以内に復旧し、4月の誘発地震では翌日の12日までに、市内全域で停電を復旧させた。(写真4-44)

なお、津波や土砂崩れなどによる直接の被害箇所については、がれきや土砂の撤去が広範囲におよび一定期間を要したが、震災発生から48日後の4月28日までに、市内全域で復旧させた。



写真4-44 復旧工事を急ぐ（小名浜）
〔3月 東北電力㈱提供〕

③ 都市ガス

3月11日の地震では、ガス管破損によるガス漏れなどが発生したことから、常磐共同ガス^{じょうばん}㈱管内で、常磐・内郷^{うちごう}・好間地区^{よしま}の1万4,572戸が、常磐都市ガス^{にしか}㈱管内で錦地区の646戸がそれぞれ供給停止となった。また、東部ガス^{たいら}㈱管内で平地区の91戸について、一時的にガスを停止する保安閉栓措置を取った。

都市ガスの復旧にあたっては、配管が地中に埋設されていることや、各家庭内ガス器具の個別点検が必要であることに加え、原発事故の風評被害で資材の調達が難しくなったことから、復旧までにかなりの時間を要したが、地滑りなどの被害が大きい一部地域を除き4月20日ごろまでには復旧した。(写真4-45)

また、各事業者は、都市ガスを利用できない間の生活が少しでも改善されるよう、卓上カセットコンロの貸し出しや小型ガスボンベの無償提供を行った。



写真4-45 ガス管の修繕工事（常磐下湯長谷町）〔4月15日 常磐共同ガス㈱提供〕

④ 通信

大地震直後、安否確認などの通話が集中したことから、緊急通報などの重要通信を確保するため、NTT東日本は最大で90%、携帯電話・PHS各移動体通信事業者は最大で70～95%とそれぞれ通話規制を行った。また、停電などで固定電話の交換局や携帯電話基地局が停止したことから、市内全域で電話がつながりにくい状態が続いた。

NTT東日本福島支店によると、県内では、震災当初光回線（音声通話・インターネット）の約7万回線、その後加入電話約4万回線が不通になったが、加入電話を含め、震災発生から1週間後の3月18日には、津波被災地域を除いた市内ほぼ全域で復旧した。

携帯電話などについては、4月末までに一部の地域を除き震災前とほぼ同等レベルまで回復した。なお、各通信事業者は、被災者の通信手段を確保するため、災害用伝言サービスの運用や避難所への無料特設公衆電話の設置、移動基地局車の配備などを行った。

(3) 医療機関の復旧

① 災害拠点病院としての市総合磐城共立病院

ア 入院、救急患者への対応

地震発生後、市立総合磐城共立病院^{いわき}は、建物被災を受けたが、その一方で、ただちに院内に災害対策本部を設置。入院患者を屋外退避させる一方で、病棟被害の確認など、入院患者の安全確保に努めた。(写真4-46)

その後、同院では、電気・水道・ガスの主要ライフラインが3月14日までには全て復旧したが、原発事故の影響により、避難区域の更なる拡大が懸念された。このため、同院は、市消防本部などを通じ、市外の病院へ転院搬送するための救急車や防災ヘリ、自衛隊ヘリを確保。NICU（新生児集中治療室）や小児科、産婦人科など放射線の影響を受けやすい患者、退避にあたり困難が予想された人工呼吸器装着患者などを搬送する際には、搬送先まで同院の医師や看護師が同行した。

一方で、同院は、診療機能が停止・低下した医療機関から重症入院患者の受入や震災で受傷した救急患者の受入を積極的に行ったほか、市医師会と連携し避難所への巡回診療を行うなど、医師や看護師など職員総動員で、市民の生命と健康を守るため、地域医療最後の砦としての使命を果たし、また本市唯一の災害拠点病院としての役割を維持した。(写真4-47)

イ 外来患者への対応

市立総合磐城共立病院^{いわき}は、原発事故による物資不足や、地震、津波により被害を受けた緊急を要する患者への対応のため、緊急を要しない外来診療や定期手術を一部制限した。また、市内医療機関の休診や調剤薬局の休業が相次いだことにより、同院以外の医療機関をかかりつけとする多くの患者が薬を求めて来院したことから、通常は院外で処方する薬を院内での処方に切り替えた。また、市薬剤師会や病院の門前薬局に開

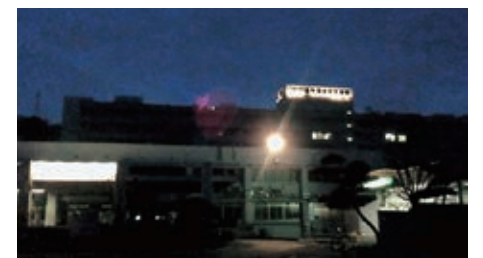


写真4-46 昼夜を分かたず、災害拠点病院としての役割を果たす、市総合磐城共立病院
〔3月21日 市立総合磐城共立病院撮影〕



写真4-47 市立総合磐城共立病院医療スタッフが避難所の巡回診療を開始
〔3月13日 市立総合磐城共立病院撮影〕

店を要請し、協力連携しながら外来患者への対応を行った。在庫が減少した医薬品は、同院職員が市外の間屋へ直接出向いて調達した。

②震災の記憶

共立病院と分担して避難所を巡回して診療

木田 光一 氏

(当時・いわき市医師会長)



木田光一さん

地震のとき、医院で診療中でした。診療室の物が倒れ危険なので、そのとき、検査中だった1人の患者さんには帰ってもらいました。外へ出ると町内会の人々が10mの津波が来ると叫んでいたこともあって、職員を帰宅させ、自宅へ寄った後、医師会の事務所がある医師会館に向かいました。しかし、医師会館と市災害対策本部の電話は通じないため、午後10時過ぎに災害拠点病院となっている共立病院へ出向きました。意外なことに、^{はんしん あわじ}阪神・淡路大震災のような家屋の倒壊に伴うけが人の搬送はほとんどなく、津波により被害を受けた人の搬送が多い、と院長から聞かされました。

翌日から院内に設けられた災害対策本部の本格活動が始まりました。市内には多くの避難所が開設されており、共立病院と地区を分担して巡回診療にとりかかりました。開業医70人、勤務医57人の方々には大変お世話になりました。医師会としては、他に災害があった場合は、派遣できるよう、準備を整えたいと思っています。

12、13日と原子力発電所が爆発を起こすと、放射能の影響もあって医薬品が納入されず、こちらから取りに行こうにもガソリンがない、という状況に陥りました。

このため、不足する医薬品の数を急ぎまとめ、支援を仰いだところ、3月17日に^{あいちけん}愛知県医師会から自衛隊を通じて800kgの医薬品が届きました。地域医療崩壊寸前のところで助けていただき日本医師会災害医療チーム(JMAT)をはじめ関係者の方々にはとても感謝しています。

今回の場合、もっと早く市災害対策本部に直接参画していれば、情報の共有ができて、医師会の力が発揮できたのでは、と思っています。

(平成24年2月取材)

② 市内医療機関の状況

水道やガス、電気など、医療や調剤に必要なライフラインが寸断され、医薬品が不足するなど、市内数多くの医療機関が休診を余儀なくされる状況となった。市は、市内の医療体制を確保するため、3月12日から4月17日までDMAT（災害派遣医療チーム）を、3月12日から5月3日まではJMAT（日本医師会災害医療チーム）を受け入れ、愛知県や福岡県など合計73チームが市医師会との連携で、避難所など市内各地を巡回して診療を行った。（写真4-49）



写真4-49 診療連携のためのミーティングを開催する市医師会とJMAT
〔3月 市医師会提供〕

また、3月13日には、市立総合磐城共立病院から医療スタッフの派遣を受け、市休日夜間急病診療所を再開するとともに、3月20日および21日には、市医師会が、市医師会館と市総合保健福祉センターで臨時診療所を開設し、診察および薬の処方などを行った。

市総合保健福祉センター内の休日救急歯科診療所においては、3月15日から4月3日までの20日間、歯科医師会の協力で、応急的な歯科診療を行い、また和歌山県、岐阜県、富山県などの歯科医師会支援チームが避難所などで歯科診察に当たった。

市内の医療機関では、3月下旬から4月上旬にかけて、ライフラインが復旧すると、徐々に診療を再開。津波浸水区域を除いた病院の多くが外来診療を再開した。（表4-5）

表4-5 市内医療機関の診療等再開状況

月日	区分	病院	診療所	歯科	薬局
3月14日		2	0	0	0
3月25日		14	96	16	72

注) 3月14日の診療機関は「共立」「労災」のみ。

(4) 交通機関の復旧

① 鉄道

^{じょうばんせん}J R常磐線・^{ばんえつとうせん}磐越東線ともに地震発生直後から全面運休となったが、懸命な復旧作業を進めた結果、順次再開が果たされた。（図4-10）

4月11日に、いわき駅～高萩駅の普通列車が特別ダイヤで運行を再開、^{うえの}上野までの運行が可能となったほか、4月28日には、特急列車の運行が再開された。いわき駅以北については、4月17日に^{よつくら}四ツ倉駅まで、5月14日に^{ひさのはま}久ノ浜駅まで、10月10日に^{ひろの}広野駅までと、それぞれ運行が再開された。（写真4-50）

また、磐越東線は、4月15日にいわき駅～^{おのにまち}小野新町駅で通常運行に戻った。

この間、市は、4月28日から5月14日まで、四ツ倉駅～^{おおひさ}久ノ浜駅の代替バスを運行し、^{おひさ}久之浜・大久地区の生活維持や通勤・通学のための移動手段を確保した。

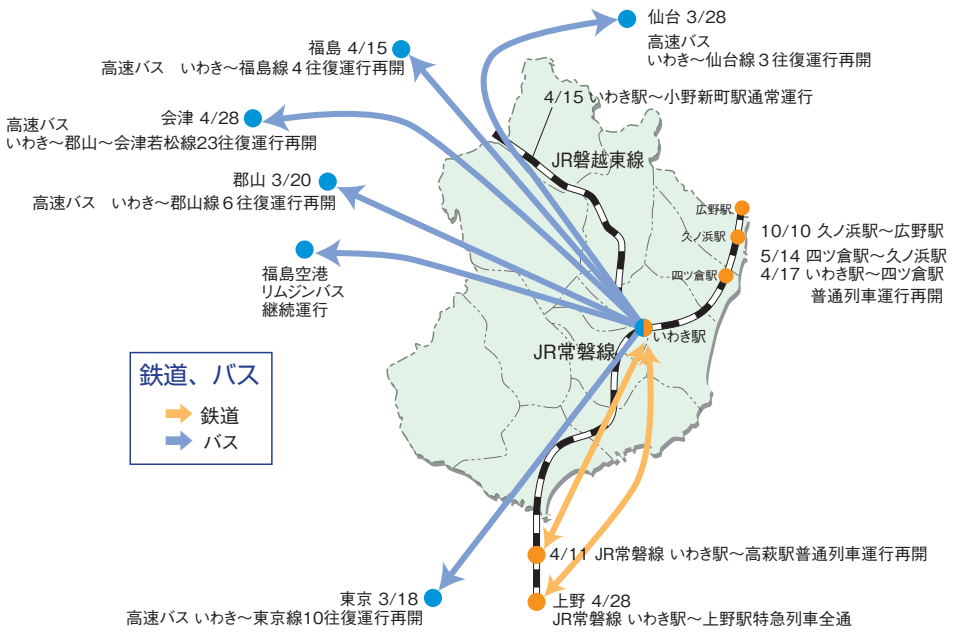


図4-10 鉄道、バスの復旧状況



写真4-50 いわきー内郷の復旧作業 電化柱が傾斜するなど大きな被害が発生した。
〔3月18日 JR東日本(株)水戸支社提供〕

② バス

新常磐交通(株)によると、燃料の調達が困難（150ページに記述）となったため、市内路線バスは、3月15日の午後から全面運休となったが、燃料が出回り始めた3月22日に6路線が日祝日ダイヤで運行を再開し、4月6日には、一部路線を除いて通常ダイヤで運行を再開した。

また、JR常磐線が復旧するまでの間の代替輸送として、4月1日からいわき駅～^{なこそ}勿来駅、いわき駅～^{ひたち}日立駅で臨時バスを運行した。

高速バスなどについては、いわき～福島空港を結ぶリムジンバスが震災以降も運行を継続したほか、3月18日には、高速バスいわき～東京線の運行が再開し、市外への交通手段が確保された。

③ タクシー

大地震発生後、公共の交通機関が利用できなくなったことに加え、ガソリン不足によって自家用車での移動が難しくなったことから、市内では移動手段を確保できない状況が続いた。

このようななか、燃料にLP（液化石油）ガスを使用していたタクシーは、震災発生後も運行を続けることができ、数少ない移動手段として大きな役割を果たした。

いわき市タクシー事業協同組合によると、市内2か所にあるタクシー用のガス給油所が被害を免れ、燃料が安定的に確保できたことから、地震後もほとんどの事業者が休むことなく営業を続けることが可能となり、被災者や避難者の方などに多く利用された。

④ 福島空港

大地震発生後、さまざまな交通機関が不通となるなか、被害のほとんど無かった福島空港では、震災翌日の3月12日から4月10日まで福島空港～羽田空港線などにおいて合計290便の臨時便を運行した。飛行機の利用者は約2万人。福島県民の移動手段を安定的に確保した。

また、空港ターミナルビル内の滞在者には、有料貸室を無料開放し、毛布、飲料水などが随時配布された。

3月14日から5月2日までの間、自衛隊機および民間機の延べ86機により、食料、日用品、医薬品などの支援物資が空輸され、県内各地へ配送。救援物資の空の玄関口として役割を發揮した。（写真4-51）

⑤ 小名浜港

小名浜港では、津波により岸壁や荷役機械の損傷、船舶の乗り上げなど、多くの港湾施設が被災した。

港湾管理者である福島県をはじめとする関係者一丸となった取り組みのなかで、被害の少ない藤原ふ頭を応急復旧したことにより、震災発生から7日後の3月18日には、緊急物資輸送船第1船が入港した。さらに、3月29日には、石油タンカー第1船が^{おおつるぎ}大剣ふ頭に入港し、ガソリンなどの燃料不足に対応。緊急物資の輸送拠点として大きな役割を果たした。

また、8月18日に国、県をはじめとする関係者からなる小名浜港復興会議が策定した「小名浜港復旧・復興方針」において、おおむね2年以内に主要な岸壁の復旧を完了させ、3年以内に全ての港湾施設の復旧を目指すこととされた。（写真4-52）

休止となっていた韓国・中国向けの外貿定期コンテナ航路



写真4-51 福島空港を利用した自衛隊による物資搬入
〔3月20日 福島県福島空港事務所提供〕



写真4-52 復旧が進む小名浜港の5・6号埠頭
〔7月25日 いわき市撮影〕

については、市長を先頭に、韓国の船会社を訪問し、小名浜港の復旧が急ピッチで進んでいる現状などについて説明。この結果、平成24(2012)年4月26日に韓国航路が再開、さらに同9月25日には中国まで延伸された。

平成24(2012)年11月には、震災被害で稼動が不能になっていた大剣ふ頭コンテナターミナルのガントリークレーンが新設され、供用が開始された。新設された同施設は被災した旧式に比べコンテナの積み下ろしなどに要する時間が1.5倍早くなるなど、性能が高く、さらなる小名浜港の利用促進に資するものと期待されている。（写真4-53）

⑥ 道路

土砂崩れなどで道路が寸断されるとともに、市内道路の至るところに段差や亀裂などが多数発生し、各地で通行止めとなるなど大規模な交通障害が起こった。道路は、地域の復興や生活再建の基盤となることから、国・県・市は早急な応急復旧工事を施工するとともに、平成23(2011)年後期からは、本復旧に向けて取り組んでいる。

ア 高速道路

常磐自動車道、磐越自動車道は、安全確認のため大地震の発生直後から通行止めとなった。東日本高速道路(株)が迅速な緊急復旧工事を行った結果、震災発生から約20時間後の12日午前11時には、緊急車両の通行が可能となった。また、3月15日には原発事故による避難車両通行のため、福島県知事の要請で管内の料金所が開放された。

その一方で、路面の段差や陥没などが多数発生し、両高速道路あわせて85カ所が被害を受けたことから、応急復旧工事を早急に進めた結果、3月21日以降、一般車両の通行が可能となった。（図4-11）

4月11日の大地震では、いわき^{なこそ}勿来IC～いわき^{ゆもと}湯本ICで斜面が高さ35m、延長50mにわたって崩落するなど大きな被害を受け、再び通行止めとなったが、14日には応急復旧工事を完了し再開した。現在、常磐自動車道は、^{ひろの}広野ICまで通行可能となっている。

イ 国道、県道

国道6号では、^{さめがわおおはし}鯨川大橋など8か所で大きな被害が発生し、震災直後から通行止めとなったが、応急復旧工事により、^{よつくら ひきの はま}四倉～久之浜間の1か所を除いて3月13日までに通行が可能となった。一方、国道49号では大きな被害は発生せず、通行止めなどの措置は行われなかった。（写真4-54、55）

県道では、3月11日の津波により、^{ひきの の はまこうせん}県道久之浜港線の^{かげいそばし}蔭磯橋で段差が生じ、また^{しんまい こ はま}新舞子浜に並行して通じる^{とよま}県道四倉～豊間線など、沿岸部の路線が大きな被害を受けた。

さらに4月11日の誘発地震では、主要地方道^{いしかわ}いわき～^{わたなべまちかみかま ど}石川線の^{た びとまちさいばち}渡辺町上釜戸地内と^{た びとまちさいばち}田人町才鉢地内にお



写真4-53 新型ガントリークレーンの供用開始
〔平成24(2012)年11月14日 いわき市撮影〕



図4-11 高速道路の再開状況

いて、斜面が大きく崩落するなど被害が増大し、これまで112か所が被害を受けた。上釜戸地内、才鉢地内ともに仮設道路の敷設による開通をめざし、前者8月31日に、後者は9月20日にそれぞれ暫定開通（後者は平成24年12月14日再開通）した。（写真4-56、57、58、59）



写真4-54 四倉海岸沿いの国道6号〔3月12日 鈴木大氏提供〕



写真4-55 復旧後の国道6号〔平成24(2012)年6月 いわき市撮影〕



写真4-56 県道四倉－豊間線
藤間沼側が大きく崩れた。〔6月5日 いわき市撮影〕



写真4-57 改修が完了した県道四倉－豊間線
〔平成24(2012)年6月 いわき市撮影〕



写真4-58 主要地方道いわき－石川線の渡辺町上釜戸地内で
斜面が崩落〔4月11日 福島県いわき建設事務所提供〕



写真4-59 崩落土砂を除去し、仮設道路で開通
〔8月31日 福島県いわき建設事務所提供〕

ウ 市道、河川など

市道、河川など、市が所管する施設については、「第5章 復興への展望」194ページ以降に記述。

6 全国からの支援

(1) 支援物資の受け入れと配布

① 市消防本部からいわき平競輪場に移して支援物資を配送

震災発生により市庁舎が被災して市災害対策本部を置くことができないため、市は市消防本部に機能を移して災害対策本部を設け、本部内に支援物資を受け入れるための物資班を設置した。

被害の状況がテレビやラジオ、新聞で全国に知られるようになり、当初は鉄道、道路が被害を受け、遠距離からの輸送は困難となったものの、緊急車両の通行を可能にするため道路の応急修理が施工され、大地震発生翌日には物資輸送が可能となった。

一般的に災害時の緊急救援物資供給

について、従来は被災した都道府県が物資を調達し、被災地に供給するというシステムであったが、東日本大震災の被害は甚大であったことから、政府が緊急輸送について、国土交通省を通じて全日本トラック協会に依頼して、同協会が配車手配するという流れとなった。（図4-12）

物資班(保健福祉部)の置かれた市消防本部には、水や食料、毛布、衣類などを積んだ自動車の到着が相次いだ。企業や団体、個人からの物資も入り、次第に物資班だけでは手が回らなくなった。

さらに、同じく保健福祉部が担当する避難所班の対応も急を要した。住民がどのように避難しているか、避難所は足りるのか、などの実態を把握するために12日の段階で多くの人員を避難所対応に投入しなければならず、この結果、物資の受け入れ、仕分けは市災害対策本部に詰めた職員が総出で当たらなければ間に合わない状況となった。

また、その受け入れ量の状況からみても、市消防本部敷地内で対応できないことは明らかだった。このためもっと大きな容量を持つ施設を検討。その結果、いわき平競輪場を集積・保管を含めた「支援物資集配センター」として開設することを決定し、この日の夜からいわき平競輪場における受け入れを開始した。

同時に物資班の再編を図ることが必要となった。3月14日からはいわき平競輪場において、総務部、財政部、保健福祉部との業務分担により「受け入れ、払い出し」を総務部、「在庫管理」を財政部、「避難所などの情報収集、必要数の決定」を保健福祉部が、それぞれ担当し、連携を図りながら業務を開始した。

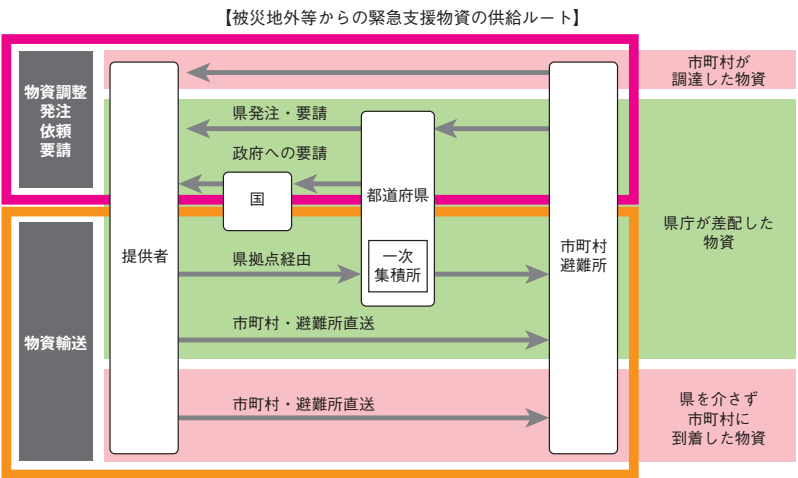


図4-12 被災地外などから調達した緊急支援物資の供給ルート（概念図）
〔資料：経済産業省ホームページ「災害時における流通業の課題と今後の対応」を、一部改変して掲載〕



写真4-60 届けられた支援物資は避難所へ
〔3月22日 いわき市撮影〕

払い出しの実行に当たっては、総務、財政、保健福祉の3部が中心となって自衛隊、運送業者、住宅プロジェクトチームなどを随時メンバーに加え、延べ25回の「物資払い出し会議」を開催して、円滑な運営に努めた。(写真4-60)

支援とは「必要なモノを正確に把握、すばやく届けること」

高山比呂子 氏

(東京都港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係長)



高山比呂子さん

14
震
災
の
記

地震の起こった時間、ちょうど閉店する「いわき・ら・ら」に向かうため、区役所を出ようとしていたところでした。その日は、区職員全員が職場待機となり、災害対応に追われました。幸いにもライフラインは止まりませんでしたが、帰宅困難者が続出。待機所を設置し、誘導しましたが、情報が寸断されたためパニック状態になりました。いかにスピーディに情報を提供するか、震災当日の素早い対応が決め手となると感じました。

震災翌日の12日、備蓄水をいわき市にお届けした後、3月23日から31日までは、港区スポーツセンターで区民の方などから支援物資を受け入れましたが、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を結んでいるいわき市へ支援が集中することになりました。

震災当初は、いわき市にどれくらい被害があるのか、何が必要なのかかわからず手探り状態でした。そのようななか、いわき市長が「(仮設住宅などへ移るための) 家具がない」と率直に言うてくださったことがとても印象に残りました。津波などを体験していない私たちにはその発想がありませんでした。これを受け、港区ではリサイクル家具の提供を決めました。支援とは「何が必要かをきっちり把握し、すばやく届けること」だと改めて感じました。(写真4-62)

それから、いわき市への職員派遣を通して、職員個人の防災意識が高まりました。訓練とは違い、現地でお聞きした津波体験などのお話を通じ、災害にどう対応すべきか、それぞれの意識改革がなされ、実際に活かされると思います。

今後は、「被災地支援」という枠組みを超えて、文化・食など広い分野にわたって本当の意味での交流を深めていきたいと考えています。がんばれではなく、皆様に穏やかな日々が訪れることを心から祈っています。

(平成24年2月取材)



写真4-62 港区の全面的な支援で食料品などを集めた市東京事務所(港区スポーツセンター)
〔3月28日 東京都港区提供〕

12月2日、国土交通省でまとめられた『「支援物資物流システムの基本的な考え方」に関するアドバイザリー会議』の報告書のなかでも「いわき市の支援物資集積拠点として指定された『いわき平競輪場』では、その競技場下部の広大な空間・フロアー面積を有効に利用し、物資の種類別に保管エリアごとに仕分け、保管するとともに、作業用フォークリフト、自衛隊、民間トラック等の輸送用車両も自在に通行可能とすること等により、迅速、効率的な物資管理を実現した」と報告されている。(写真4-63)

これらの支援物資については、朝夕1日2回避難所に配送、そのほかにも状況に応じて各所に配送された。



写真4-63 支援物資集配センターに当てられた「いわき平競輪場」
〔3月22日 いわき市撮影〕

② 課題が相次いで出現

この間、順調に行くかと思われていた支援物資の集配であったが、地震発生後、実質的にいわき平競輪場で集荷を本格化させたあたりから、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故が相次ぎ、自動車、物資ともにいわき入りを避けるようになっていった。

放射性物質の飛散により、いわき市全体が汚染され、行けばこれに巻き込まれるという風評が立って、市内全域でモノ不足が顕著になり、支援物資の不足もこれに連動した。(写真4-64)

市は事態の打開に向け、国や県などへ、連日再三にわたり食料や水などの生活関連物資の確保を要請。3月20日には市長が鹿野農林水産大臣に窮状を訴え、翌日から26日まで1日約5万食の政府調達食料の提供を受けることができた。

20日過ぎごろから、いわき入りの安全が広く認知されるようになり、堰を切ったように支援物資が集まった。たちまち支援物資集配センターは物資であふれ、しかも賞味期限が迫っている食料品もあって、配送の順番を混乱させた。

さらに、モノ不足が解消していく過程の後に、支援物資が大量に届くというタイムラグ(時間的ズレ)が、現場をさらに混乱の渦に巻き込むことになった。



写真4-64 モノ不足のなか、初期段階の災害支援は貴重
〔3月20日 佐藤昌宏氏提供〕

③ 支援物資が停滞した背景

これらの混乱を分析してみると、まず支援物資集配センターの役割としては〔1〕被災者の物資に関するニーズの把握、物資供給要請の受け付け〔2〕都道府県や関係機関に対する物資供給の要請〔3〕発地または上位物資集積拠点から輸送される物資の受け付け〔4〕支援物資集配センターの運営(物資の仕分け・管理)〔5〕支援物資集配センターから避難所などへの配送、に区分できる。

この一連の受付～仕分け～配送という流れが道路破損、ガソリン不足、原子力発電所事故による人的不足が重なり、機能的に目詰まりを起し、その結果、滞留、あるいは遅配などの課題となって浮かびあがった。

詳細にみていくと、いくつかの視点に括ることができる。

一つとしては、中央と地方を結ぶ通信手段が十分でないうえに、原子力発電所の事故に伴う混乱が、両者の情報受発信を妨げ、国からの支援物質についても量や時間など、あらゆる面で情報共有が十分に行えなかった。

二つとしては、物資輸送を担う輸送手段の一時停止である。放射性物質が飛散して「いわき市は深刻な状態」という風評は、大地震による道路網の欠落というアクシデントに輪をかけて物流の停滞を招くことになった。なお、この事態は、物資到着後の流れにも影響を及ぼした。すなわち、ガソリン不足のなか物資を支援物資集配センターから避難所へ配送するために必要な車の不足を来した。

三つとしては、企業、団体、NPO、個人などから、事前の調整なく、かつ内容についての情報が明示されないまま、さまざまな支援物資が送られる事例が多発した結果、物資集積拠点における処理能力が大幅に低下したことが挙げられる。この点については、いわき市ばかりでなく、今回の大災害に遭った被災地共通の事態であり、このことは阪神・淡路大震災や中越地震の際にも指摘された。

四つとしては、被災者の物資に対するニーズは時間の経過とともに変化し、多様化していくことから、そのニーズに対応して的確なタイミングで被災者に必要な量を供給することが重要であり、ある時に必要とされた物資であっても数日後に遅れて到着すると一転して被災者ニーズと合わなくなるというケースとなる。この事態が二つ目の物流停滞と重なって、一層状況を悪化させることになった(図4-13)

支援物資流入の目詰まりを起こしていた支援物資集配センターでは、風評が解消されていくと風評被害で一時ストップしていた分も含め、今度は一挙に支援物資が入ることになった。

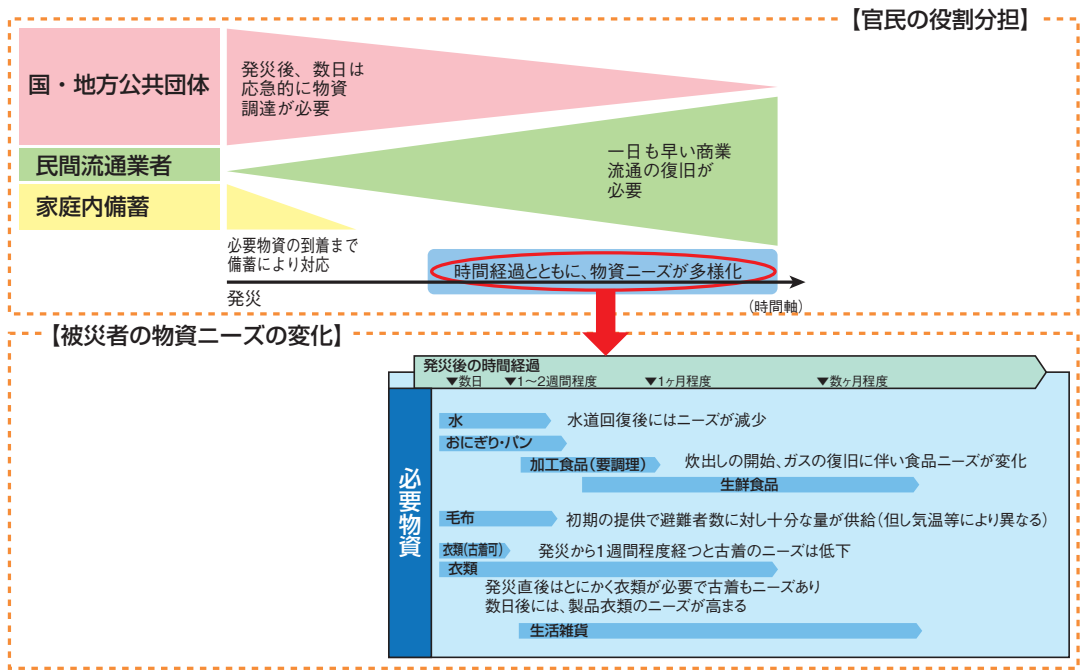


図4-13 官民の役割分担と被災者の物資ニーズ変化（概念図）
〔資料：経済産業省ホームページ「災害時における流通業の課題と今後の対応」を、一部改変して掲載〕

一時生じた現場の混乱はこうした要因が重なり合ってもたらしたものと考えられる。

こうした状況下、市災害対策本部は3月28日付で、〈1〉飲料水、毛布は十分な数を確保できているので、受け入れを中止する 〈2〉缶詰（おかず等）やレトルト食品（お粥、カレー、おかず類等）については、支援を引き続きお願いする 〈3〉団体からの物資提供については、あらかじめ情報を受け付けすることにする 〈4〉個人の方からの物資の提供については、混乱を避けるため、お断りする――の4点について、報道機関などを通じて周知した。

この間、混乱をさばく方法も確立され4月に入ると、『『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザー会議』の報告書にあるように、円滑な機能を取り戻すようになった。

しかし、なおもミスマッチが続いた。4月8日には支援物資を缶詰（おかず類）とレトルト食品（おかず類）に限定することについて、報道機関などを通じて周知した。

5月1日には、支援物資の受け入れを一時停止し、同様に周知した。

④ 一般家庭に対して支援物資を配布

支援物資を避難所へ配布する一方、モノ不足の状況のなか、一般家庭の隅々まで物資が行き渡る状況にないことから、市は一般家庭に対しても、支援物資を配布することとした。

商業者が物流の停滞で商品の入手に苦慮する状態のなか、自宅で生活する被災者は金銭で生活必需品を手に入れることができず、被災者避難所に起居する避難者とのバランスがクローズアップされるようになっていた。

配布に際しては、行政嘱託員や区長、民生児童委員、消防団、ボランティアの協力を得ることができた。3月21日から28日にかけて（全6回）、市内24か所の公民館などにおいて、市民に対し食料や生活用品を配布した。（写真4-65）



写真4-65 消防団などにより支援物資を配布
〔3月28日 いわき市撮影〕

当初は、「高齢のため公民館へ出向くことができない」、「ガソリンがなく公民館まで行くことができない」など、いわゆる災害弱者への対応や配布現場における品不足、長蛇の列などの課題もあったが、消防団やボランティア、青年会議所などの協力によって、応急的な救援物資の配布を続けることができた。

6日間で配布した量は、水約25万ℓ、食料約75万食分に達した。

その後、社会福祉施設や病院、保育所、幼稚園、小・中学校、一時提供住宅入居者に対しても、必要な物資を提供した。

震災から2週間を経て、安定的とは言えないまでも徐々に物流が回復してきたことから、3月29日からは、食料などの配布対象者を、一人暮らしの高齢者など日常生活の支援が必要な方に限定し、公民館などを拠点として5月10日まで食料などを配布した。（表4-6）

表4-6 いわき市における救援物資の主な払い出し

払出先		期 間	内 容
市内避難所		3月12日～8月20日	1日2回、避難所からの要請を取りまとめ、朝と夕に物資を配送
要援護者		3月29日～5月10日	公民館へ配送し、民生委員、消防団などの協力を得て、配布（水、カップ麺、パックご飯など）
一般市民		3月21～23日、 3月25、26、28日	市内の物流が滞っていた時期、公民館24か所に物資を配送し、区長や消防団などの協力を得て配布（水、おにぎり、パン、カップ麺、パックご飯など）
ボランティア団体		3月12日から随時	市内の物流が滞っていた時期、災害ボランティアセンターからの要望に応じ、配送
社会福祉施設、病院など		3月23日～4月6日	市内の物流が滞っていた時期、集配センターで生活物資を払い出し
一時提供住宅入居者		4月16日～11月30日	早期の生活再建の支援策として、在庫状況をみながら生活物資を宅配
内 訳	1回目	4月16日～7月28日	仮設住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅の入居者に米、水、カップ麺、毛布などの生活物資を配布
	2回目	7月1日～31日	上記入居者に米、水、お茶、カップ麺、その他生活物資を配布
	3回目	8月8日～11月30日	民間賃貸住宅(特例措置対象)入居者に、米、水、お茶、その他生活物資を配布
保育所、幼稚園、小学校、中学校など		5月9日～31日	水、マスク、タオルなどの生活必需品を配布
一般被災者	1回目	5月14、15日	クリナップ井上記念体育館、ポリテクセンター、小名浜市民会館、勿来市民会館で、5,435人に衣服、靴下、タオルなど約13万点を配布（り災証明書提示）
	2回目	10月29、30日	クリナップ井上記念体育館、ポリテクセンター、いわき明星大学、勿来市民会館で、5,671人に冬期衣類、オムツ、生理用品、マスクなど約12万点を配布

注）このほか6月25日、8月6日、平成24年2月4日、東京都港区主催で一時提供住宅入居者を対象に「家具のリサイクル展いわき市」が開催。

⑤ 多くの支援で危機的状況乗り越え

このように、原発事故による風評で、一時市外からの物流が滞り、食料、医薬品・乳幼児品などの生活関連物資の調達が極めて厳しい状況に陥ったが、全国の自治体や企業・団体をはじめ、個人からも多くの支援物資を得て、いわき市は辛うじて危機的状況を乗り切ることができた。その数は100品目を超え、主なものとして、水が約91万リットル、毛布が約9万枚、カップ麺が約28万食、レトルト食品が約18万食に



写真4-66 支援物資はボランティアの手でいち早く市民へ（常磐地区）
〔3月22日 菅波晋氏提供〕

のぼった。

このほか、各地区対策本部においても地区単位で団体・個人から支援物資が届けられ、それぞれの実情に応じて避難所へ配送した。(写真4-66、67)

写真4-67 各支所に寄せられた多くの支援物資（小名浜支所）
〔3月30日 いわき市撮影〕



震災クリップ④

関東大震災が発生！ いわき地方の対応と支援

大正12(1923)年9月1日午前11時58分に相模湾沖を震源とするマグニチュード7.9の大地震は東京府（現東京都）を中心に広範囲にわたり、日本史上最大の被害をもたらした。

被害の状況は諸説あるが、近年の調査（中央防災会議報告書）では死者・行方不明者10万5,000人余、住家全壊10万9,000棟余、住家焼失21万2,000棟余に達したといわれ、避難者約190万人以上を出す、という大惨事となった。(写真4-68)

この関東大震災は小名浜測候所では震度5の強震を記録した。いわき地方では死者1人、負傷者3、4人を出した、とされている。

この余波はさまざまな分野で、いわき地方にも影響を及ぼした。

関東地方と結んでいた常磐線じょうばんせんにおける石炭、鮮魚、農産物などの貨物輸送は滞り、いわき地方の各種生産に打撃を与えた。

また大震災のため、貿易が途絶し、連動して繭取り引きも中止、価格が下落しているが、一時的であるので自重するよう指導してほしい旨、福島県知事から各市町村に訓令が出されている。

大正12(1923)年9月10日開会の平町議会たいらちようぎかいでは、震災対応が報告されている。その内容を見ると、駅において大きな混乱はみられなかった、食料の調達に不安を感じたので米穀商、銀行などと折衝して安定供給に努めた、などの現状報告がされている。

救援も各町村で行われた。福島県においては、救済会を設立し、義援金・品の募集を全県下、各家庭に呼びかけた。

いわき石城郡内の各町村においても、支援の動きをみせている。

各議会の対応をみると、大正12(1923)年9月11日開会の四倉町議会よつくらちようぎかいでは、町から関東地方へ寄留（本籍地以外に住むこと）している人は631人で、漸次帰郷している状況にあるので、予算設定するまでの間、200円を限度に町長が随時救護することを議決している。

錦村にしきむらにおいては、大正12(1923)年9月7日に臨時議会を開催し、救護班として消防組員3人を20日間にわたり上京派遣させるとともに、出救手当として1日1円、計60円の補正予算案を決議した。



写真4-68 関東大震災後の日本橋通り中心部
〔大正12(1923)年9月 郵便絵はがき〕

窪田村議会くぼたそんぎかいでは「大正十二年度事務報告」において、関東大震災の対応として「本村ニ於テモほんむらおい各有志者ト相諮リ、金品ノ寄附ヲ得テ、相当救護ニ従事シタリ。此金八百八十三円九十銭、此品千八百八十二点。震災避難者五十三名ニ対シ、救済慰謝料金参千百十四円ヲ配布シタリ」と、災害者に対し金銭・物品により支援するとともに、被災者53人が避難してきたことが報告されている。

支援の輪は末端組織にも及んだ。山田村大津青年団においては、青年団共有金から支出して白米4斗と（約72ℓ）入り俵を買い入れ、送付した。

その一方で、復興のため、川部村かわむらの国有林が切り出され東京に送られた。平小林区署は9月中に丸太1,000石を伐採して勿来駅なこそきから輸送、さらに10月には1,600石、11月には杉丸太1,500石を伐採した。(大正12年12月15日付『常磐毎日新聞』)

⑥ 全国から温かい支援

人的・物的な支援のほかに、全国からは温かい心が贈られた。激励の手紙・色紙や復興への願いを込めた折鶴の寄贈、被災した子どもたちの招待、スポーツ・文化交流など、さまざまな心が支援のカタチでいわき市に寄せられた。(写真4-69、70、71、72、73)



写真4-69 陸上自衛隊中央音楽隊が湯本第二中学校で慰問演奏会を開催
被災した小中学生はすばらしい生の演奏に聞き入っていた。
〔平成23(2011)年5月23日 いわき市撮影〕



写真4-72 山口県宇部市による「子ども夏(春)休み夢プロジェクト」事業
平成23年夏、平成24年春、同夏、市内の小中学生が宇部市に招待され、たくさんの元気をもらった。(平成23(2011)年8月2日 いわき市撮影)



写真4-70 アリオスで開催された「がんばっぺ！いわき寄席」
プロの芸に被災した観客の久々の笑いが広がった。
〔平成23(2011)年12月2日 いわき市撮影〕



写真4-71 いわきと長崎の中学生在が交流
平成23、24年度と、両市の「生徒会リーダー交流会」に市内の中学生在が招待され、交流を深め、9日には平和記念式典に参列した。
〔平成24(2012)年8月8日 市教育委員会事務局撮影〕



写真4-73 「奄美大島に子どもたちを招待するプロジェクト」事業
市内小中学生が同実行委員会（事務局＝東京都中野区）により奄美大島に招待され、南国の夏を楽しんだ。(平成24(2012)年8月3日 いわき市撮影)

(2) 義援金の受け入れと配分

① 被災者の早期生活再建の一助に

自宅の家屋流出・倒壊など、住家の半壊以上などの損害を受けた方などに対しては、全国各地、国外から義援金が寄せられた。市は、被災者の早期生活再建に向け、義援金を速やかに配分できるよう取り組んだ。

3月17日には義援金の受け入れを開始。その際に、お寄せいただく方に、使用目的として「1」被災された方の「生活支援」、「2」市の「災害復旧・復興」、のいずれかをあらかじめ選択していただくこととした。（表4-7）

平成25(2013)年1月31日現在、本市には約15億円、国（日本赤十字社など）・福島県を通しての配分も合わせると、約325億円の義援金が寄せられている。（写真4-74）

② 「生活支援」の義援金

このうち、「生活支援」を目的とする義援金については、被災者の皆様に一日でも早く渡せるよう、4月14日に第1回目の配分委員会を開催。本市としての義援金第1次配分を、1世帯あたり5万円と決定し、県義援金と合わせ、4月16日から配分を開始した。（本市の第1次配分については、県内で最も早く配分を開始）

その後、7月25日には、第2回目の配分委員会を開催。第2次配分では個人を単位として配分することとし、7月29日から順次配分を開始した。平成25(2013)年1月31日現在で、申請のあった4万551世帯のうち、98.9%にあたる4万119世帯に支給した。（表4-8）

③ 「災害復旧・復興」の義援金

「災害復旧・復興」を目的とする義援金については、市の予算に計上し、平成24年度以降、市の復興財源として有効に活用することとした。

このほか、義援金とは別に本市独自に、被災者の生活支援を目的として、住家に半壊以上の被害を受けた方々へ、被災救助費を支給した。

表4-7 寄せられた義援金の内訳（平成25年1月31日現在）

区分・用途		金額（件数）
本市に寄せられた義援金		15億1,801万6,995円 (5,640件)
内訳	被災者に対する生活支援のため	7億4,070万5,379円 (2,821件)
	災害からの復旧・復興のため	7億7,731万1,616円 (2,819件)
国から本市に配分された義援金		261億4,669万3,736円
福島県から本市に配分された義援金		48億3,080万2,000円



写真4-74 本市出身学生らによる団体「Little IWAKI」から寄せられた義援金
都内大学の学園祭で芋煮を販売した利益であった。
〔12月28日 いわき市撮影〕

表4-8 義援金の配分額

区 分	配 分 額	
	第1次配分 (1世帯当たり)	第2次配分 (1人当たり)
住家が全壊	45万円	23万円
住家が半壊（大規模半壊含む）	28万円	11.5万円
福島第一原発から 30km圏内（旧屋内退避区域）	45万円	3万円
死 亡 者	35万円 (1人当たり)	73万円
震 災 孤 児	—	100万円
震 災 遺 児	—	50万円

※配分額は国（日赤など）・県・市の各種義援金の合計。
※原発事故に伴う避難による配分と、住家被害による配分を重複して受け取ることはできない。

(3) 他行政機関からの人的応援

① 復旧・復興へ向け、大きな力

東日本大震災における本市の復旧・復興にあたっては、全国各地の皆様から義援金などの金銭的支援や支援物資などの物的支援に加え、全国各地の自治体や自衛隊など多くの行政機関の皆様から、災害対応業務に対し多くの人的支援を得た。（写真4-75）

具体的には、水道施設の被災による応急復旧作業や応急給



写真4-75 地元と応援者が連携して救護活動
〔3月18日 いわき市撮影〕

表4-9 応援を得た全国の行政機関一覧

○国機関	自治体など
経済産業省、財務省（東北財務局、いわき税務署など）	【都道府県】 東京都、長崎県、大分県、千葉県
○自衛隊部隊	【市区町村】 北見市、岩見沢市、北広島市、青森市、由利本荘市、南会津町、鮫川村、高萩市、宇都宮市、足利市、前橋市、川越市、上尾市、戸田市、鶴ヶ島市、伊奈町、小川町、船橋市、東京都港区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都市長会、八王子市、町田市、清瀬市、黒部市、新発田市、糸魚川市、五泉市、上越市、魚沼市、上田市、岐阜市、本巢市、郡上市、豊橋市、常滑市、稲沢市、津島市、長久手市、江南市、みよし市、弥富市、西尾市、四日市市、長浜市、東近江市、神戸市、松江市、倉敷市、玉野市、広島市、福山市、三次市、廿日市市、宇部市、防府市、周南市、山陽小野田市、高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、内子町、高知市、飯塚市、唐津市、大野城市、長崎市、島原市、大村市、諫早市、別府市、都城市、延岡市、鹿児島市、阿久根市、出水市、日置市、南さつま市、薩摩川内市、浦添市
【陸上自衛隊】 第6特科連隊、第6高射特科大隊（以上、郡山市）、 第6音楽隊（東根市）、東北方面通信群（仙台市）、 第2普通科連隊（上越市）、中央即応連隊（宇都宮市）、 中央即応集団司令部付隊、東部方面通信群、 東部方面警務隊、中央音楽隊（以上、朝霞市）、 第1空挺団（習志野市）、東部方面混成団（横須賀市）、 第8普通科連隊（米子市）、第8化学防護隊（熊本市）	
【海上自衛隊】 海上自衛隊海災部隊	
【航空自衛隊】 航空自衛隊空災部隊	
○警察関係	
警視庁ほか38道府県警察本部	
○緊急消防援助隊	
千葉県隊、神奈川県隊、群馬県隊、静岡県隊、岐阜県隊、滋賀県隊	
○県内消防本部	○水道事業体
福島市消防本部、 会津若松地方広域市町村圏整備組合、 郡山地方広域消防組合、 白河地方広域市町村圏消防本部、 須賀川地方広域市町村圏組合、 喜多方地方広域市町村圏組合、 伊達地方消防組合消防本部、 安達地方行政事務組合	【都道府県】 東京都、神奈川県、沖縄県 【市区町村】 会津若松市、郡山市、古殿町、北茨城市、守谷市、坂東市、桐生市、さいたま市、横浜市、甲府市、福山市、北九州市、唐津市、島原市、長崎市、大分市、別府市、杵築市、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、鹿屋市、阿久根市、垂水市、薩摩川内市、那覇市、浦添市、名護市 【企業団】 双葉地方水道企業団、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、西佐賀水道企業団

注）継続中も含む。

災害支援活動を通して、 平常心とやりがいを

豊留 廣志 氏

(陸上自衛隊会計監査隊東部方面分遣隊長一等陸佐
←陸上自衛隊第八普通科連隊連隊長)



豊留廣志さん

震災の記憶

大地震の日は米子駐屯地にいました。私たちは3月15日に駐屯地を出発し、いわき市では3月20日から6月10日まで災害派遣活動を行いました。

3月20日に市内海岸線全域を視察しましたが、薄磯から豊間にかけての海岸線では、道路が寸断され、家屋が倒壊、大量のガレキなど、悲惨な光景が目に入りました。同時に、市街地には人がおらず、ゴースタウンのような光景を目の当たりにして驚愕しました。

これまでに日航機墜落事故やイラク派遣、中越地震など、5、6回の災害派遣活動を行ってきました。今回の災害派遣活動では被災地域が広く、死者・被害家屋などの数が多く、活動を行うにあたって関係機関との調整に、多くの苦労を要しました。

放射能に関しては、化学知識を得ていたため、特に不安はなく、線量計による計測においても安心だと認識していました。

いわき市では、行方不明者の搜索活動などの応急救援活動に加え、給水・給食・入浴支援や物資輸送などの応急復旧活動を行いました。隊員のなかには、実際に遺体を見たことがなく、凄惨な被害状況のなか、遺体搜索・運搬にあたって相当ショックを受けたものもあり、活動後、泣き出す隊員もいましたが、自分たちにできることを平常心でやっていくことを目指し、隊員たちはこのことをよく理解し、地道に活動してきたと思います。(写真4-77)

災害活動を行っているさなか、いわき市民の復興にかける気概を感じました。また、私たちが活動しているとき、多くの地域住民の方がお辞儀をしてくれましたが、このことでより一層のやりがいを感じる事ができました。今でも新聞などでいわきの記事があると気になって、注目しています。一刻も早い復興を願っています。

(平成24年3月取材)



写真4-77 全国各地から自衛隊部隊が派遣
搜索活動など幅広く災害支援活動を展開した。
[3月21日 陸上自衛隊第8普通科連隊提供]

水活動に加え、避難所運営や支援物資、り災証明関係業務など、業務は広範多岐にわたり、現在も、本市の復旧・復興に向け、全国の自治体から職員が派遣され、その数は震災以来延べ1万2千人以上にのぼっている。(警察・自衛隊を除く)(表4-9)

② 復興へ向け、人材の確保

このような状況のなか、いわき市を含め被災市町村では、復興事業が本格化するとともに、膨大な事務量に対し人材不足が生じた。特にいわき市は震災で被災した家屋が仙台市に次ぐ規模であり、復興に向けた業務量が増大するものと予測されるため、福島県などを通じ、土木、建築などの部門で即戦力の人材確保を求めている。

7 避難所と住家の再建

(1) 長期化した避難所の運営

① 収容施設の設定

災害応急時に、都道府県知事が義務として行う救助の種類は「災害対策法」第23条に定められており、その一つに「収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与」が明示されている。また同法第30条には、都道府県知事は救助を迅速に行うため必要があると認められるときは、収容施設の開設をはじめ、事務の一部を市町村長が行うこととすることができる、と規定されている。つまり、避難所を含め、収容施設は市町村長が県知事から委任されて開設することになっている。

収容施設の一つである避難所の適格性については「学校、公民館等の既存の建物をあてることを原則とするが、これら適当な建物が得がたい場合には、野外に仮小屋を設置し、また天幕を設営するものとする」と規定されている。

いわき市においては、災害救助法に基づき、人口や集落の分布、地形などを考慮して、平成22(2010)年現在、公園、校庭、運動場、広場、緑地、遊園地、駐車場、寺社境内などを第1次避難所として243か所、学校体育館、市民会館、公民館、集会所、幼稚園、保育所などを第2次避難所として283か所を、それぞれ設定した。

② 避難所の開設

しかし、現実的に今回のような大地震、これに続く大津波では、情報が寸断されて混乱するなか、住民への伝達は適わず、住民は錯綜する情報や経験則を基に行動を取るしかなかった。

大地震から約50分後に襲った大津波によって、沿岸部の住民は高台の施設をめざして避難した。3月の夕方へ向かうという季節・時間にあって、地震避難者を含め住民は屋内施設に避難場所を求めた。

市指定の避難所のうち、永崎小学校、豊間中学校など4か所は津波被害で使用できなくなっていた。また、このほかにも市避難所として指定されていた多くの建物が被災して使用できなくなった。

このため住民は、市指定避難所はもちろん、市避難所と指定されていない施設に自主的に避難した。地区集会所や事業所、高齢者施設、さらには車の中など、避難した場所はさまざまであった。

3月11日にどの程度避難したのか、人数把握は困難であるが、翌12日午前の調査では市内127か所の避難所、約2万人弱の避難者を数えた。おそらく11日の夜はもっと多くの市民が避難したものと推定される。(写真4-78)

③ 原発事故で市外からも避難

3月12日の午前中から様相が一変した。事は地震、津波だけではなく。テレビからは福島第一原子力発電所の事故が報じられ、誰の目にも異変は明らかで、一様に不安は募った。確かな情報は一つ伝わってこなかったが、双葉郡内の町村からより安全ないわき市へ、避難者が続々と移動し、避難所では自宅へ戻る住民と双葉郡から入ってくる避難者が交錯、いわき市北部ではさらに南の避難所へ移る住民も混じり、流動的な状況となっていた。



写真4-78 炊き出しのボランティア(川部公民館)
[3月12日 鴨勝男氏提供]

④ 避難所の運営

ア 市統一を図りながらも、地区の実情で個別に対応

市災害対策本部・地区本部は、数少ない情報をかき集めて、これら避難場所・避難者数の把握に努め、3月11日の夜は備蓄してあった乾パンや毛布を届けたが、避難者数は備蓄してあった量よりもはるかに多く、対応する市職員も被災していて、十分に対応できる状態ではなかった。(図4-14)

また、3月という寒波の残る時期、不足する毛布を調達するため、ただちに日本赤十字福島県支部に支援を要請した。

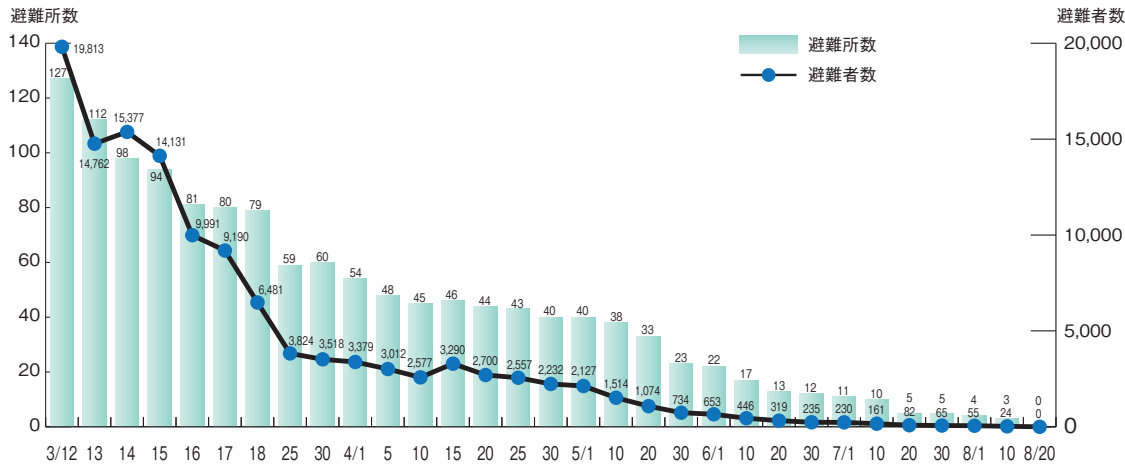


図4-14 避難所と避難者数の推移

さらに、情報を十分に入手できないなか、各地区で多くの避難所を置くことになったことから、市および各地区本部はそれぞれの実情に応じて対応せざるを得なかった。

たとえば、食事一つを取ってみても、炊き出しに必要な水の確保、弁当店の有無、炊き出しボランティアの有無など、各地区の状況は異なり、それぞれ独自の対応をすることになった。主な対応をみると、平地区では業者からの食料品確保と職員による炊き出し、小名浜^{おな はま}では業者からの食料品確保と一部ボランティアによる炊き出し、勿来^{な こ}、内郷^{うちごう}地区ではボランティアによる炊き出し、常磐^{じょうばん}地区では本部からの支援物資など、というように分かれた。

震災から1週間が過ぎた頃からは、支援物資として全国各地からさまざまな食料が寄せられるようになったことから、パンやおにぎりのほか、副菜として缶詰などを提供できるようになった。

その後、5月下旬以降は、基本的に弁当提供を主体として行った。

イ 長期化で課題も浮き彫りに

しかし、避難所では避難生活が長引くにつれて、避難者からのニーズがたえず変化し、救援物資の内容との差が生じるようになる。避難者は次第に普段の日常に近い生活を求めるようになっていく。市町村がそのニーズを受けて救援物資を呼びかけたとしても、届くまでには時間を要し、この時間差が避難者にとって次の段階のニーズに移行していく期間となってしまふ。

最初は最低限度の食事の手当てであったが、衣類の必要性、情報に関して入手・発信の手段、プライバシー確保に必要な間仕切りの確保、さらには梅雨時、夏季時の暑さ対策など多種多様に及んだ。

この差が容易に埋まらなかった。加えて長期に及ぶ避難者には、さまざまな事情を抱えた人が多くなり、避難所で暮らす人数の多寡にかかわらず、一人ひとりの健康面のケアや生活設計の支援などきめ細かい支援が必要となった。ほかにも情報を得るために必要なテレビやラジオ、プライバシーの確保に有効な間仕切り、

さらには食事の内容などの対応には今後課題を残すことになった。

避難所運営の初期は避難者を数字上のまとまりと考えられたが、長期に及ぶにつれて、避難者個々の“事情”が重きを占めるようになった。つまり長期に及ぶ理由が個々に存在した。このため、行政は避難者個別に課題解決に当たらなければならなかった。

このようななか、市は、JMAT（日本医師会災害医療チーム）や市医師会・市保健所との連携で、避難所の巡回診療を行ったほか、保健所栄養士と（独）福島県栄養士会いわき支部などとの連携で、個別の栄養相談などを行った。(写真4-79)

ウ 多くの支援が避難所運営をサポート

避難所には市内外の多くの人が支援の手を差し伸べた。市職員が昼夜交代で支援物資の受け入れや情報伝達、苦情処理などに当たったが人手不足は否めなく、他自治体からの職員派遣やボランティア、地域住民などさまざまな支援によって避難所が維持された。

その間、地域住民だけでなく全国のボランティアによる炊き出しや憩いの提供なども行われ、避難者との交流を通じた復興への確かな歩みを、市内各地でみられるようになった。(写真4-80)

避難者が自家用車を持たない、あるいは避難者がガソリン不足のため車で移動できないことから、容易に食料・日用品などの買い物ができるよう、避難所と商店の間を移動できる無料買物送迎バスを運行したほか、避難所生活が長くなると清潔を保つために入浴が必要となったことから、各地区において、自衛隊入浴サービスや企業の福利施設、温泉施設、福祉・介護施設の開放による入浴の提供が行われ、多くの避難者が利用した。(写真4-81)

⑤ 避難所の閉鎖

「災害救助法」には「避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする」と規定されている。しかし、東日本大震災は災害救助法に規定された期間を、大きく上回るようになった。もちろん、被害の大きさもさることながら、津波で自宅が滅失したことにより仮住まいを探すにも、住家の供給に対し、被害者がはるかに多い、つまり供給を需要が大きく上回って移転先が容易にみつからないこ



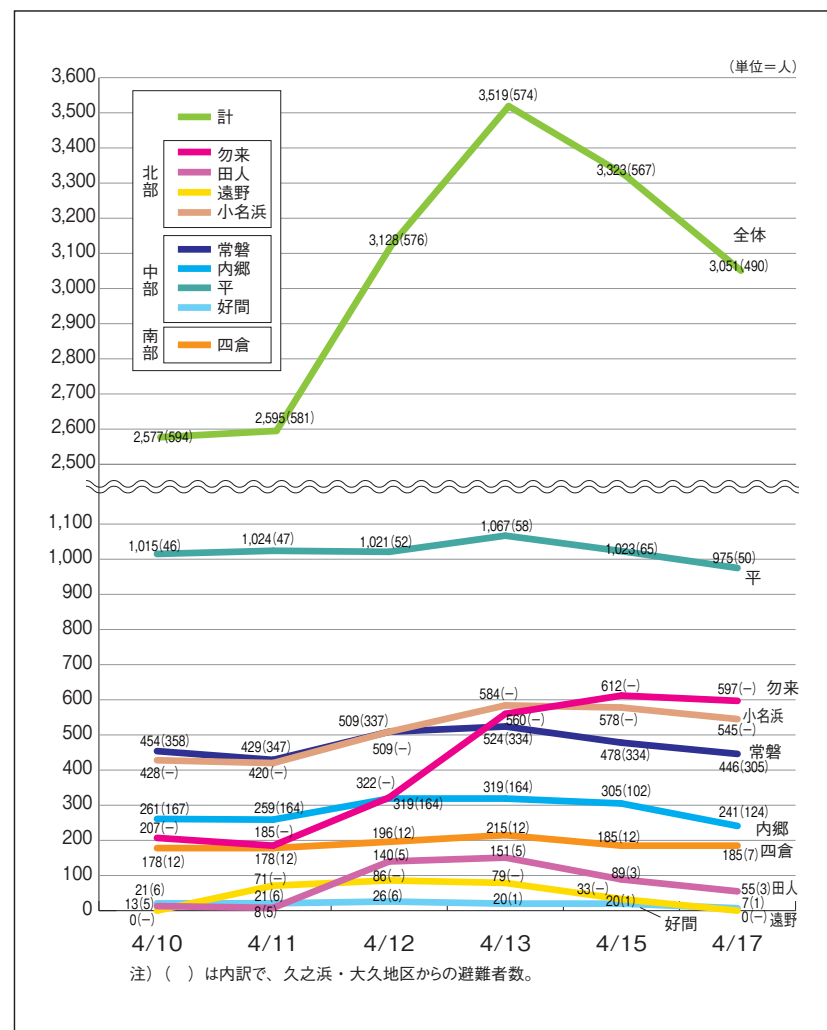
写真4-79 避難所で巡回診療を実施するJMAT（日本医師会災害医療チーム）
〔4月3日 いわき民報社提供〕



写真4-80 避難所の子どもたちに「絵本の読み聞かせ」（アリオス）
〔4月26日 いわき市撮影〕



写真4-81 自衛隊による入浴サービス（いわきニュータウンセンタービル駐車場）
〔4月12日 佐藤貴行氏提供〕



注) 1 () は内訳で、久之浜・大久地区からの避難者数。

2 「-」 は不明。

図4-15 4月11、12日の大規模誘発地震による避難者数の推移

(2) 新たな生活へ向け、住家の提供

① 建物被害とリ災証明

東日本大震災は、家屋などの建築物に多大なる被害を与えたことから、多くの市民は住環境を根本から見直す必要性に迫られた。その方向としては、避難所、市内外への転居、一時提供住宅への入居など、いくつかの選択肢を取りながら生活設計を描くことになった。

家屋がどの程度の被害なのか、を示す書類として、申請に基づいて市町村が発行したのが、リ災証明書である。

地方自治法や災害対策基本法に基づいて各市町村が救助の一環として調査・判定するもので、損壊の程度によって、リ災程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4段階で判定される。リ災証明は義援金や被災者生活再建支援金、損害保険の請求など、各種被災者支援制度適用の基準として活用されることになった。損害の程度でどの種類の支援制度が適用となるかについては、各支援制度によって異なる。

ちなみに似た言葉に「被災証明」があるが、端的に言うと、リ災証明が不動産（家屋）に関する被害の程度を証明するのに対し、被災証明は「被災の事実」を証明するもので被害の程度は問われない。

と、このことは、原子力発電所の事故から避難した双葉郡町村の住民も加わって、需要をさらに大きくした。

4月11日、12日に発生した震度6弱の大規模な誘発地震により、市内の中部、南部においては、3月11日による家屋損壊を決定的にするようなダメージを受ける家屋が増え、新たな避難者が発生する状況となった。(図4-15)

避難所の閉鎖までの道のりは困難を極めることとなったが、物流やライフラインの回復などにより、徐々に避難者の数は減り、また被災者の早期生活再建に向け、4月16日から避難者の方に対し一時提供住宅の提供を開始。震災発生から162日後の8月20日に、市内すべての避難所を閉鎖した。

② 9万件を超える申請に総力戦で対応

市は、甚大な津波被害を受けた沿岸区域の家屋について、優先的に3月28日から全棟の現地調査を進め、4月4日からリ災証明書の発行を開始。4月22日には沿岸区域の全棟調査が終了した。(写真4-82)

引き続き地震による被害を受けた家屋について、一棟別調査を開始し、順次リ災証明書の発行を行った。

この作業には「災害対策本部設置要綱」の規定に基づき、リ災者からの申請受け付けについては危機管理課、調査から発行までについては主として財政部が担当となった。

しかし、当初から業務量が膨大な数に及び、規定には依り難いだけでなく、たとえば調査に際しては単に判定調査だけでなく被災者の相談や苦情なども入ってくることから、庁内プロジェクトチームを編成し、庁内各部や他市からの応援職員を含め、総力戦ともいえるべき体制で進めた。(写真4-83、84)

申請や調査は長期化に及ばないものと予測していたが、リ災証明書の申請は4月11、12日の大規模誘発地震により増加し、さらに、リ災証明が公的支援だけでなく民間の各種支援制度や保険など、さまざまに活用されるようになると、申請は途切れず続くようになり、調査は長期に及んだ。



写真4-83 勿来支所における山口県宇部市、山陽小野田市の応援による、リ災証明申請の受け付け
〔5月6日 山口県宇部市提供〕



写真4-85 被災した家屋を解体撤去
〔7月15日 いわき市撮影〕



写真4-82 「解体撤去」の確認済の建物を表示
〔6月12日 いわき市撮影〕

加えて、再調査の申請が2万7,000件近くにのぼり、これに対応する現地調査には、併せて建物内部の損壊



写真4-84 応援職員による、リ災家屋の調査
〔4月2日 広島県福山市提供〕

度合いを調査するための専門性が必要とされることから、市は建築士会に再調査を委託して最終判定した。

市は、リ災証明書の新規申請受け付けを平成24(2012)年9月28

日(再調査は11月末まで)で締め切ったが、その申請件数は、9万6,306件に達し、9万6,263件の証明書を発行(平成24年10月26日現在)した。

③ 被災した家屋などの解体撤去

大津波や3度にわたる震度6弱の大地震によって、本市では数多くの家屋が流失して原型をとどめない、あるいは居住できない家屋として放置されることになった。

このため、市は生活環境の保全上解体する必要がある家屋などを、所有者からの申請などに基づき解体撤去することとし、6月1日から申請の受け付けを開始した。

平成25(2013)年1月31日現在で、1万188棟の申

請のうち、7,786棟の解体撤去が終了した。（申請受付期限＝平成24年3月30日）（写真4-85）

④ 災害時の住宅対策

住宅が損壊もしくは流失した被災者にとって、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅は必須事項であり、災害発生から復興までの一連の流れのなかでみても、被災者による生活および住宅の再建に向けての足がかりとなる重要な役割を果たすことになる。

災害対策救助法第23条においては、救助の種類として、「1. 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与」、「6. 災害にかかった住宅の応急修理」が規定されている。

これら施策は都道府県の責任において実施されるが、応急仮設住宅の設置場所の選定や避難住民の対応など、住民の最も身近な自治体として市町村の果たす役割は大きい。

⑤ 一時提供住宅の供給

ア 提供住宅によって異なる制度、要件

「住」の確保は災害初期に求められる喫緊な課題であることから、市は県が施工する応急仮設住宅が建設着工する前から、被災者の早期生活再建に向け、市内雇用促進住宅、民間借上げ住宅の一時提供住宅を、早期に供給できるよう取り組んだ。（表4-10）

3月15日、市は福島第一原子力発電所事故の深刻な事態を想定し、「避難計画策定プロジェクトチーム」

表4-10 制度、種類の異なる一時提供住宅の活用

区分 住宅の種類	所管庁など	法的根拠	所有者（協議先）	入居方法など	市の募集時期など
雇用促進住宅	厚生労働省 職業安定局	左・同省通知	独立行政法人雇用能力開発機構（注2）	所有者の委託先（雇用振興協会）と市が空戸を提供	平成23年3月29日（一次募集）
応急仮設住宅	厚生労働省 社会・援護局	災害救助法	都道府県	県が建設した後、市が管理・貸与	平成23年4月29日（二次募集）
民間借上げ住宅 （みなし仮設住宅）			不動産業者	県、市、不動産業者が3者契約。県が不動産業者へ家賃相当額を支払い	平成23年3月29日（一次募集）
民間借上げ住宅の特例措置（注1）					平成23年6月4日（特例措置）

注) 1 福島県は県を介さないで「自ら手続きして入居している住宅」についても、民間借上げ住宅の特例措置として認め、準備のできた自治体から適用を開始した。
2 平成23(2011)年10月から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構。

を設け、策定業務に当たった後、放射線量の推移などを見極めつつ、同組織を、住宅の提供を目的とした「住宅プロジェクトチーム」に移行させた。

当時は市内各避難所に市民と双葉郡などからの住民が混在した状態となっており、市民のみの募集では同一避難所の混乱は避けられないこと、また当時広域調整機能を持つ県も混乱していたことから、市が他町村住民の募集を併せて行わざるを得ないという状況のなか、受付・電話窓口班、マッチング班、修繕班、入居班などの班編成により、行政機関、水道・電気・ガス事業者、不動産業者などの関係機関・団体などと連絡・調整を図るとともに、避難所、救援物資など庁内担当との連携、自衛隊の協力を得ながら、入居につなげた。

この間、住宅確保の調整には困難を極めた。提供する住宅の種類には、雇用促進住宅、応急仮設住宅、民間借上げ住宅（災害救助法の弾力運用による「みなし仮設住宅」）が考えられたが、所有者、管理者がそれぞれ異なり、それぞれに課題があった。

応急仮設住宅を建設するには用地確保などの課題があり、時間を要した。実際最も早い中央台鹿島の応急仮設住宅の竣工は4月末とならざるを得なかった。

民間借上げ住宅の場合は各不動産協会との調整、個別の不動産業者との折衝、物件の質のバラツキなど、各所有者との調整や空戸の調査が必要となった。

市内に点在する13か所の雇用促進住宅については、他市町村と比べても数が多く、この利点を活かすため、震災直後から空戸の活用方法が検討された。雇用促進住宅は国の「規制改革推進のための3か年計画」および「独立行政法人整理合理化計画」によって、平成33(2021)年度までに譲渡などを完了させることになっており、入居停止となっていた宿舎が多かったからだ。

しかし、震災で被害を受けているうえに、入居停止に伴い電気、ガスメーターが取り外しされ戸内の劣化も進んでいた。また、募集に向けて空戸の調査・修繕などの方法についてや所有者、管理者などとの調整などの足並みがそろわないうちに、国が「入居希望者は最寄りの市町村に」という発表をしたため、募集前に問い合わせが相次いだほか、市内全域が立ち入り制限となったような誤解により、入居可能な住宅が国のホームページから削除されるなど、一時混乱を来たした。

イ 雇用促進住宅や民間住宅を借り上げて入居を促進

このような種々の課題を調整したうえで、空き室になっていた市内の雇用促進住宅や借り上げ可能な住宅を順次確保し、一時提供住宅として3月29日から4月8日まで募集を受け付けし、借り上げ希望者の要望と提供できる住宅の場所および間取りのマッチングを経て、4月16日から順次入居を開始した。

また、遠方で申し込みができなかった、4月11、12日の大規模誘発地震で被害を受けた、などの市民に対し4月29日から5月5日まで二次募集を実施した。

一時提供住宅については、申込者のうち50％が決定、30％が再調整、20％が辞退という割合になった。その状況をみると、雇用促進住宅については修繕の必要な物件が多かったこと、申請後一般の民間アパートに入居済みとなったこと、入居条件（狭い、自宅から遠い、2階では不便、家電製品の有無、学区や医療機関の遠距離など）が合わないこと、などによって、予想外に不動産会社や申込者との再調整が多くなり、この結果、辞退が多くなった。問い合わせなどの電話件数の総数も5,000件を超す状況であった。

このほか、6月4日から、福島県は民間賃貸住宅の特例措置として、すでに自ら手続きして入居した民間賃貸住宅に対して、福島県の借上げ住宅に指定し、家賃の公費補助制度を適用させた。

このように、多種の住宅制度適用により6月までに多くの被災者が入居を済ませ、入居に関する問い合わせも減少したが、一方で民間の賃貸住宅物件が減少したため探しても見つからないという相談も依然として

あったこと、また雇用促進住宅、応急仮設住宅においては、まだ一部入居に至らなかった世帯があったことなどから、7月2日から8日まで追加募集を実施した。

また、この時点で避難所に避難していた被災者、さらには「市長が定める自主避難区域」となった川前町下桶売地区の一部（字志田名、字

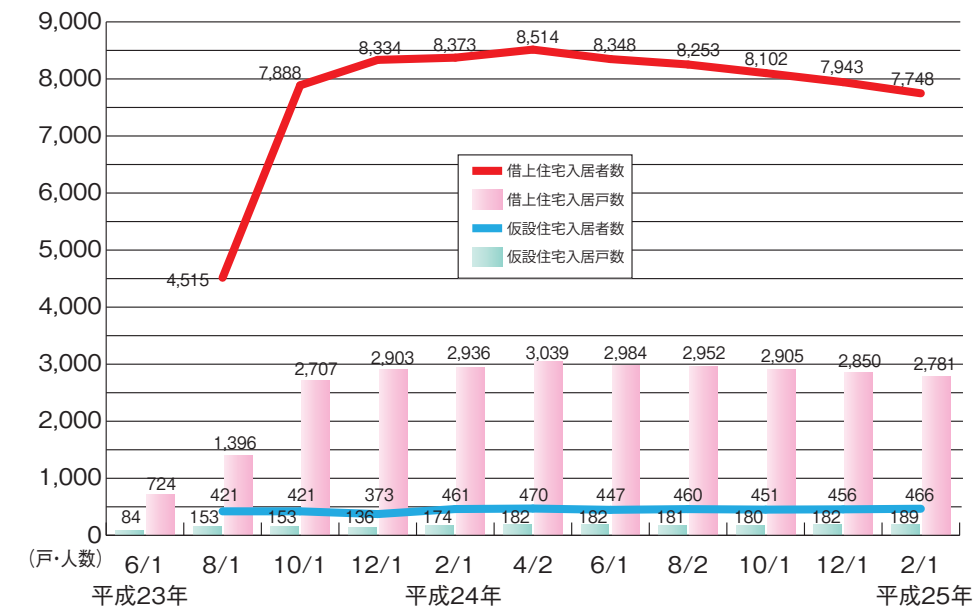


図4-16 いわき市民が居住する仮設および借上げ住宅の戸数・人数

おぎ 荻)の避難希望者に対して、それぞれ一時提供住宅の提供を実施した。

この結果、ピーク時には約3,200世帯、約9,000人が市内の一時提供住宅に入居していた。(図4-16)

ウ 買物や見守りなどの住環境を整備

住宅入居にあたっては、日本赤十字社からの生活家電6点セットやNTTによる電話機の無償提供などの生活支援も併せて行われた。

また、一時的に雇用促進住宅および応急仮設住宅に入居している避難住民には、高齢者や買物弱者が多いことから、これら入居者などの買物不便の解消を図るため、生活必需品を販売するほか、要望があった品物について可能な限り対応(週1回)することとして、6月20日から実施している。これら事業を委託したのは市内の団体で、地域貢献による活動ができる「いわき市南部地区中心市街地活性化協議会」(ドンワッセうえだ)、「いわきいきいき食菜館委員会」(スカイストア)、「小名浜スタンプクラブ」であった。(写真4-86)

また、応急仮設住宅における生活が長期に及び、また不慣れな住環境のなか、高齢者や病弱者などが安心・安全で暮らせるよう、6月1日から仮設等住宅入居高齢者見守り事業(NPO法人地域福祉ネットワークに委託)を実施した。



写真4-86 移動車などにより仮設住宅で生活する人たちに生活必需品を販売
〔6月20日 いわき市撮影〕

⑥ 住宅の応急修理制度

住宅の応急修理制度は、災害救助法第23条に基づくもので、被災した住宅で引き続き居住する意向を持ちながら、自らの資力では被災した住宅(半壊以上)を応急修理することが出来ない方に対し支援する制度である。具体的には、屋根や外壁などの日常生活に必要な最小限度の部分について、市が直接施行業者へ修理を依頼。支給限度は52万円である。

市は、4月11日から申請の受け付けを開始。平成25(2013)年1月末現在、1万8,931件の申請を受け付けており、うち約1万3,000件の修理が完了している。

⑦ 住宅団地などの被害に対応

大震災によって、住宅団地やその付近が地盤沈下や地すべり、急傾斜地崩壊、擁壁崩落などによって大きな被害を受け、あるいはその危険があるため、安心して日々の生活を送れない状況に陥っている地域が市内で326か所確認された。

このようなことから、福島県主体としては既設の制度により、常磐上湯長谷町上ノ台(地すべり)、仁井田町寺前、内郷内町駒谷(以上、急傾斜地崩壊)において国の事業採択を受けたほか、特例措置として、平南白土字八ツ坂、自由ヶ丘、金山町朝日台、常磐上湯谷町湯台堂で事業採択を受けた。(写真4-87、88)

いわき市が主体となった事業としては、既設制度の防災がけ崩れ対策事業として、江名字北



写真4-87 内郷内町駒谷地内の被害地
ブルーシートが被された場所が崩落した箇所。
〔福島県いわき建設事務所提供〕



写真4-88 「県災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」で施工した駒谷地内
〔福島県いわき建設事務所提供〕

ぐち お な はまおか お な はら き た か し ま ま ち か み く ら も ち え な ぐ ち よ つ く ら ま ち か み に い だ き し ま え と お の ま ち お お だ い い し ば た け よ し ま ち き た 口、小名浜岡小名字原木田、鹿島町上蔵持字江名口、四倉町上仁井田字岸前、遠野町大平字石畑、好間町北好間字堂田において国の事業採択を受けたほか、特例措置として、小名浜港ヶ丘、小名浜岡小名字台ノ上、常磐上湯長谷町仮又作、内郷小島町下ノ内、田人町黒田字天ノ川で国の事業採択を受けた。

住宅団地の災害に対しては、泉もえぎ台、植田町根小屋、常磐西郷町忠多、常磐上湯長谷町五反田、常磐上湯長谷町長倉、四倉町字梅ヶ丘について、市主体の公共土木施設災害復旧事業を基本として国の採択を受けた。

なお、泉もえぎ台、常磐西郷町忠多の両地区については、被害が広範囲に及んだことから、東日本大震災復興交付金の基幹事業である「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」(市主体、205ページに記述)との組み合わせにより復旧をめざすこととなった。

このほか、宅地の擁壁や斜面などが崩れた(25、26ページに記述)ため、この復旧工事を施工することが必要な土地の所有者などに対して、市は平成24(2012)年10月、工事費用の一部を補助する「市宅地擁壁等復旧支援制度」を設け、それぞれに対応した。

⑧ 地域集会施設の復旧支援

地震被害は住宅だけでなく、地域の拠点施設となる集会施設にも及んだ。市は、これまでも住民自治の振興および地域住民の連帯意識や福祉の向上を支援するため、自治会や町内会などが所有・管理する地域集会施設の修繕に対し、市地域集会施設整備補助金制度を適用させてきたが、震災による被害が大きかったことから、補助枠を拡大して、平成23、24(2011、12)年度の2か年、被災施設を対象に、平成23年度には55か所について支援し、平成24(2012)年度も引き続き実施した。

⑨ 被災海岸の復旧

東日本大震災の津波被害を受けた市内海岸のうち、県内で初めて久之浜地区と勿来町関田地区において県事業として海岸災害復旧が開始され、平成24(2012)年11月7日、久之浜町で起工式が行われた。(写真4-89)

市内における堤防復旧事業の全体計画では、保全延長32kmのうち被災した約29kmで施工される予定で、堤防の高さは7.2mへ、従来の高さから1～2.5m(地震で沈下した50cm前後分を含め)かさ上げするとともに、従来のものよりも厚みを持たせるほか、基礎の深さも十分に確保して、堤防強化を図ることとしており、平成27(2015)年度の完成をめざす。(図4-17)



写真4-89 復旧後の高さが木枠で示された久之浜海岸の堤防
〔平成24(2012)年11月7日 いわき市撮影〕

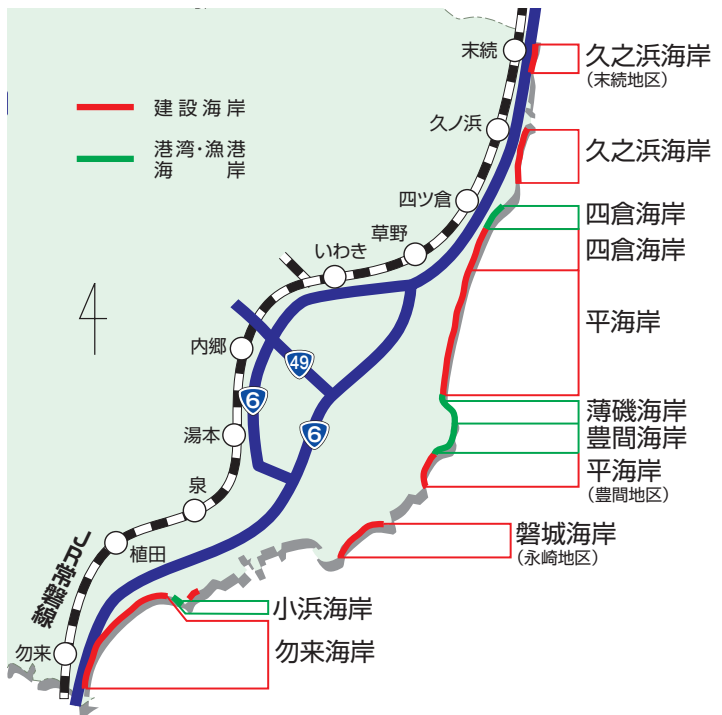


図4-17 海岸堤防の災害復旧対象箇所
〔「いわき管内海岸災害復旧事業」を、一部改変して掲載〕

8 苦難を乗り越え小・中学校を再開

(1) 関係者の連携・協力で授業を再開

① 学校の9割が被災

東日本大震災により、市内公立小・中学校の約9割が校舎などに何らかの被害を受け、特に沿岸部に立地する永崎小学校、豊間中学校、四倉中学校などは、津波により校舎1階や体育館などが水没するなど、大きな被害を受けた。(写真4-90)

たとえば、豊間中学校や永崎小学校は海岸のすぐ近くに位置し、学校施設は津波に襲われ校舎1階部分や体育館が甚大な被害を受けた。

また、久之浜第一小学校、同第二小学校、久之浜中学校の3校については、原発事故の影響により屋内退避指示区域に設定されることにもなった。(4月22日解除)

② 被害の大きい学校は他校へ機能移転

このようにさまざまな被害や影響を受けたが、学校関係者などの連携・協力により4月6日には入学式を行い、新年度をスタート。

自校での学校再開が困難な4つの小学校と3つの中学校については、市文化センターで合同入学式を行い、市内他校への機能移転により学校再開にこぎつけた。

その後、4月11日の大規模余震により、翌12日には再度全校休校となったが、4月18日には再び授業を開始。他校へ機能移転していた久之浜第一小学校、同第二小学校、久之浜中学校、田人中学校、四倉中学校(3年生のみ)については、順次自校での授業を再開した。(写真4-91)



写真4-90 豊間中学校体育館の被害状況
〔4月18日 市教育委員会事務局撮影〕



写真4-91 3年生だけで授業を再開した四倉中学校
〔平成24(2012)年1月17日 いわき市撮影〕

(2) 学校給食の再開、スクールランチの提供

① 被害の小さい共同調理場でカバーし、一部再開へ

大地震により、市内8か所の共同調理場および単独調理校などのすべてが被害を受け、市内全小・中学校に対する給食を提供することができなくなった。

市は、児童・生徒の健全な発育に重要な役割を果たしている給食の再開に向けて、被害が小さい5か所の共同調理場および単独調理校などを急ぎ復旧させ、被害の大きい共同調理場をカバーすることとした。

まず、4月25日には市内全小・中学校へパン・牛乳の提供を開始。さらに5月2日には、パン・牛乳に簡易な副食物を加えた簡易給食の提供を、6月6日からは小・中学校に対し週交代で通常給食と簡易給食の提供を、それぞれ開始した。(写真4-92)

② 一部学校でスクールランチを実施

しかし、簡易給食が続くことには栄養管理面や満足度の点で課題があった。このため、6月30日に教育委員会内に「学校給食業務復旧プロジェクトチーム」を設置(～8月24日)し、給食の早期復旧に向けた種々の検討を行った。

その結果、被害の大きい施設について、当面は復旧が困難であることを踏まえ、5か所の共同調理場をフル稼働することなどにより、2学期からは全小学校および遠野、三和、田人、川前の各地区中学校12校に対しては給食を、残る中学校32校に対しては暫定的に学校給食代替品となるスクールランチを、それぞれ提供することにより対応した。(写真4-93)

共同調理場の復旧については、被害の大きい「平北部」および「四倉」共同調理場の復旧を進め、また、特に甚大な被害を受けた「勿来」共同調理場については、南台へ移転改築(200ページに記述)することとした。

なお、平成23(2011)年度の3学期からは市内全小・中学校の給食などの食材について、毎日放射性物質の検査を行っている。

③ 中学校の給食が再開へ

復旧を進めてきた共同調理場のうち、「平北部」については、平成24(2012)年11月に工事が竣工し、平成24(2012)年度3学期から給食を提供できるようになったことから、既に再開している14校を除く中学校30校について、給食とスクールランチを交互に提供することとした。

なお、「四倉」については平成25(2013)年4月、「勿来」については平成27(2015)年度中の、それぞれ再開に向けて復旧を進めている。



写真4-92 自衛隊職員による給食支援(江名小学校)
〔4月27日 いわき市撮影〕



写真4-93 2学期から提供を開始したスクールランチ
〔9月 市教育委員会事務局撮影〕

9 原子力災害への対応

(1) 原子力災害対策に関する体制を強化

① 「原子力災害プロジェクトチーム」を設置

いわき市の復旧・復興において、原子力災害対策は喫緊の課題であることから、7月に災害対策本部に「原子力災害プロジェクトチーム」を設置し、空間放射線量のモニタリングや各部署における放射性物質の検査などの総合調整、さらには除染マニュアル・計画の作成、除染体制の整備などの役割を担った。



写真4-94 市長から委嘱を受ける星アドバイザー(11月1日 いわき市撮影)

② 市放射線低減アドバイザーの委嘱

11月1日には、独立行政法人日本原子力研究開発機構テクニカルアドバイザーで、本市在住の工学博士である星蔦雄さんを市放射線低減アドバイザーに委嘱し、放射線量低減に向けたさまざまな助言や指導を受ける体制を整備した。(写真4-94)

③ 原子力災害対策課、放射線健康管理センターを新設

平成24(2012)年1月1日には、原子力災害対策について、全庁的な視点に立ちながら、これまで以上に迅速かつ総合的、一体的に推進し、市民の安全・安心を最大限に確保するため、同プロジェクトチームを発展的に見直し、行政経営部内に「原子力災害対策課」を新設した。また、危機管理体制の強化を図るため、原子力災害対策課および危機管理課を統括する「危機管理室」を行政経営部内に設置した。

併せて、内部被ばくなど放射線の影響による健康不安の解消や放射線に係る健康管理対策の強化を図るため、保健所内に「放射線健康管理センター」を新設した。(写真4-95)



写真4-95 放射線健康管理センターの機器
水道水、井戸水、食品などを検査するゲルマニウム半導体検出器。
[平成24(2012)年6月 いわき市撮影]

(2) 放射線量に備えた対策

① 緊急被ばくスクリーニング検査

福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が大気中に放出され、いわき市にも一時飛散したが、最大放射線量は、3月15日午前4時の23.72マイクロシーベルト／時（福島第一原子力発電所から南南西約43kmの県いわき合同庁舎駐車場）をピークに、以後はほぼ減傾向にある。

しかし、原発事故が収束しつつあるとはいえ、依然として平常時に比べ高い放射線量が測定されていることから、放射線の影響に対する不安は拭いきれない状況にある。

市は、放射性物質による被ばくに対する市民の健康不安を解消するため、3月13日から市総合保健福祉センターで、放射線スクリーニング検査を実施した。(写真4-96)

平成25(2013)年1月末現在で累計3万9,874件の検査を行ったが、これまでのところ、除染を要する方はいない。



写真4-96 市保健所におけるスクリーニング検査
[3月17日 緑川健氏提供]

② 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤は高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備えるもので、放射性ヨウ素による甲状腺の障害は、甲状腺の機能が活発な若年者、特に甲状腺の形成過程である乳幼児において顕著とされていた。

このため、あらかじめ甲状腺にヨウ素を満たしておけば、それ以上摂取しても蓄積されず、原子力災害時の放射性ヨウ素に対して有効となる放射線障害予防薬とされていた。

市では、平成11(1999)年に茨城県東海村の東海原子力発電所において臨界事故を起こした際、独自に安定ヨウ素剤を購入して、事態の悪化に備えている。

市はこの教訓を活かし、福島第一原子力発電所の事故を知った当初から乳幼児向けのシロップの調製作業、配布の時期・方法など、具体的な検討や諸準備を進めながら、決定権を持つ国県の指示を待った。安定ヨウ素剤は、原子力災害対策特別措置法に基づく国の服用指示がないと配布できなかった。

この間、双葉地方の住民が続々といわき市へ避難し、一部では安定ヨウ素剤が配布されたことから、市としても、政府の決定が出ないなか、独自の判断をせざるを得なかった。

3月18日、対象者15万人に当たる40歳未満の市民および妊婦に対して、市職員や行政嘱託員(区長)などを総動員して、隣組や公民館、支所を通じて全員配布に努め、併せて有事のときには服用するよう、それまではきちんと保管しておくよう周知徹底を図った。なかには区長が避難して不在となった行政区もあったが、周知・配布に努め、短期間で配布を終えることができた。

現在までのところ、市内の放射線量が低い水準で推移しているため服用指示は出していないが、原発事故が収束していない状況のなか、12月で有効期限を迎えることから、引き続き万一の場合に備えるため、新たな安定ヨウ素剤を郵送配布した。

③ 水道水における放射性物質の測定と対応

政府の原子力災害対策本部は、福島県内全域の水道事業者を対象に、3月16日から毎日水道水における放射性物質の有無について測定を実施。結果は3月19日から厚生労働省が公表した。

原子力安全委員会が定めた飲料水摂取制限に関する指標値については、放射性ヨウ素が300ベクレル／kg、放射性セシウムが200ベクレル／kgであった。

市の水道水については、いずれもこの基準値以下で推移したが、3月21日、厚生労働省は水道水中の放射性ヨウ素が100ベクレル／kgを超える場合には、乳児用調製粉乳を当該水道水に溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう、各水道事業者へ通知した。乳児は放射線の影響を受けやすい可能性があることからハードルを上げたもので、つまり乳児を対象に、指標値がより厳しく設定されたのである。

3月21日における検出結果は翌22日に発表。一部の浄水場で検出された値は不検出あるいは基準を下回るものであったが、超過した場合の早急な広報とペットボトル水の配布を決めた。

翌23日、21日分の福島県いわき合同庁舎で採取した水道水から103ベクレル／kgの放射性ヨウ素が検出されたことが判明

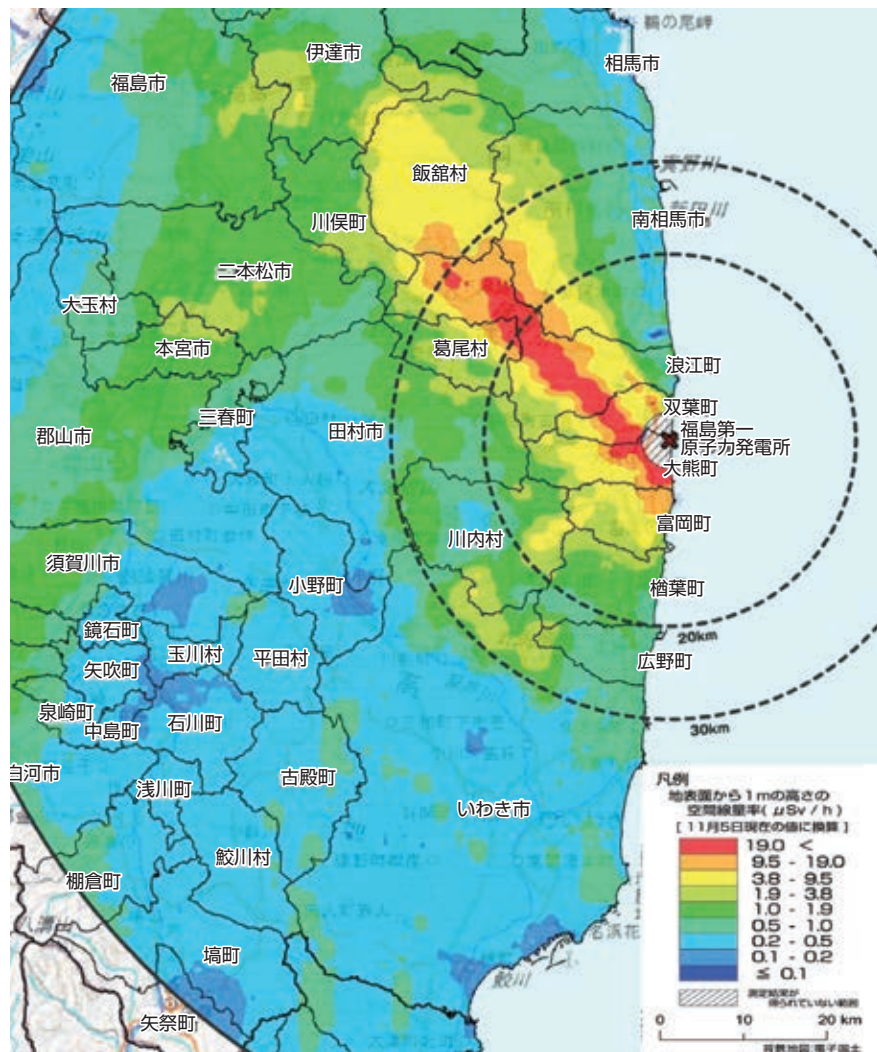


図4-18 地表面から1m高さの空間線量率(平成23年11月)
[資料：文部科学省「第4次航空機モニタリング結果」から掲載]

し、この日市文化センターと各支所においてペットボトル水を配布した。

3月25日以降は、放射性ヨウ素の検出値が指標値以下となり、3月28日に市内8か所の浄水場から採取した水道水の測定結果がいずれも指標値を大きく下回ったことから、3月31日でペットボトル水の配布を終了とし、翌4月1日に摂取制限を解除した。4月4日以降については、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも不検出となっている。

その後、市水道局では、水道水中の放射性物質を市独自に測定できるよう、10月24日に水質管理センターにゲルマニウム半導体検出器を配備し、市内各浄水場の水道水検査を継続して行っている。

このほか、水道事業による水道水が供給されていない、主に中山間部に住む約1万人に対する小規模水道、さらに福島第一原子力発電所からおおむね20～30km圏内の地域に所在する井戸、計23地点について、4月18日から5月5日まで試料採取を実施。放射性ヨウ素、放射性セシウムなどはいずれも不検出であった。

④ 放射線量測定の拡大・充実

福島第一原子力発電所から20～30km圏内に位置する^{おがまちかみ おがわ と わだ}小川町上小川戸渡行政区、^{かわまえまちしもおけうり}川前町下桶売の一部(字^し志田名、字^{だみょう おぎ}荻)においては、菅内閣総理大臣から屋内退避指示が発令(4月22日に解除)されたうえに、他の地区に比べ放射線量の値がやや高く、関心も高かった。(図4-18)

このため、市は両地区にきめ細やかな情報を提供して安全・安心を確保するため、6月9日から測定定点を設置し放射線量のモニタリングを開始した。また両地区は独自で「放射線に関する説明会」を開催し、放射線量に対する理解を得るように努めた。

この時期、放射線量測定の結果をみると、たとえば6月16日では、川前支所で0.16、志田名集会所では1.46、荻周辺の林道では3.27(川前地区最大値)、小川地区では6月18日、旧戸渡分校が0.90、小川支所が0.12。ちなみに6月15日、^{たいら}平の市役所本庁舎では0.26であった。

市は、6月13日から本庁舎と各支所の庁舎前で放射線量の測定を開始し、10月11日からは、測定箇所^{ちゅうおうだい とよま いづみ}に中央台、豊間、泉の各市民サービスセンターの3か所を加えた。

いずれの地点でも地上1mと地上1cmの高さで測定を実施している。市庁舎以外にも保育所や幼稚園、小・中学校などに段階的に空間線量計を配備。さらに、定期的にモニタリングを行い、その結果をホームページなどにより周知している。(写真4-97、98)



写真4-97 公共施設に設置した空間線量計
[平成24(2012)年5月 いわき市撮影]



写真4-98 定期的にモニタリング
[12月20日 いわき市撮影]

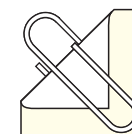
これを受けて、人々の考えは楽観視から危機視までさまざまで、しかも一様ではない、それは職業や家族構成、その地理的位置などによっても異なり、いわゆる千差万別であるが、情報が不確かな分、ある一定の方向へ導かれ、あいまいな考えの領域へ流れ込む。それは根拠のない風評によって容易に一定方向へ引きずられる。

当然、原子力発電所の事故はマイナス要因であることから、何の根拠もないままに、一定方向に、しかも実際のマイナス以上に領域を広げ、結果として被害となってあらわれ、復旧・復興を妨げた。

たとえば、屋内退避対象としていわき市北部の一部が圏域であったが、単にいわき市の一部と報道され、それ自体は間違いがないものの、視聴者にはいわき市は原子力発電所に近く、危険というイメージが広がったことは、風評被害の典型であった。

今回の大震災の場合は、人の五感で得ることのできない危険性であるだけに風評は起こりやすく、数値化と、その数値が意味するところの伝達は重要な風評被害克服の大きな鍵となった。

具体的に、風評被害はいわき市の第一次産業や観光産業に大きな影を落とした。特に、震災前は市全体で1,000万人を超えていた年間観光客数が平成23(2011)年は360万人台まで激減した。平成24(2012)年度に入り、関係者の努力で観光客数は回復傾向にあるものの、まだ風評被害は根強く残っている。



震災クリップ⑤

現代社会のなかの風評被害

東日本大震災では数多くの風評が竜巻のように立ち上がった。その中身を見ると、^{ひ ぼうちゅうしょう}誹謗中傷の域に達するものから明らかに冗談に近い類まで、多種多様であった。

なぜ、このような事態が起こるのか、多くの証言や論文から考えてみる。
まず、風評が発生する原因である。いくつか思い当たるだろう。

- 〔1〕うわさを広げた当事者が、打ち明け話に似た「満足感」を抱くこと
- 〔2〕言った責任を問われないこと
- 〔3〕一部違うかもしれないが、本当かもしれない、という舞台設定があること
- 〔4〕不安が気持ちの底流にあること

またたく間に広がる過程にも、風評にはいくつかの機能をもって広がることが特徴づけられる

- 〔1〕個人の情報が集団の情報へ転化する
- 〔2〕社会的に賛美と制裁のうち、一方的に後者へ人の感情が流れること
- 〔3〕情報の共有によって、正当化された立場になり得ること



これらの要素がいくつかでも作用すれば、どのような正しい表現をしたとしても、風評被害から逃れられないのが、現状である。(場合によっては、機能面のうち「制裁」の裏返しとして「賛美」に流れる)

単純に、これらの原因や機能で括れない、という考え方もある。特に食品については、さまざまな意見がある。消費者の安全不信による経済的被害、というふうに表現すべきであり、実際の影響がないにもかかわらず経済的な被害が生じる風評被害とは区別すべき、という考えもある。しかし、経済的側面はたとえば観光のようにいくつかの要素が重なっている場合は一様ではない。

いずれにしても、広まる過程で影響が大きくなる背景には、現代はマスコミの報道のあり方を含め、情報が過剰にあふれる、しかも意図的な内容整理、大量の反復情報、というように、受け手を強引ともいえる手法でリードする「情報過多社会」であり、そこでは予定された行為であっても、いつ風評被害にさら

(3) 風評被害の払拭に向けて

① 原子力発電所の事故の影響と風評

東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、放射性物質が飛散した。この被害がどの程度のものなのか、被害の範囲はどこまで及んだのか、日本にとって初めてづくしのことで、情報は錯綜し、憶測が先走った。

されるかわからない状況下にある、といえる。加えて、「安全神話」という概念が、単に願望としての「神話」の域にとどまらず、現代社会では私たちの生活に「等身大」に置きたいという、願望のなかで息づいている。その願望は、現代人の権利意識拡大と呼応しており、現代社会の合わせ鏡となって、逆に私たちを惑わしている。

② 農産物

福島第一原子力発電所の事故発生以来、農産物については「福島産」あるいは「いわき産」などの表示だけで、市場や取引先から受け入れが拒否され、消費者に敬遠されるような事態が発生した。

このため、市は「がんばっぺ！いわき」のキャッチフレーズのもと、「いわき産農林水産物風評被害対策事業」に取り組み、市内のほか、4月の東京都・JR新橋駅前を皮切りに、日本全国各地で50回以上のイベント「オール日本キャラバン」を展開。本市農産物などについて市長のトップセールスや各種広報メディアを活用したPR活動や市内食品小売店との連携による店頭販売キャンペーンなどを通じて、風評被害の払拭に取り組んだ。(写真4-99、100)

また、『いわきブランド農産物通信』や『絵葉書』など、紙媒体を活用したキャンペーンや、本市農産物などの情報を発信するポータルサイト『うまいべ！いわき』、『見せます！いわき情報局』を開設した。さらにはテレビCM、市ホームページなど、さまざまな媒体を活用し、消費者自身が安全・安心を判断する際の材料となる農産物や水産物、土壌、水、大気のモニタリング検査結果などを分かりやすく提供する、『いわき農作物見える化プロジェクト』を展開した。(写真4-101)

農産物や水産物については、放射性

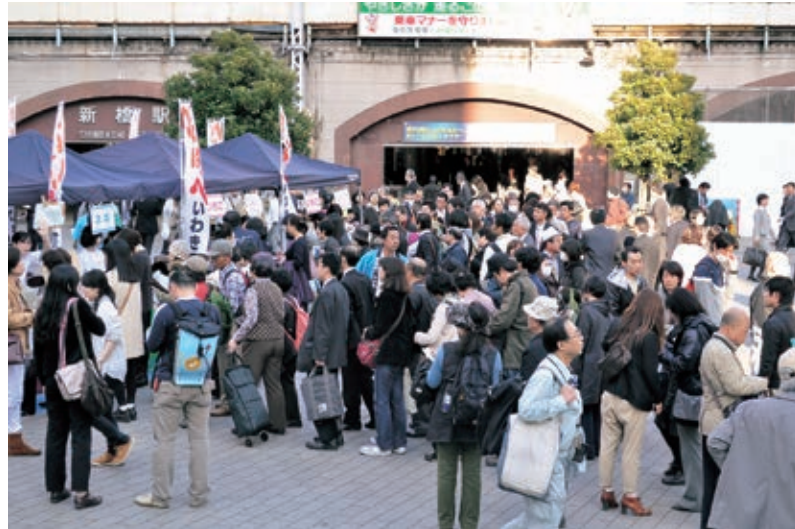


写真4-99 全国で「オール日本キャラバン」を展開（港区JR新橋駅前）
〔4月13日 いわき市撮影〕



写真4-100 「いわき復興祭in東京」で市内農産物を販売（東京都中野区）〔11月21日 いわき市撮影〕



写真4-101 「いわき農作物見える化プロジェクト “見せます！いわき”」
市内農業関係者約1,000人が田んぼに集結した。〔8月20日 いわき市撮影〕

物質のモニタリング検査を継続しながら、いわき産農水産物に関する透明性を高め、各種PR活動によって、風評被害の早期払拭を図っていく。

③ 観光・物産品

東日本大震災や原発事故による風評で、本市物産品のイメージが著しく低下したため、市は、(株)いわき観光まちづくりビューローなどと連携しながら、物産品のイメージ回復に向け、これまで50回以上、首都圏で開催される物産展や復興イベントに参加した。(写真4-102)

また、減少した販路の拡大に向け、商談会などへ積極的に参加し、本市物産品をPRした。

風評被害の著しい市の観光産業を立て直すために一役買ったのが、フラガールの「全国きずなキャラバン」であった。5月3日の市内避難所への慰問公演を皮切りに10月1日開催の「がんばっぺ！いわき大復興祭」まで、全国26都道府県で245回公演し、いわきの観光PRにつなげた。(写真4-103)

観光誘客については、平成23(2011)年度は観光

入り込み客が東日本大震災以前に比べ3割ないし5割の落ち込みとなった。多くの旅行事業が、いわき市への観光を目的とした旅行パッケージを見送っている状況であり、風評の払拭と地域イメージの回復が重要な課題となった。

このことから、これまで密接な関係を構築してきた県内外の近隣自治体と連携をさらに深め、県外からの観光誘客に向けて、平成

24(2012)年度からは市内に宿泊する団体客1人につき1万円、日帰りで5,000円を上限に旅費の半額を助成する、旅行商品販売促進支援事業「応援ありがとう！いわきに来てくんちえキャンペーン」の旅行助成金制度を開始した。この事業については、年度途中で申し込みが1万人分の予算枠に達したことから9月からは第二弾として、県内外の個人や家族向けに、最大1人4,000円の宿泊割引券を先着で1万枚発行した。このように、さまざまな機会を捉えて本市への誘客効果の向上を図った。

今後も、市としては旅行事業者などが行う旅行パッケージへの支援、首都圏などにおける物産販売を通じた観光誘致、大規模会議や教育旅行の誘致など、幅広く物産・観光誘客の両面にわたる施策を展開していく。



写真4-102 「来てくんちえ！いわき・福島全国キャラバン」で市内物産品を販売（JR水戸駅）
〔8月31日 いわき市撮影〕



写真4-103 華やかなフラガールの舞
〔平成24(2012)年10月1日 いわき市撮影〕

④ 工業製品

風評被害は工業製品にも及んでおり、市内製造業の復興に向け、首都圏などで開催される展示会や見本市などに市内工業製品を出展し、市内工業製品のPRとともに、取引の拡大に向けて取り組んだ。(写真4-104)

また、4月20日にいわき^{おな はま}小名浜ロータリークラブから放射線測定器の寄附を受け、工業製品に対する放射線測定体制が整ったことから、4月25日より市環境監視センターで、市内企業の出荷前工業製品の残留放射線測定を開始した。

東北第一位の製造品出荷額などを誇る工業都市として、工業製品に対する風評被害の払拭や、生産・出荷・取引といった一連の経済活動を震災前の水準に取り戻すための取り組みを進めている。



写真4-104 環境展示会「第13回エコプロダクツ2011」で市内企業などが出展（東京ビックサイト）
〔12月15日 いわき市撮影〕

震災の教訓を活かし、事業拡大を

16
震
災
の
憶
の
記

金子 晴房 氏

(株)金子製作所代表取締役社長／埼玉県さいたま市岩槻区)



金子晴房さん

地震が起こった日は、香港に出張していました。成田空港が封鎖され飛行機が飛ばず、電話もつながりませんでした。帰国できたのは3月12日でした。

4月1日から操業開始予定だった四倉^{よつくら}中核工業団地の工場自体にはそれほどの被害はありませんでしたが、機械にズレが生じ修理が必要でした。しかし、原発事故の風評被害でメンテナンス業者がいわき行きを拒否。機械を埼玉の本社まで運び修理しました。

震災当初のいわき工場の従業員は8名。翌12日には全員出社しましたが、原発事故の影響で半分が関東へ避難しました。いわきに残った半分の従業員もなんとか説得し、家族とともに埼玉へ呼び寄せ、アパートの提供など日々の生活を支援しました。当時は、みんなが安心して働ける場所を提供したい、その想いだけで行動していました。

その後、原発事故の推移を見ながらいわき工場再開へ向けて動き出し、10月1日に操業を再開。避難していた従業員も9月いっぱいいわきに戻りました。

工業製品の放射性物質の測定がなされていますが、国内メーカーのほうが放射線に対して厳しいように感じました。逆に海外メーカーのほうが製品を受け入れてくれていました。特にドイツは、検査の基準をしっかりクリアしていれば大丈夫だと快く対応してくださいました。

いわき工場の従業員は新規採用が多く若い方々だったので考え方が柔軟でした。予期せぬことの連続でしたが、震災後のいろんな変化にも前向きに対応できていました。

今回の震災では、さまざまな経営判断を迫られました。特に原発についての情報判断が難しかったですね。今回の経営判断を今後の教訓として活かし、これからの事業拡大はいわきで行いたいと考えています。

(平成24年2月取材)

第5章 復興への展望

——安全で、震災以前にも増して活力あふれるまちへ



1 復興に向け、組織・計画づくり

(1) 復興に取り組む組織を構築

① 平成 23 年度の組織改正

市は、いわきの再生と復興に向けた全庁一丸の取り組みを推進するため、6月1日に、市長を本部長とする「いわき市東日本大震災復興本部」を設置した。

また、同日付の行政組織改正により、復旧・復興に向けたさまざまな取り組みを統括する「復興監」を設置するとともに、被災者の生活再建に向けた全庁的な各種支援策の推進などを図るため、行政経営課内に「復興支援室」を新設した。

さらに、平成24(2012)年1月1日には、本市の復旧・復興において喫緊の課題である原子力災害対策にこれまで以上に迅速かつ総合的、一体的に取り組むため、行政経営部内に「原子力災害対策課」（186ページに記述）を設置したほか、危機管理体制の強化を図るため、新設する原子力災害対策課及び危機管理課を統括する「危機管理室」を同部内に設置した。

また、放射線に係る健康管理対策の強化を図ることを目的に、保健所内に「放射線健康管理センター」（186ページに記述）を設置した。

国の組織としては、平成24(2012)年2月10日に復興庁が設置され、その地方機関として、福島復興局が福島市に設置されるとともに、そのいわき支所がいわき地方合同庁舎5階に開設された。

② 平成 24 年度の組織改正

平成24(2012)年4月1日の組織改正では、危機管理課や放射線健康管理センターなどの再編をするほか、広範かつ甚大な被害を受けた津波被災地域の復興・再生に向け、各地区の特性・ニーズ等を踏まえながら事業を推進する観点から、都市建設部に「都市復興推進課」を新設するとともに、小名浜と勿来の両区画整理事務所の職員体制を増強し、係体制を導入した。

同年10月1日には、市の農林水産業および観光業における震災からの復興と、原発事故に伴う風評被害対策を目的に、市の農林水産部および商工観光部の職員で構成した部局横断のプロジェクト組織「見せます！いわき情報局 見せる課」を開設した。（写真5-1）

県の組織としては、同年4月1日より、いわき地方振興局の「地域連携室」が「復興支援・地域連携室」に改められるとともに、いわき建設事務所に復旧・復興部が新設された。

国の組織としては、原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、平成25(2013)年2月1日に、復興庁福島復興局、環境省福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部を統括する組織として、福島復興再生総局が発足し、福島市の福島復興局内に事務局が置かれた。



写真5-1 首都圏などの報道機関を招聘して地元農林水産品の検査体制と安全性を紹介する「見せる課」

(2) 復旧・復興の検討体制を構築

① 市東日本大震災復興本部を中心に、さまざまな課題に対応

「市東日本大震災復興本部」は市の震災復興に係る総合調整を担っており、具体的には、市の復旧・復興に向けた基本的な方針や計画、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度（税制・金融などの特例措置、復興交付金、土地再編に係る特例措置など）の活用方策をはじめ、被災者の生活再建支援の推進方法、避難住民への行政サービスのあり方、放射線モニタリングの進め方、除染対策の進め方など、本市の復旧・復興に関するあらゆる事項について、協議・決定するとともに、その進捗管理を図っている。

また、本市は被災自治体であると同時に、原子力発電所の事故による避難者を受け入れていることから、双葉郡8町村との連携のあり方についても、当本部で協議・検討を図っている。

前例のない複雑・多岐に渡る事項を協議するため、これまで平成23年(2011)度に34回、平成24(2012)年度は平成25(2013)年2月1日現在で31回の会議を開催している。

さらに市民生活や地域経済などの広範囲の分野にわたり、かつ重点的に取り組む施策については、当本部内に作業部会を設置して、調査・検討を進めた。

- 〈1〉沿岸域等土地利用作業部会＝津波などにより大きな被害を受けた沿岸域（19被災地区）の復興に向けた取り組み
- 〈2〉地域力再生・強化作業部会＝地域コミュニティやライフラインをはじめとする生活基盤など、地域力の再生・強化に向けた取り組み
- 〈3〉地域産業再生作業部会＝震災や原子力発電所事故により深刻な打撃を受けた地域産業の再生・復興に向けた取り組み
- 〈4〉都市魅力再生作業部会＝著しく損なわれた地域イメージの回復を図る、都市魅力の再生・復興に向けた取り組み

② 復興に関する連絡・調整会議を設置

市は、東日本大震災からの復旧・復興を「オールいわき」体制で推進し、国、県および市内関係団体などが一堂に会し、情報共有など連絡・調整を円滑に図ることを目的に、平成23(2011)年8月22日、市内行政機関やライフライン関係、民間団体など、37団体が構成する「いわき市の復興に関する連絡・調整会議」を発足させた。

会議では、国・県や市の復旧・復興に向けた施策や民間団体の動向など、多岐にわたる意見・情報などが交わされている。

(3) 「いわき市復興ビジョン」を策定

① 市復旧・復興計画検討委員会を設置

市は震災からの市の復旧・復興にあたり、考え方やプロセス、さらには目指すべき「復興の姿」を明確にするため、7月12日、都市計画、経済・産業、原子力防災、地域福祉、医療、都市防災、新エネルギーの各分野から、委員7人で構成する「いわき市復旧・復興計画検討委員会」（委員長＝齊藤充弘氏・福島工業高等専門学校准教授）を発足させた。同委員会に



写真5-2 市復旧・復興計画検討委員会から市長へ「市復興ビジョン」に対して提言（9月28日）いわき市撮影

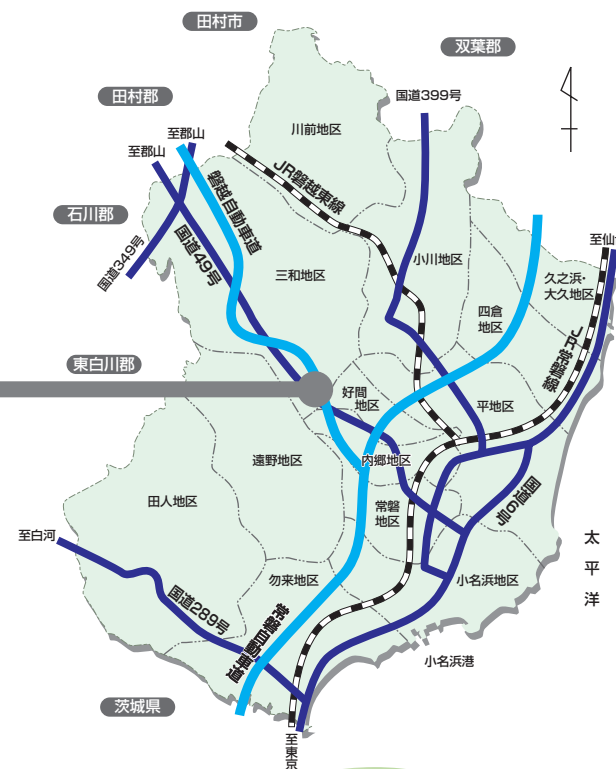
**いわき市
復興ビジョン**

～日本の復興を

目的

復旧・復興によって、
どんなまちを創るのか

前例のない複合災害に見舞われた福島県浜通り地域の拠点都市として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創る。



理念

どのような考えのもとで
事業に取り組み、
目的を達成するか

理念 1 | 連携

「オールいわき」「オールジャパン」で事業に取り組む

理念 2 | 安心

災害に強く、安全で、安心できるまちを目指す

理念3 | 活力

前例のない複合災害からの再生モデルを世界に示す

理念4 | 魅力

住む人も住む場所も世界から愛されるまちを目指す

理念 5 | 挑戰

原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す

「いわき」から～

目的達成に向けた主な施策

復旧期 | 復興期
平成23~25~27年

柱 1

被災者の
生活再建

- 一時提供住宅の確保
- 恒久的な住宅の確保
- 多様な雇用の創出と雇用確保
- 被災者の心と体のケア
- 市外へ避難している市民への情報発信
- 市外から市内へ避難している方々への支援 など

柱2

生活環境の
整備・充実

- 地域防災計画や津波ハザードマップ等の見直し
 - もとの学校に戻れるよう教育環境の整備
 - 学校、保育所等の除染対策 など
-
- 地域医療体制の強化
 - 地域福祉の充実
 - 教育の質の向上、学力向上
 - 地域コミュニティの再生・強化
 - 災害の教訓、記録等の収集等と減災教育の活用
 - 芸術文化活動の支援 など

柱3

社会基盤の
再生・強化

- 水道などのライフラインの復旧、耐震化
- 災害ごみの効率的処理
- 沿岸域等の土地利用計画の策定 など
- 避難地や避難道路の整備・確保
- 小名浜港や基幹道路などの流通インフラの早期復旧・強化
- 土砂災害の危険個所の解消
- 災害時を念頭においた幹線道路網の見直しと整備 など

柱4

経済・産業の
再生・創造

- 共同仮設店舗・工場の設置など中小企業の再生・振興に向けた支援
- モニタリング体制整備やキャンペーン等開催による風評被害の払拭 など
- 農林水産業の再生に向け、専門機関等との連携による調査・研究
- 再生可能エネルギー関連施設等の誘致、産業の集積
- 放射線健康障害の治療・研究拠点の誘致、産業の集積
- 国際会議やイベントの誘致・開催等による魅力の発信
- 小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生 など

柱5

復興の推進

- 市の組織体制の再編・強化
- 国、県、周辺自治体、まちづくり団体、高等教育機関等との連携
- 復興や原子力発電所事故の収束に係る国県等の関係機関の誘致
- 復興を担う地域の人材の育成や体制の構築
- 復旧・復興に向けた予算の確保
- 進捗状況の確認、取り組みへの反映体制の構築 など

い
わ
き
市
復
興
事
業
計
画

図5-1 いわき市復興ビジョンの体系図

おいては、6回にわたる会議や市民からのパブリックコメントなどを実施し、9月28日に提言としてまとめた。(写真5-2)

これに基づき、市は9月30日、震災復興に向けた基本方針や主要な施策などを示す「市復興ビジョン」を策定した。

② ビジョンの概要

同ビジョンに取り組むに当たって、「日本の復興を『いわき』から」をキャッチフレーズに掲げ、前例のない複合災害に見舞われた福島県浜通り地域の拠点として、市民の安全・安心を最大限に確保。震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創るため、「連携」「安心」「活力」「魅力」「挑戦」の5つを復旧・復興の理念とした。

また、同ビジョンの推進期間としては、10年後の姿を再生後のイメージとして見据えながら、復旧・復興に向け、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの概ね5年間に、集中的に取り組むこととした。

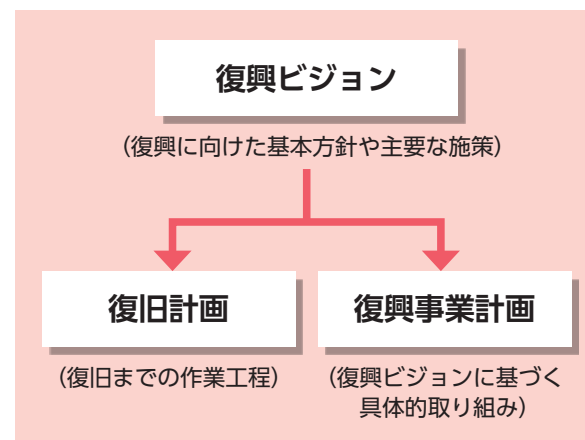


図5-2 各種計画の関係

(4) ビジョンに基づき、「いわき市復旧計画」を策定

東日本大震災による大地震・大津波、さらには4月の大規模誘発地震により、本市の社会基盤などは甚大な被害を受けたが、市は東日本大震災後における市民生活の安心と暮らしの再建に向け、ライフラインの復旧や市民生活に直結する施設の改修などに全力で取り組んできた。(応急的な復旧や対応については、128ページ以下、「第4章 混乱から復旧、復興へ」に記述)

市が所管する被災した公共施設や道路などに代表される社会基盤などの復旧は、9月に策定した「いわき市復興ビジョン」に基づく復興への礎となるものであり、着実に実行していく必要があることから、市は平成23(2011)年10月18日、その復旧に関する工程表として「いわき市復旧計画」を策定した。(図5-3)

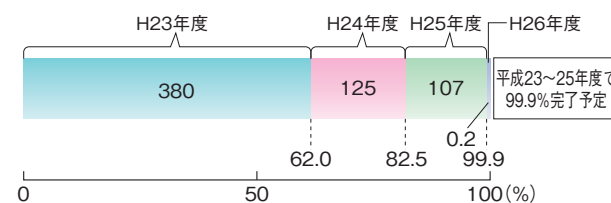


図5-3 復旧計画策定時の総事業費と進捗見込み (単位: 億円)

(5) ビジョンに基づき、「いわき市復興事業計画」を策定

① 市復旧・復興計画検討市民委員会を設置

市は「市復興ビジョン」に基づき、具体的な復興の取り組みを示す事業計画を策定するに際し、市民の声を反映させるため、9月16日、いわき市の学識経験者や経済、医療、教育、市民活動などの各界16人から成る「いわき市復旧・復興計画検討市民委員会」(委員長＝齊藤充弘氏・福島工業高等専門学校准教授)を発足させた。(写真5-3)

同委員会においては6回にわたり各事業について検討を重



写真5-3 「いわき市復旧・復興計画検討市民委員会」の会議(第2回)
[10月14日 いわき市撮影]

ね、12月22日、最終会議を経て、同26日に市長へ報告。市は「いわき市復興事業計画」(第1次)としてまとめ、発表した。

② 市復興事業計画の概要

本計画では、復興ビジョンで定めた5つの「取組の柱」に沿い、計168の取り組みを体系別に掲げた。また、津波被災地域の復興や災害公営住宅の整備、原子力災害対策など、特に重点的に取り組む必要がある施策を「重点施策」(9施策)として掲げ、市の早期復興に向け取り組むこととしている。(図5-4)

いわき市 復興事業計画

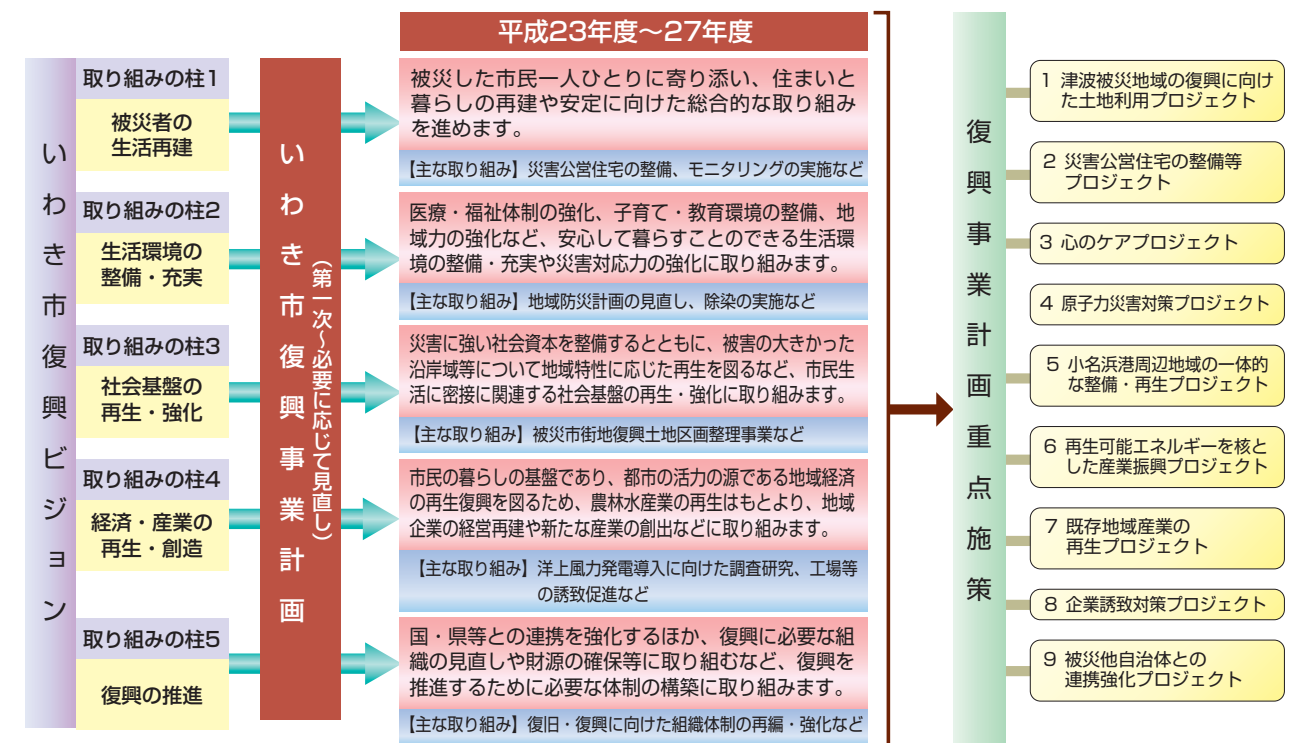


図5-4 「いわき市復興事業計画」の体系図

③ いわき市復興事業計画の進捗管理

復興を着実に推進していくためには、本計画の進行状況や復興の状況等について、庁内はもとより、各界・各層の代表者をはじめ、高等教育機関や関係団体、さらには広く市民と情報共有を図っていく必要がある。

このことから、庁内では市東日本大震災復興本部において、また、庁外では新・市総合計画や復興事業計画の推進を図るため設置した「いわき市行政経営市民会議」において、復興の状況を管理するほか、幅広く市民に情報を提供することとした。

④ いわき市復興事業計画(第2次)の策定

いわき市復興事業計画(第1次)の策定後、国や県の動向等が徐々に明らかになってきたことから、市民のニーズを踏まえ、的確かつ柔軟に復興を推進する観点から、計画を見直すこととした。

見直しに当たっては、平成24(2013)年5月から12月にかけて全7回にわたり「いわき市行政経営市民会議」を開催し、委員からの幅広い視点からの意見などを得て、既に位置付けた事業の見直しや新たに取り組むべき事業等の追加を行い、平成25(2013)年1月にいわき市復興事業計画(第2次)として公表した。

2 「いわき市復旧計画」の取り組み

(1) 平成 25 年度末を目標に復旧事業を推進

① 平成 23 年度の単年度では約 7 割の進捗率

市が平成23(2011)年10月18日に策定した「いわき市復旧計画」においては、平成25(2013)年度末までに約610億円をかけ、おおむね社会基盤などの復旧を完成させようというものであった。

震災から約1年、平成23(2011)年度末における、単年度事業費ベースで約7割程度の進捗、全体事業費ベースでは約4割（計画では6割）と、「やや遅れ」ている状況であった。（図5-5）

この要因としては、国の災害査定の遅れ、新たな工事などの発生、工事入札の不調などが挙げられる。

今後市は平成24(2012)年度末における全体計画の進捗率約82%の達成に向け、復旧を加速化させることとしている。

② 社会基盤となる施設を再建や移転

復旧事業のうち、市有施設の種類などによって分けた小区分に進捗状況をみると、全124区分中43区分（約35%）の施設などですでに復旧が「完了」し、42区分（約34%）で「計画どおり進捗」、39区分（約31%）が「一部遅延」している状況である。（写真5-4、5、6）

なお、施設のなかには耐震構造上の問題などの要因により、元の場所で再建することが困難であることから、移転再建する施設（江名市民サービスセンター、江名公民館、豊間保育園、勿来学校給食共同調理場）、検討の結果廃止せざるを得ない施設（住吉、平、江名、下神白の4保育園・保育所、平ユースホテル、一部市営住宅）、別施設へ移転する施設（植田児童館）など、抜本的な見直しなどを行った市有施設もあった。

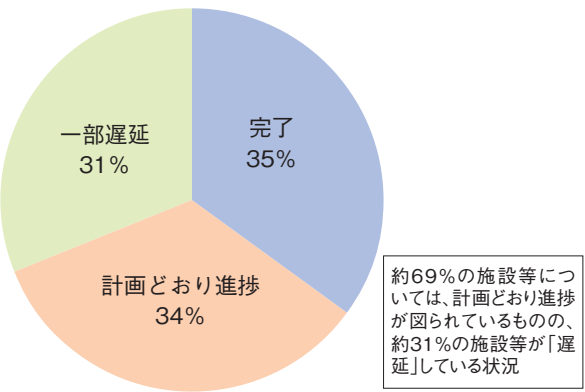


図5-5 平成23年度末における社会基盤などの復旧の進捗状況



写真5-4 勿来、常磐の市民会館は計画より1年前倒して平成24年10月に常磐、同年11月に勿来のホールがそれぞれ再開工事中の勿来市民会館。
〔平成24(2012)年10月 いわき市撮影〕



写真5-5 内郷内町地内の市道宮沢－蛭内線（復旧前）
斜面が大きく崩落し、復旧工事に時間を要するため通行止めとなった。
〔いわき市撮影〕



写真5-6 内郷内町地内の市道宮沢－蛭内線（復旧後）
平成24(2012)年4月に通行が可能となった。
〔いわき市撮影〕

3 復興特区制度と「いわき市復興事業計画」の取り組み

(1) 復興特区制度を活かした「市復興事業計画」の進捗

① 復興対策本部、復興庁を国が設置

市が復興事業計画（第一次）をすみやかに実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となる。
国においては、「東日本大震災復興基本法」（平成23年6月公布・施行）に基づき、復興対策本部・現地対策本部が発足。7月の復興基本方針を経て、12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行、平成24(2012)年2月には「復興庁設置法」を施行した。

② 復興特別区域（復興特区）制度の概要

被災地の復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」に基づく「復興特区制度」がある。

この制度は〔1〕個別の規制、手続きの特例や税制・金融上の特例を受けるための「復興推進計画」、〔2〕土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例を受けるための「復興整備計画」、〔3〕財政上の特例である復興交付金の交付を受けるための「復興交付金事業計画」で構成されており、各計画について国の認定や採択を受けることなどにより特例が適用される。（表5-1）

表 5-1 復興特別区域（復興特区）制度の概要			
特例の内容	○住宅、産業、まちづくり、医療、福祉などの各分野にわたる規制、手続きの特例 ○雇用の創出などを強力に支援する税制上の特例	○土地利用再編のための特例（事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化、新しいタイプの事業制度活用）	○ハード補助事業の一括化 ○使途の緩やかな資金の確保 ○地方負担金の手当て ○執行の弾力化・手続きの簡素化
計画の内容	個別の規制、手続きの特例や税制上の特例措置などを受けるための計画	土地利用再編に係る特例許可・手続きの特例などを受けるための計画	復興地域づくりを支援する新たな交付金（復興交付金）事業に関する計画
作成する計画	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
作成主体	県、市町村（単独または共同）	市町村（単独または県と共同）	市町村（単独または県と共同）
手続き	内閣総理大臣の認定	○（必要に応じて）公聴会、広告、縦覧 ○復興整備協議会での協議・同意 ↓ 計画を発表	内閣総理大臣に提出

本市においては、産業の復興や雇用の創出を目的とした「ふくしま産業復興投資促進特区」や「サンシャイン観光推進特区」などの特区が認定されているほか、規制・手続きの特例として「福島確定拠出年金復興特区」が、金融上の特例としては「復興特区支援利子補給金」などが認定を受けており、それぞれの特例措置の活用を図っている。

また、主に沿岸域の復興に向け、いわき市復興整備計画及びいわき市復興交付金事業計画を策定し、防災集団移転促進事業や震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業などの取り組みを着実に進めている。

③ 復興交付金制度

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業および効果促進事業が対象となった。

交付を受けるには「東日本大震災特別区域法」第78条第1項の規定に基づき、復興交付金事業計画を策定する必要があり、市においては制度を最大限に活用できるよう創意工夫を図り、平成23～25(2011～13)年度に着手可能な事業を事業計画として取りまとめ、平成24年1月に第1次、同年4月に第2次、同年6月に第3次、同年10月に第4次、平成25(2013)年1月に第5次と、それぞれ申請を行った。(写真5-7)

この結果、防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地地区画整理事業、復興道路整備事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業（以上、206～210ページ・図5-7～11）などが採択された。採択事業は延べ136事業、交付対象事業費は約724億円、交付金額は約587億円であった。

平成25(2013)年1月の5次申請に続き、今後も平成27(2015)年まで数度の申請を予定している。市は早期復興を図るため、本制度を最大限に活用することとしている。

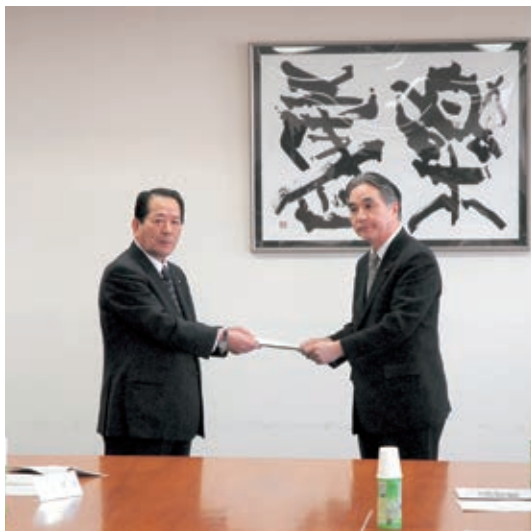


写真5-7 平野復興大臣に対し、復興交付金の使い勝手の改善などの要望を手渡す市長
(平成24(2012)年4月9日 いわき市撮影)

④ 平成23年度末における市復興事業計画の進捗

このように一部、復興特区制度を活用して計画した168の取組から成る「いわき市復興事業計画（第1次）」のうち、平成23(2011)年度内に着手するとしていた取組139に対し、1取組が未着手であったものの、3取組は前倒しで着手、この結果141取組はすでに着手していることになり、おおむね計画どおり進捗している。

事業費ベースでみると、計画策定時点で平成23(2011)年度の事業費を200億8,900万円と見込んでいたが、未確定であった放射性物質のモニタリングや除染に係る経費が確定したことから、これら事業費を加え161億2,600万円となった。

(2) 特区制度活用による市街地、農地などの復興を

ー復興事業計画の重点施策／津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト、災害公営住宅の整備等プロジェクト

① 地域住民をまじえ、復興のための意向調査を実施

いわき市の沿岸約60kmには大津波（26ページ以降に記述）が押し寄せ、多くの尊い人命が失われ、家屋の倒壊・流失などにより生活基盤を失うという、大きな災害に見舞われた。

このため、被災住民の生活再建を円滑に図るため、「いわき市津波被災市街地土地利用方針」を策定し、主に土地利用の面から沿岸地域全体および各地区の復興に向け、住民や専門家などとの意見交換や要望を取り入れながら、具体化に「津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト」として復興事業計画（第1次）の重点施策に位置づけ、取り組んでいる。

いわき市の沿岸約60kmには集落が多く位置していることから、沿岸域の5地区（久之浜、四倉、平、小名浜、勿来）のうち、被害の大きい末続、金ヶ沢、久之浜〔2区分〕、田之網（以上、久之浜地区）、四倉〔3区分〕（四倉地区）、沼ノ内、薄磯、豊間（以上、平地区）、走出、江名港、折戸・中之作、永崎、下神白（以上、小名浜地区）、小浜、岩間、錦町須賀（以上、勿来地区）に区分して、市東日本大震災復興本部の沿岸域等土地利用作業部会が中心となって、それぞれの地域における生活再建に必要な住まいを中心とした土地利用について、国の制度改正や関係機関との調整なども踏まえながら、対象地域住民や市、専門家などを交えた地区懇談会や意向

調査・分析を実施した。

今後希望する住まいの場所としては、津波被災地域全体では、「被災前と同じ場所（自宅があった場所）」が最も多く、次いで「被災前の地区に近い津波の来ない安全な場所（高台など）」、「被災前の地区内で津波の危険が低い場所」の順となっているが、被災が甚大な地区では、「被災前の地区に近い津波の来ない安全な場所」が最も多くなっている地区もある。

また、復興案を策定していくうえで必要な対策では、津波被災地域全体でみると、「街を守れる十分な強度の防波堤整備」、「高台への移転」、「防災道路・緑地など多重な津波防御施設の整備」の順となっているが、「高台への移転」の割合が多い地区もある。

② 市復興整備計画を策定

いわき市は復興特区制度のうち、土地利用の再編に係る特例許可や手続き上の特例を受けることで復興を迅速かつ円滑に進めるため、平成24(2012)年6月、いわき市長、国の関係機関の長、県知事などの構成による「いわき市復興整備協議会」を設置した。

被災地個々の復興整備協議会では、復興整備計画（土地利用の再編に関する許認可の特例を受けるための計画）やその実施に関して必要な事項を協議することとなっており、いわき市においては市東日本大震災復興本部の沿岸域等土地利用作業部会が中心となって地元地区民との間で練り上げてきた将来計画が反映された、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備および建設に必要な農地転用許可など、復興に向けたまちづくりに必要な特例措置の適用について記載された復興整備計画について、関係機関の同意を得て、公表した。

さらに、同年7月に開催した第2回の協議会で復興事業計画の変更を行ったほか、これまでに4回の協議会を開催している。（平成25年2月1日現在）

復興整備計画の目標としては、〈1〉震災前に増して活力に満ちた、復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」の創造、〈2〉将来にわたり地域コミュニティが維持されるコンパクトな都市環境の形成、〈3〉数十年から百数十年の頻度で発生すると想定される津波および高潮に対し、海岸堤防などにより人命や財産を守る、〈4〉最大クラスの津波に対し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ「多重防衛」による津波防災・減災対策を実施〈5〉は場の大区画化などによる被災した農村地域の復興、〈6〉内陸部における造成宅地の復旧などによる安全な市街地に復興－を挙げ、市内沿岸部、内陸部における土地利用方針の具体的な内容を示した。

③ 主な復興手法

ア 都市再生区画事業（被災市街地復興土地地区画整理事業）

津波被害の大きかった既成市街地においては、津波を防ぐため河川や海岸保全施設などの整備にあわせ、後背市街地および隣接する農地、山林などを含めた区域を、土地地区画整理事業の手法で一体的に整備することにより市街地の再生を図る。

これらの区域については、ゾーニングにより商業、業務、住宅地を適正に配置する。

市内では、^{ひさの}久之浜、^{うすいそ}薄磯、^{とよま}豊間、^{おなほま}小名浜港背後地、^{おばま}小浜、^{いわま}岩間の計6か所で施行される。（図5-7～11）

イ 防災集団移転促進事業

津波により相当数の建物が流出し、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住宅地などについては、防災集団移転促進事業により、近隣の安全な場所に住宅地を整備し、集団移転を図る。移転跡地については、災害危険区域として指定し、防災のため自然的土地利用を図る。

市内では、^{すえつぎ}末続、^{かねがさわ}金ヶ沢、^{はしり}走出（江名）、^{えな}錦町須賀の計4か所で施行される。（図5-7～11）

ウ 災害公営住宅整備事業

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅である。

市が災害公営住宅の入居資格世帯6,203世帯に対して、平成24(2012)年7月に実施したアンケートによると、回答のあった3,043世帯のうち、1,456世帯が入居を希望した。

このため、平成25(2013)年2月、被害状況、住宅需要、住宅建設の適性などを検討し、災害公営住宅の整備を決定した。最終的な整備戸数は、平成24(2012)年度末までに実施予定のアンケート結果を踏まえ、確定する予定にしている。(表5-2)

計画では平成27(2015)年度末までの完成をめざすことにしており、まず平成24(2012)年10月には、常磐関船^{じょうばんせきふね}町^{まち}に鉄筋コンクリート8階建て、32戸の建設に着手した。(図5-6)

表 5-2 市内各地区における災害復興住宅の整備予定戸数（平成 25 年 2 月 1 日現在）

地区など		区分	整備予定戸数 (戸)	うち戸建戸数 (戸)	入居開始予定 (目標)
平地区（430戸）	平豊間		192	24	平成25年度末
	平薄磯		103	18	平成25年度末
	平沼ノ内		40	0	平成25年度末
	平字作町		45	0	平成26年度中
	【選定中】		50	0	平成26年度以降
小名浜地区（190戸）	永崎		190	24	平成26年度中
勿来地区（236戸）	岩間町		50	0	平成26年度中
	錦町		64		平成26年度中
	勿来町関田		72		平成26年度中
	勿来町四沢		50	30	平成26年度中
常磐地区（120戸）	常磐関船町(関船団地)		32	0	平成25年度末
	【選定中】		88	16	平成26年度以降
内郷地区（250戸）	内郷高坂町砂子田(雇用促進住宅)		250	0	平成27年度中
四倉地区（151戸）	四倉町上仁井田		151	20	平成26年度当初
久之浜地区（138戸）	久之浜町久之浜		120	0	平成26年度当初
	【選定中】		18	18	平成26年度以降
合 計	－		1,515	150	－

注）建設予定地、戸数、入居開始予定は、今後建築設計および用地交渉などにより変更する可能性がある。



図5-6 災害公営住宅の完成予想図（平豊間）

④ 各地域の復興整備事業

規制緩和や手続き上の特例（復興整備計画）および財政上などの特例（復興交付金計画）を活用した主な事業を市内地区別にみると、次のとおりである。

ア 久之浜地区

久之浜^{ひさの はま}地区においては、久之浜市街（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、道路事業、防災拠点施設（津波避難ビル）整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、久之浜町末統^{ひさの はままちすえつぎ}（防災集団移転促進事業など）、久之浜町金ヶ沢^{かねがさわ}（防災集団移転促進事業など）などで事業を施行する。(図5-7)

イ 四倉地区

四倉^{よつくら}地区においては、四倉市街（災害公営住宅整備事業、防災対策検討事業（県事業）、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、四倉町下仁井田^{よつくらまちしもに いだ}（農地整備事業〔ほ場整備〕）で事業を施行する。(図5-8)

ウ 平地区

平^{たいら}地区においては、平夏井^{たいらなつ い}（農地整備事業〔ほ場整備〕）、平薄磯^{うすいそ}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、道路事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、平豊間^{とよま}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、津波防災公園整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、平沼ノ内^{ぬまの うち}（災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）で事業を施行する。(図5-9)

エ 小名浜地区

小名浜^{おな はま}地区においては、江名字走出^{えな な はしり で}（防災集団移転促進事業）、小名浜港および背後地^{おな はまこう}（震災復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、小名浜地域水産業施設復興整備事業など）、永崎^{ながさき}（災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）で事業を施行する。(図5-10)

オ 勿来地区

勿来^{なこそ}地区においては、小浜町^{おばままち}（震災復興土地区画整理事業、道路事業（県事業など））、岩間町^{いわままち}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕、道路事業（県事業）など）、錦町須賀^{にしきまち す か}（防災集団移転促進事業など）、錦町^{にしきまち}（災害公営住宅整備事業、農地整備事業〔ほ場整備〕、道路事業）、勿来町関田^{なこそまちせき た}（災害公営住宅整備事業、農地整備事業〔ほ場整備〕、道路事業など）、勿来町四沢^{し さわ}（災害公営住宅整備事業）で事業を施行する。(図5-11)

カ 内陸部の復興事業

平字作町^{たいら さくまち}、常磐関船町^{じょうばんせきふねまち}、内郷高坂町^{うちごうたかさかまち}では災害公営住宅整備事業を、常磐西郷町^{にしごうまち}や泉もえぎ台^{いずみ}では造成宅地滑動崩落緊急対策事業(このほかの住宅団地災害やがけ崩れなどについては県、市の既設事業で対応。183ページに記述)を、それぞれ進めることとしている。さらに6集会所の木質バイオマス施設等緊急整備事業、中学校や公民館などの耐震化事業も採択された。



図5-7 市復興整備計画土地利用構想図・久之浜地区〔久之浜、末続、金ヶ沢〕
〔1：50,000 地形図〔原寸×1.29〕 平（平成19年修正） 国土地理院発行〕

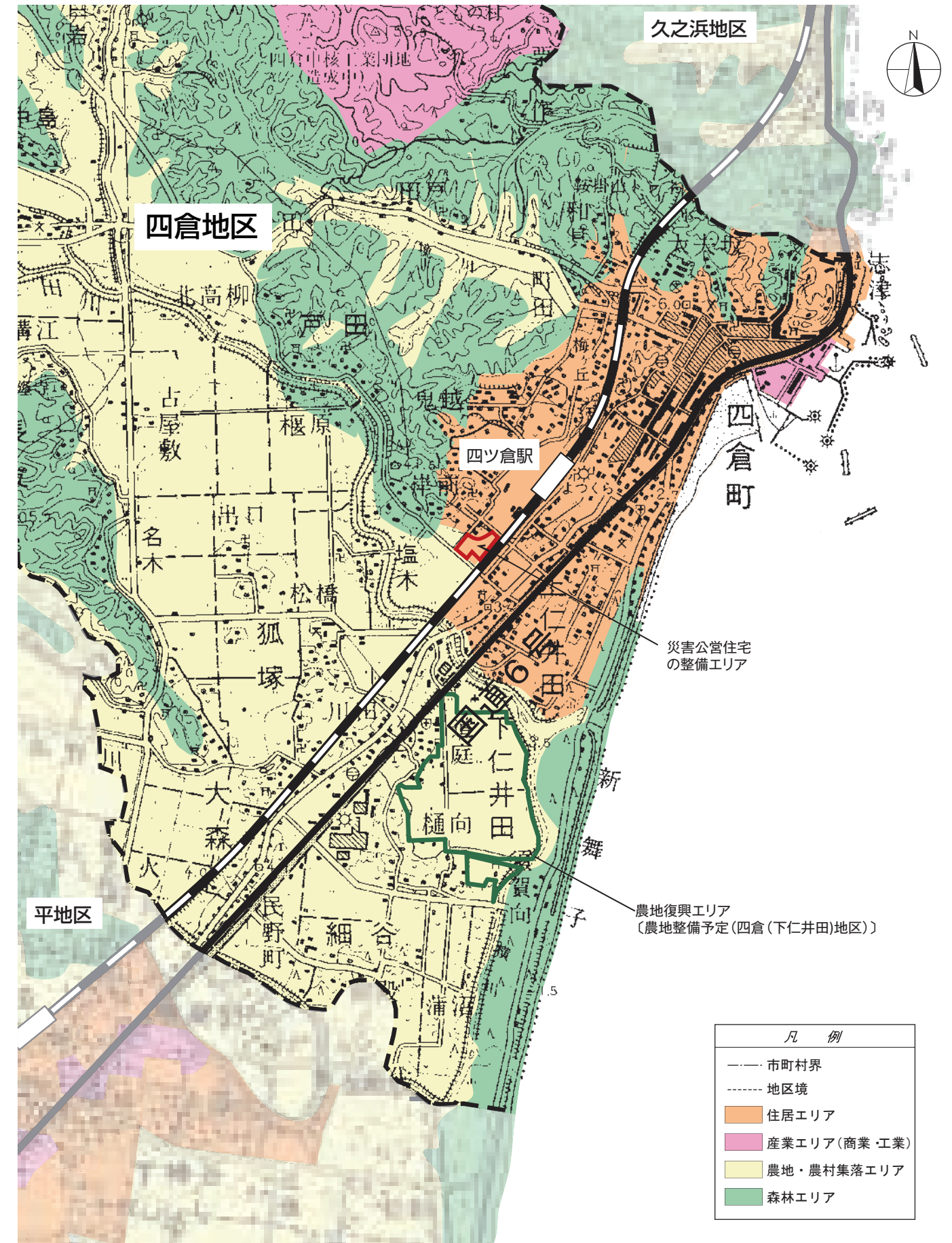


図5-8 市復興整備計画土地利用構想図・四倉地区〔四倉市街、下仁井田〕
〔1：50,000 地形図〈原寸×1.74〉 平（平成19年修正） 国土地理院発行〕

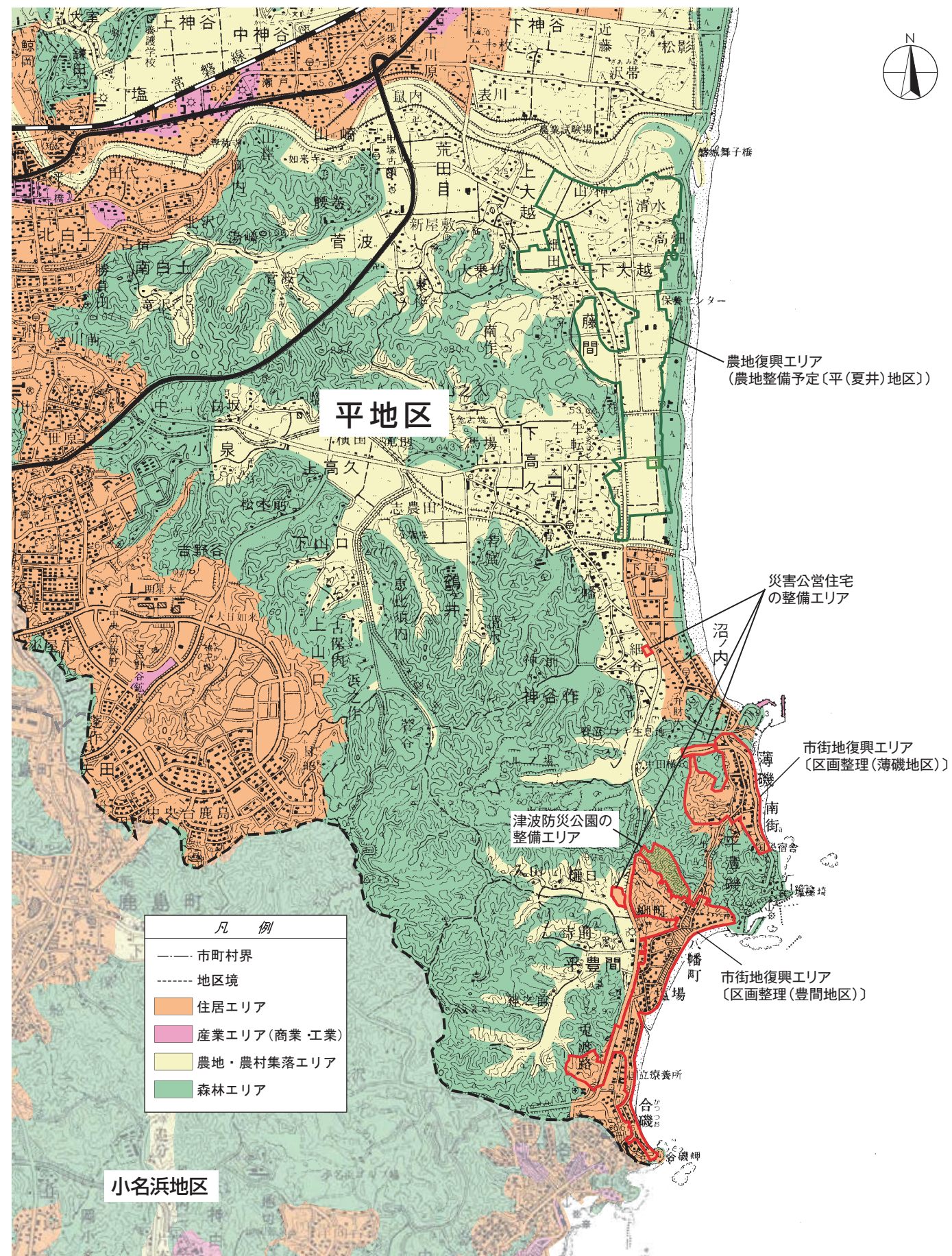


図5-9 市復興整備計画土地利用構想図・平地区〔夏井、沼ノ内、薄磯、豊間〕
〔1:50,000 地形図〔原寸×0.97〕 平、小名浜（平成19年修正） 国土地理院発行〕

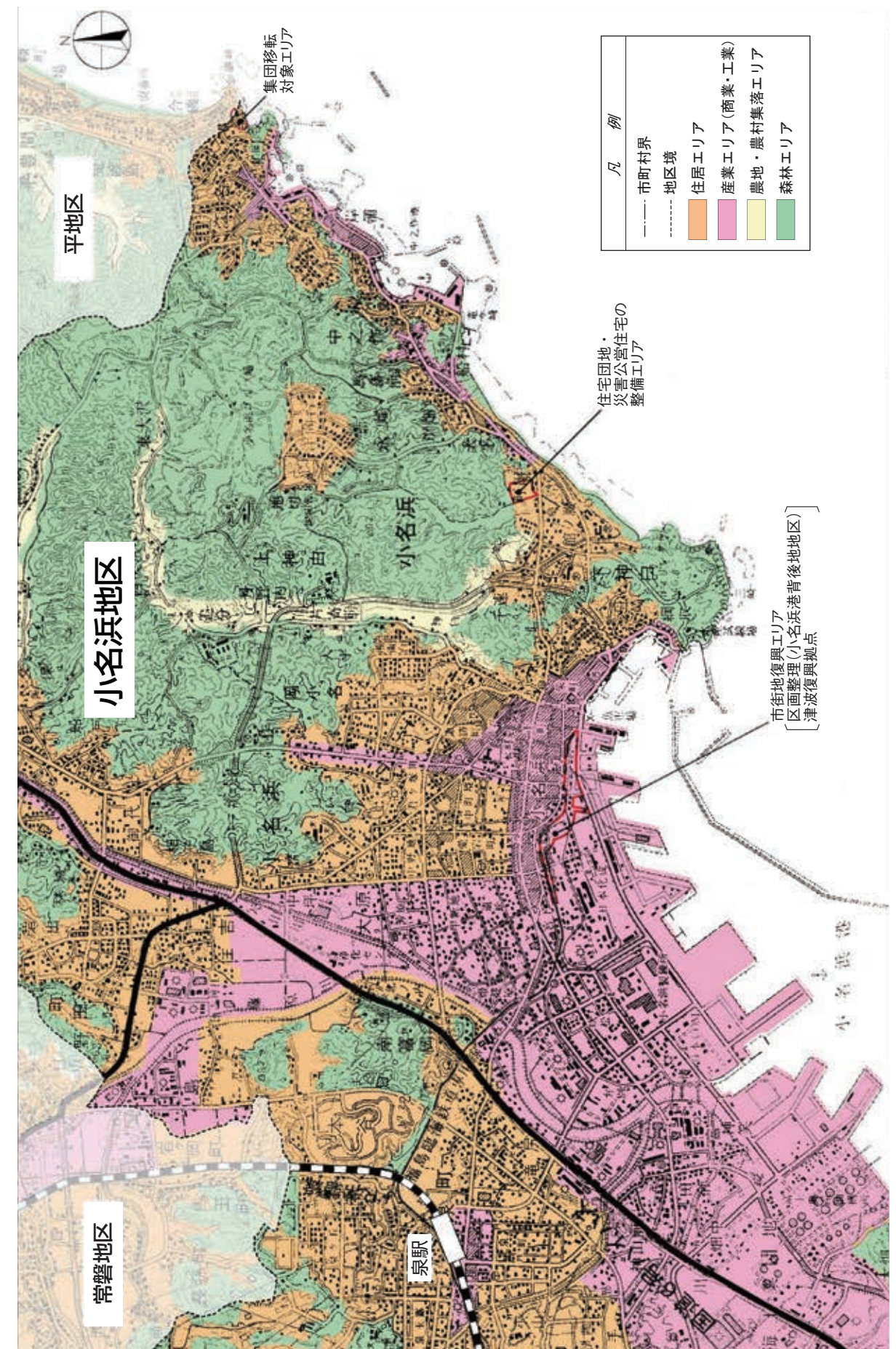


図5-10 市復興整備計画土地利用構想図・小名浜地区（江名字走出、永崎、小名浜港後背地など）
〔1：50,000 地形図（原寸×1.08） 小名浜（平成19年修正） 国土地理院発行〕

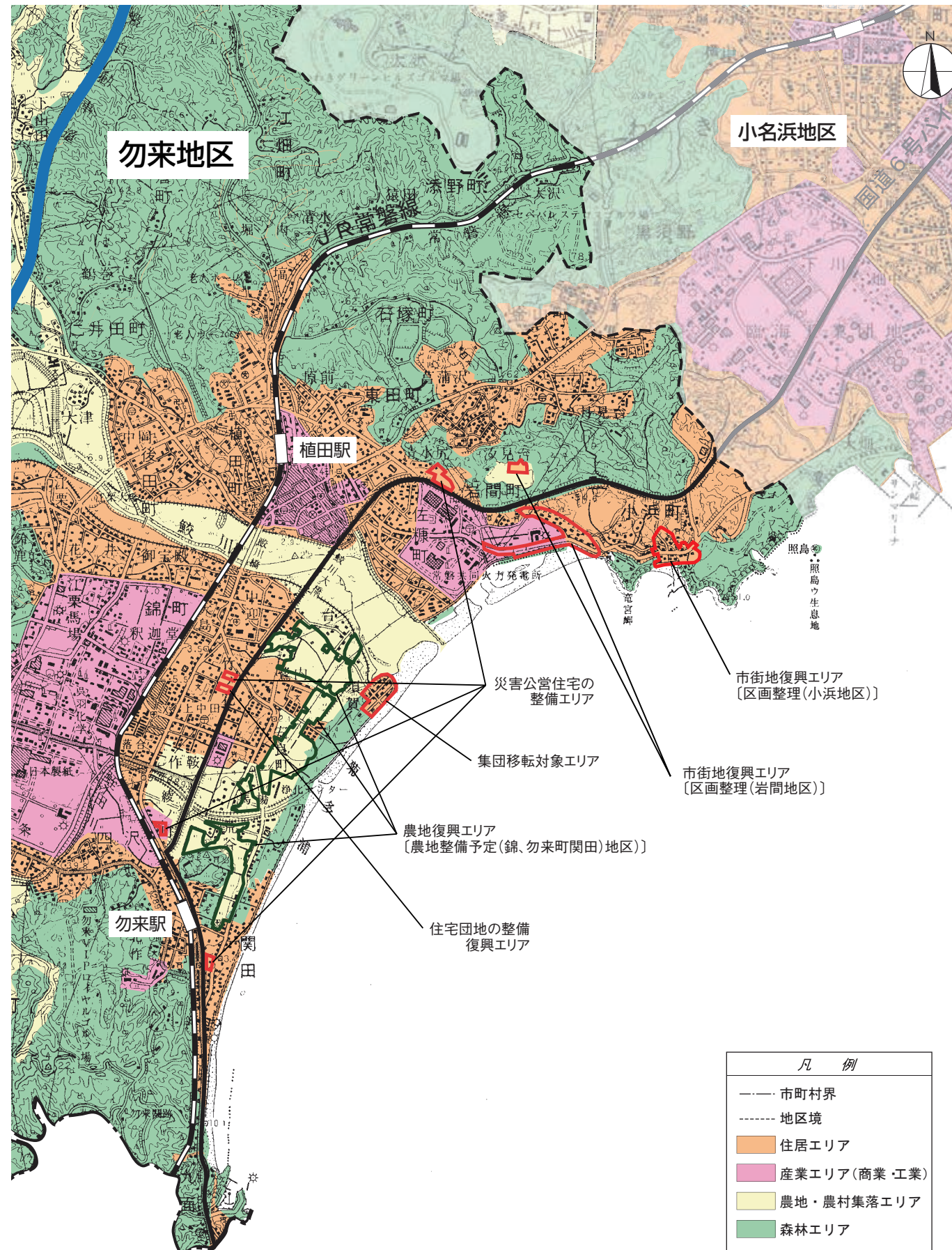


図5-11 市復興整備計画土地利用構想図・勿来地区〔小浜町、岩間町、錦町須賀、錦町、勿来町関田、勿来町四沢〕
〔1：50,000 地形図（原寸×1.07） 小名浜（平成19年修正） 国土院発行〕

(3) 被災者の心のケアによる勇気・元気・活力の回復を ―復興事業計画の重点施策／心のケアプロジェクト

① 見守り活動などを通じた問題の早期発見

一時提供住宅入居者等への個別訪問や、小中学校における心の教室相談員・カウンセラーの配置など、震災により心に傷を負った被災者の早期発見、対応を図っている。

② 被災者の状況に応じた支援体制の構築と専門機関との連携

生活や福祉、子育てに関する相談や自殺予防講座の開催、震災遺児孤児の支援（支援情報の提供、支援事業基金の新設）など、被災者の状況に応じた支援を行うほか、必要に応じ医療機関等の専門機関に繋げるなど、関係機関等と連携した対応を図っている。

③ 心を癒すイベントの実施

市立美術館やアリオスにおける文化・芸術活動、屋内遊び場の整備（「いわききっず もりもり」〔ほるる内〕、「いわききっず ふるふる」〔市立南部アリーナ内〕）などによる安心して遊べる場所の確保、さらには市民団体や自治会等の活動の支援や復興に係る大規模イベントの開催等により、被災者の勇気・元気・活力の回復を図っている。（写真5-8）



写真5-8 いわき市屋内遊び場（いわききっず もりもり）がオープン
〔平成24(2012)年12月 いわき市撮影〕

(4) 原子力災害対策で市民の不安解消を ―復興事業計画の重点施策／原子力災害対策プロジェクト

① 放射線に対する健康管理を推進

ア 積算線量計の貸し出し

市は、妊婦や乳幼児の保護者が、自己の健康管理のデータとして活用できるよう、10月から、積算線量や空間線量を測定することができるデジタル式の小型携帯線量計を貸し出している。その後、平成24(2012)年2月までに順次対象を拡大し、高校生まで対象を広げた。（写真5-9）

また、11月から保育所や幼稚園、小・中学校の児童・生徒に対し、パッチ式の線量計を貸与した。



写真5-9 貸し出されている小型携帯線量計
〔いわき市撮影〕

イ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

市は、県から貸与されたホールボディカウンターを利用し、11月から先行調査として市立総合磐城共立病院において、比較的放射線量の高い久之浜・大久、四倉、小川、川前地区の18歳以下の子どもや妊婦を対象に内部被ばく検査（1日当たり最大で55人が検査可能）を開始した。

さらに、市独自で2台のホールボディカウンターを整備し、平成24(2012)年5月からは、県所有の車載式機器および独立行政法人日本原子力研究開発機構（茨城県東海村）における県の検査枠を活用して、本格調査

を実施した。(写真5-10)

検診者は平成25(2013)年1月31日現在で3万5,952人に達し、対象者約5万4,000人に対し、受検率は66.6%となった。

この結果、子どもの場合70歳まで、成人では50年間に体内から受ける
と推定される預託実効線量（内部被ばくの積算量）は全員が1ミリシーベルト以下。このうち97.5%は不検出（限界値200ベクレル未満）で、残る2.5%の人についても、ごく低い数値であった。

その他、民間医療機関においても同様の検査が実施されたが、検出された人はごくわずかで、いずれも市の検査と同様に不安視される数値ではなかった。

ウ 自家消費用作物を検査

市は11月から12月にかけて、販売を目的としない家庭菜園などの自家消費用作物を対象として、市内各地区を巡回して検査希望者に対し、表面スクリーニング検査を行った。(写真5-11)

また、測定を行う人材の育成・確保などと並行して、ベクレルモニターなどの簡易放射能測定器を配備して検査体制の整備を図った。

エ 食品について一層の安全・安心を

食品による内部被ばくを防ぐため、厚生労働省は3月17日から、食品に含まれる放射性物質について、暫定規制値を定め、これを上回る食品の規制を行ってきた。

数値は「原子力安全委員会」が示していた「飲食物摂取制限に関する指標」に沿ったもので、放射性セシウムについては1年間に5ミリシーベルトとし、食品ごとに、一定の割合で食べ続けても、この線量に達しない量を定めた。

いわき市では市場流通農作物の検査体制を整えるため、市内2JA（いわき市農業協同組合、いわき中部農業協同組合）と連携し放射能測定器を導入、さらに平成23(2011)年度内に増強を図った。

さらに厚生労働省は、より一層、食品の安全と安心を確保するため、国際基準に準拠した、食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準値について、平成24(2012)年4月から施行した。(表5-3、写真5-12)

オ 保育所・学校給食における放射性物質の検査

市は、保育所や学校給食に使用する食材について、市場に流通しているもののなかでも安全なものを選んで使用しているが、より安全で安心な給食などを提供することを目的に、平成24(2012)年1月から保育所・学校で使用する食材について、放射性物質の検査を開始した。

また、検査の結果については、市ホームページで公表するとともに、1種類の放射性物質でも20ベクレ



写真5-10 ホールボディカウンター
[平成24(2012)年6月 いわき市撮影]



写真5-11 巡回スクリーニング検査
(川前活性化センター)
[11月27日 いわき市撮影]

表5-3 放射性セシウムに関する厚生労働省による飲食物の摂取制限値(単位:ベクレル/kg)

核種	区分	暫定規制値 〔平成23(2011)年3月17日～〕		基 準 値 〔平成24(2012)年4月1日～〕	
放射性セシウム	飲料水	200	飲料水	10	
	牛乳、乳製品		牛乳	50	
	野菜類	500	一般食品	100	
	穀類		乳児用食品	50	
	肉、卵、魚、その他				

注) このほか、放射性ヨウ素、ウランなどの基準は従来どおり。



写真5-12 水産庁による水産物の放射性物質調査説明会
福島県の漁業は徐々に再開されているが、まだ多くの魚の放射線量は基準値を超えており、課題は多い。
[平成24(2012)年7月 いわき市撮影]

ル/kgの検出下限値（保有する測定器で検出できる最も低い値）を超えた場合は、使用しないこととした。

② 低減をめざし除染を推進

ア 市内で比較的数字の高い地域を、市が除染

4月22日以降、市内全域が国で定める原発関連の規制区域外となった。

しかし市域北部の川前町下桶売地区の一部（志田名、荻）では、市内の他地区と比較して高い放射線量が観測される地点が確認されたことから、7月5日に、市独自の措置として当該地区を「市長が定める自主避難区域」に設定し、避難を希望する住民に対し、一時提供住宅を確保するなどの対応を行った。

この後、この地区を市が優先的に除染する方向で取り組んだ。

一時、除染により生じる廃棄物の仮置き場の問題が発生したが、現場保管が可能となったことから、12月に川前町下桶売地区の一部（志田名・荻）において、特に放射線量数値の高い、合わせて5軒で表土除去などの除染作業を行った。(写真5-14)

さらに、平成24(2012)年6月からは家屋等除染モデル事業として久之浜・大久地区を皮切りに川前町下桶売地区の一部（志田名・荻）など、比較的数字の高い地区から順次実施することとし、さらに久之浜・大久や川前、小川、四倉の地区全域において、本格除染を行うこととした。

イ 放射線量低減に向けた除染の取り組み

市は、「市町村による除染実施ガイドライン」（8月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、市民の協力を得ながら除染活動を推進し、生活環境の早期回復を目指すため、9月に具体的な除染の作業方法の手引きとなる「いわき市放射線量低減のための除染マニュアル」を作成した。

生活空間における放射線量を低減するための具体的な取り組みは、次のとおり。

〈保育施設・教育施設の除染〉

市は、保育施設や教育施設について、すべての施設の洗浄・清掃などを行い、その後、園庭や校庭の放射線量を測定し、市が当面の目標水準として定めた毎時0.3マイクロシーベルト以上の施設については、表土除去を行った。

表土除去は、平成24(2012)年3月末までに、対象となる131施設すべて完了しており、その結果、園庭や校庭の放射線量は、表土除去前に比べ、最大で約8割の低減が見られ、このうち最も多かったのは5割から7割程度の低減となった。(写真5-15)

その後、国が新たに毎時0.23マイクロシーベルト（追加被ばく線量年間1ミリシーベルト）の被ばく線量基準を示したことから、市は改めて保育施設や教育施設の詳細なモニタリングを行った結果、校内5地点の空間放射線量率の平均値が毎時0.23マイクロシーベルト以上の保育所3園、



写真5-13 細野内閣府特命担当大臣(原発事故担当)との意見交換会で、除染や災害ガレキの焼却灰の最終処分などについて、いわき市の状況を説明する市長
[10月22日 いわき市撮影]



写真5-14 川前町の民家で行った除染作業
[12月14日 いわき市撮影]



写真5-15 高圧洗浄機で校舎を清掃（小名浜第三小学校）
[8月23日 いわき市撮影]

幼稚園9園、小学校62校、中学校36校について、平成24(2012)年度内の完了をめざし除染作業を行うなど、より低い線量を実現するよう取り組んだ。

また、平成23(2011)年度は使用を見合わせていた学校プールについては、平成24(2012)年度は必要な除染を行い、市内の公立小・中学校118校の117校（一部のプールは使用不能のため共用などで実施）で再開した。（写真5-16）



写真5-16 内郷第一中学校で2年ぶりにプール開き
〔平成24(2012)年6月8日 いわき市撮影〕

〈都市公園の除染〉

市は、市が管理する455か所の都市公園などの空間放射線量を調査し、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が確認された11か所の公園について、表土除去や遊具洗浄などの除染を行い、平成24(2012)年3月までに完了した。

〈生活空間改善事業で通学路などを除染〉

市は、子どもたちが過ごす時間が多い通学路や公園などにおける放射線量の低減を図るため、緊急的な対策として市生活空間改善事業を実施した。実施主体は原則的に行政区、あるいは行政区の委任を受けた地域団体などを対象とし、放射線量の測定調査や清掃活動、草刈りを行う費用として1団体当たり50万円まで支援しようとするもので、9月20日から12月15日まで申請を受け付け、作業は平成24(2012)年1月末まで実施された。（写真5-17）



写真5-17 通学路の除染を行う地区民（川部）
〔11月27日 鴨勝男氏提供〕

実施に当たっては、市内647行政区のうち487の行政区（ほかにPTAなど13団体）が参画。各行政区などに対し「市放射線量低減のための除染マニュアル」を配布するとともに、事前に住民説明会を開催。さらに放射能や除染作業に熟知している民間業者を窓口配置し、空間線量計の使用方法や側溝土砂などの保管方法について必要な助言を行うことによって、万全を期した。

③「市除染実施計画」を策定

市は12月、市全域を対象に、市民生活を営むうえで安全な環境を整えるため、追加被ばく線量を長期的には年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とした、「いわき市除染実施計画」（計画期間=平成23年12月から平成28年3月まで）を策定した。

この計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づき策定されたもので、いわき市は12月28日、同法に基づき、重点的に調査測定をすることが必要な地域となる「汚染状況重点調査地域」（平均的な放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む、8県104市町村。年間に換算すると1ミリシーベルトに当たる）として、国から指定された。



写真5-18 川前町民家の除染作業
〔平成24(2012)年11月 いわき市撮影〕

これにより原則、市の除染計画に盛り込まれた測定や除染の費用は国負担となる。（図5-12）

市の計画のうち、重点期間としては今後2年間で、放射線量が比較的高い地域（計画時点では、四倉、小川、川前、久之浜・大久地区のそれぞれ一部）を優先地区として、現在の空間線量を60%低減することを目標とするとともに、優先対象として子どもの生活空間となる保育施設・教育施設などにおける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標に盛り込んだ。（写真5-18、表5-4）

計画では、市内の除染状況を十分に把握し、その状況に応じて効果的で効率的な除染を行うとともに、市内全域にわたるきめ細やかなモニタリングを行い、地区および施設ごとの空間線量や積算線量の傾向などを十分把握し、「どの程度、被ばく線量が軽減されるか」といった点を常に念頭に置きながら、除染作業の手法や規模を検討することとしている。

また、本計画を推進するため、線量計の貸与や各種研修会の開催などによる線量測定支援、専門家やボランティア派遣などによる作業支援の仕組みを構築し、地域の産学官民が一帯となった推進体制を整備すること、作業の進捗状況や空間放射線量の推移などを踏まえ、適宜、本計画の見直しを行うこと、なども盛り込んでいる。

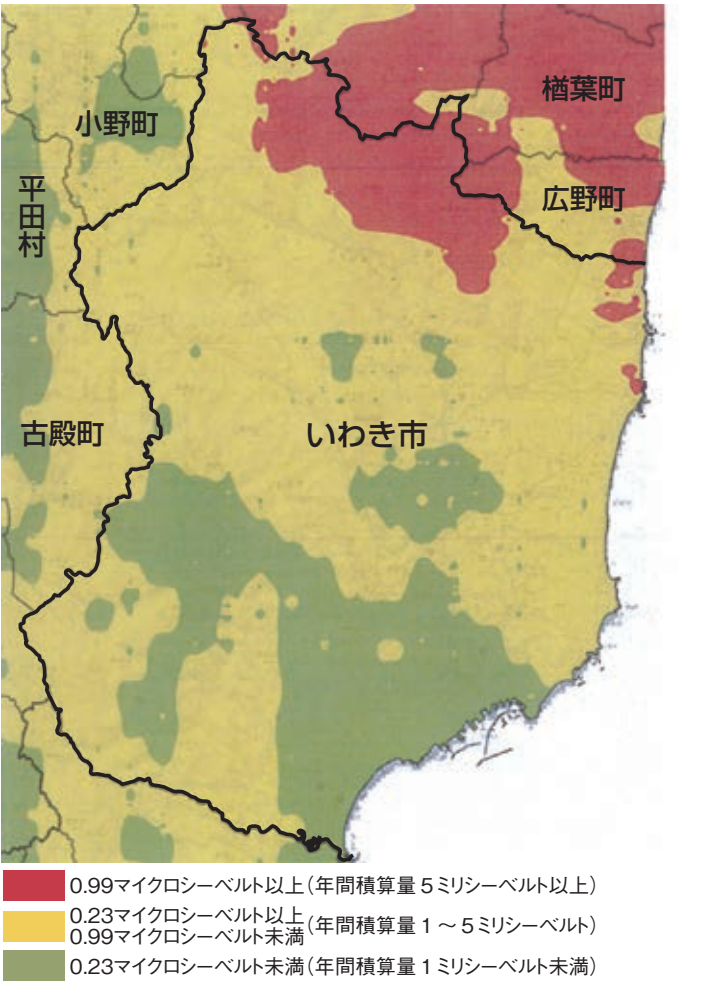


図5-12 年間放射線量の予測（平成23年9月）
〔資料：「文部科学省が測定した航空機モニタリング」から転載〕

表 5-4 除染に係るスケジュール

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
項目	放射線量測定	全行政区				
	優先順位等	(継続モニタリング)				
市内全域モニタリング	整理		検証	検証	検証	
	検証					
優先地区の除染（5マイクロシーベルト/年以上、30km圏内を含む）	除染の実施					
	検証、必要に応じて追加除染					
子どもの生活空間の除染（保育施設、教育施設、公園など）	除染マップ作成					
	除染の実施					
面的除染（市内全域モニタリングの結果を踏まえた地区や施設の優先順位に応じて実施）	検証、必要に応じて追加除染					
	除染マップ作成					
(局所除染)	除染の実施					
	検証、必要に応じて追加除染					
(局所除染)		(随時実施)				

(5) 小名浜港周辺の一体的な整備を

―復興事業計画の重点施策／小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生プロジェクト

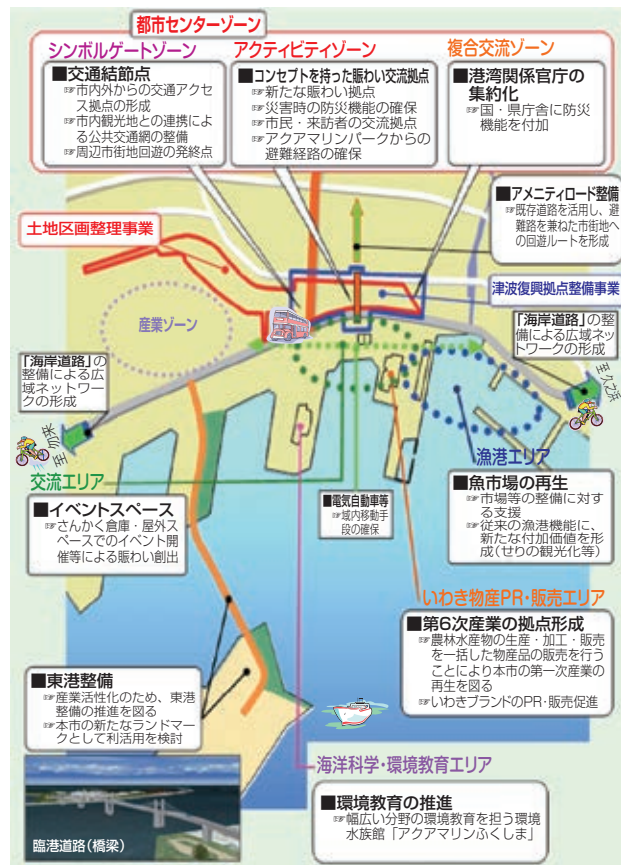


図5-13 小名浜港および周辺の再生・整備概要

① いわきの復興のシンボルとして位置づけ

市物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、さらにいわき市における復興のシンボルとして、アクアマリンパークや漁業区、既存市街地をはじめとした周辺地域の一体的な整備・再生が図れるよう、市は国や県、民間事業者などと緊密に連携して、「オールいわき」の体制で取り組むこととしている。(図5-13、14)



図5-14 都市センターゾーンを『いわき“絆”プレイス』へ

(6) 新時代を担う再生可能エネルギーを核とした産業振興を

―復興事業計画の重点施策／再生可能エネルギーを核とした産業振興プロジェクト

① 産業振興へ向け、再生可能エネルギーの活用を

市は、継続的な雇用の確保や創出を図る観点から、太陽光、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギー関連を中心として、併せて比較的環境への負荷の少ない石炭ガス化複合施設(IGCC)などの導入を視野に入れながら、関連産業の振興に向けて取り組むこととしている。(図5-15)



図5-15 再生可能エネルギーを核とした産業振興プロジェクトのイメージ

② 洋上風力発電による産業振興

プロジェクトの一つとして、市は、再生可能エネルギー関連産業の集積を図るため、国・県と連携しながら、福島県沖で進められている浮体式洋上風力発電の実証研究事業を契機として、同発電に関する研究開発拠点や関連企業の誘致に取り組むこととしている。

市復興ビジョンの理念においても「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す復興」を掲げており、市内産業の活性化や雇用の創出にもつながることから、理念の実現に向けてさまざまな課題を克服し、事業を進める必要がある。(図5-16)

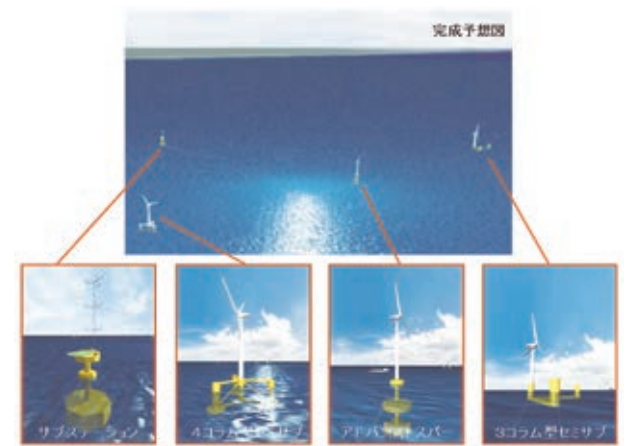


図5-16 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業のイメージ

(7) 多様な支援と農商工連携による既存産業の再生を

―復興事業計画の重点施策／既存地域産業の再生プロジェクト

① 農林水産業の再生

特に津波被災を受けた農地や農業施設については除塩や復旧支援を進めるほか、本市の豊富な森林資源の有効活用に向けた支援や、本市の水産物の消費・販路の拡大に向けた支援を行うことなどにより、本市の農林水産業の再生と「いわきブランド」の再生を図ることとしている。(図5-17)

② 商工業の再生

被災商工業者が事業の再開を図るための円滑かつ良質な資金調達を支援するとともに、国・県と連携し、空き店舗・工場、仮設工場などの事業再開場所の確保などを支援するほか、商工会議所等が実施する被災業者への相談事業を支援することなどにより、商工業の円滑かつ的確な経営再建の促進を図ることとしている。(図5-17)

③ 観光業の再生

原子力発電所の事故等の影響により、観光客の減少などの大きな打撃を受けていることから、全国的、国際的なコンベンションなどを誘致するとともに、復興に向けた観光PRや情報発信を積極的に推進し、いわき市の認知度の向上に努めることにより、観光交流の再生・促進を図ることとしている。(図5-17)

④ 国・県との連携や農商工連携の促進

地域産業の再生を加速させるためには、国の復興制度などを活用するとともに県と連携を図りながら支援していくことはもとより、各産業が相互に連携し合い、新たな事業展開を図っていけるような環境を整備す



図5-17 既存地域産業の再生（イメージ）

る必要があることから、異業種間の連携による商品開発や販路拡大、業種転換などの支援を図っていくこととしている。（図5-17）

⑤ 風評被害への対策

本市の産業は、東日本大震災の直接的な被害に加え、原子力発電所事故に伴う風評被害を受けていることから、各産業に係る部局が一体となって風評被害対策に取り組む「見せます！いわき情報局 見せる課」を開設し、積極的なPR活動などによる農林水産業の風評被害の払拭、工業製品の残留放射線の測定、様々なメディアを活用した観光分野における風評被害の払拭などを図ることとしている。（図5-17）

(8) 特区制度活用による企業・観光産業の投資と集積を
―復興事業計画の重点施策／企業誘致対策プロジェクト

① 企業誘致対策に向けた全体方針

市内の経済をさらに活性化させるため、企業誘致に積極的に取り組むとともに、復興特区制度を有効に活用して、民間事業者からの提案なども反映しながら、税制上の優遇措置や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と新たな立地を促す仕組みづくりに取り組むこととしている。

国の認定を受けた特区の内容は次のとおり。

- ① ふくしま医療関連産業復興特区（平成24年3月認定）―県単独申請・県内全域対象
- ② ふくしま産業復興投資促進特区（平成24年4月認定）―県と本市を含む県内59市町村の共同申請
- ③ 福島県保健・医療・福祉復興推進特区（平成24年4月認定）―県単独申請・県内全域対象
- ④ 福島県確定拠出年金復興特区（平成24年8月認定）―県と本市を含む県内59市町村の共同申請
- ⑤ サンシャインいわき観光推進特区（平成24年11月認定）―本市単独申請
- ⑥ 復興特区支援利子補給金関係（平成25年2月認定）―本市単独申請

② ふくしま産業復興投資促進特区

「ふくしま産業復興投資促進特区」は、製造業などの企業について、新增設促進と雇用の場確保を目的として、福島県および県内59市町村が共同して申請したもので、平成24(2012)年4月に認定された。内容は製造業およびその関連業種における税制上の特例（新規立地新規企業＝実質5年間の法人税無税化、既設企業＝建物・設備の特別償却や税額控除など）となっている。

③ サンシャイン観光推進特区

ア 特区制度に基づく計画と復興産業集積区域の指定

市は本市の基幹産業である観光産業の早期復興・振興を図るために、平成24(2012)年10月、「いわき市復興推進計画（サンシャイン観光推進特区）」を復興庁に申請し、同年11月に認定された。

原子力発電所事故による風評被害などの影響を受けた本市における観光産業の集積と活性化を図るために行うもので、市を訪れる観光客などに対するサービスや地場産品などの提供など、観光振興に寄与する法人、または個人事業者が事業用の設備などを新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した場合に、税制上の特例措置（税額控除、課税免除など）が適用される内容となっている。

対象とする業種は、小売、物品賃貸、専門・技術サービス、宿泊・飲食サービス、生活関連サービス、娯楽、教育・学習支援、医療・福祉など8業種で、市は平成25(2013)年1月から申請の受け付けを開始した。

イ 各種まちづくり計画策定地区や沿岸部が対象

市内の対象区域（復興産業集積区域）は、中心市街地まちづくり計画や地区まちづくり計画を策定し、観光や商業の中心となる地区（平、小名浜、植田、勿来、常磐、四倉）および津波被害を受けた沿岸区域などを中心に6地区とした。（図5-18）

- 〔1〕平地区
- 〔2〕沿岸地区（小名浜、四倉、平豊間、江名など）
- 〔3〕常磐地区
- 〔4〕植田地区
- 〔5〕勿来地区
- 〔6〕久之浜地区

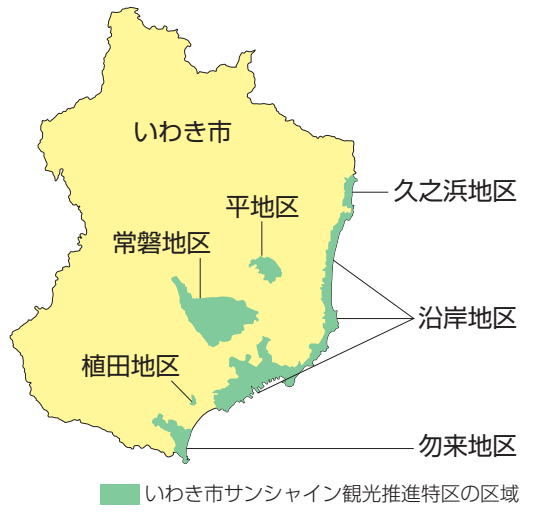


図5-18 いわき市サンシャイン観光推進特区の対象地区

(9) 被災他市町村住民の受け入れと関係自治体との連携強化
―復興事業計画の重点施策／被災他自治体との連携強化プロジェクト

① 市が「原発避難者特例法」に基づく「指定市町村」へ

平成23(2011)年8月12日、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（原発避難者特例法）」が公布され、同日に施行された。

これは、〔1〕市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供〔2〕住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持、という二つの課題に対応する措置を定めたもので、双葉郡のほか、いわき市など県内13市町村が指定された。これら市町村から住民票を異動せずに避難している住民を受け入れた場合は、避難者に対する一定の行政サービスについて、提供が義務づけられており、避難者は避難先自治体から行政サービスを受けることができる。

指定された13市町村のうち、いわき市が他市町村と大きく異なるのは、市外へ市民が避難している一方で、多くの避難者を受け入れる立場ともなっていることである。

また、市は平成23(2011)年12月、原発避難者特例法に基づき、「いわき市特定住所移転者に係る申出に関する条例」を制定し、市外に住民票を異動した避難者のうち、市との絆を維持するために情報提供などを希望する方にも情報を発信した。

② 市外避難者へ情報発信や交流会開催などの支援

市外避難者に対し、避難先における生活の不安解消と、一日も早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目的として、福島県事業「ふるさとふくしま帰還支援事業」（平成23年度は経済産業省「暮らしサポート事業」）を活用して、生活支援パンフレット、放射線量測定結果・除染等の取り組み状況など、いわき市の情報を発信（平成25年1月で2,386件送付）している。また、通信機能を有するデジタルフォトフレーム貸与による福島県事業「ふるさとの絆回覧板事業」で、各情報を発信



写真5-19 デジタルフォトフレームとふるさとだより
（平成25(2013)年1月 いわき市撮影）

している。さらに津波被害を受け、市外へ避難している方には「ふるさとだより」を送付している。(写真5-19)

このほか、東京都をはじめ関東各都市、新潟県、東北、関西の各地方で避難者交流会を開催し、市職員を派遣して避難生活の悩み相談受け付けやいわき市の状況についての説明などを実施している。

③ 市外への避難・移転者数とアンケート

東日本大震災や東京電力㈱福島第一原子力発電所事故によって、多くの人が市外に避難しており、総務省の全国避難者情報システムによれば、ピーク時の平成23(2011)年10月31日には7,960人を数え、その後はほぼ横ばいで推移している。

避難先の内訳をみると、関東地方がほぼ半数近くを占め、とりわけ東京都は関東地方の約35%、全体のなかでも約18%を占めている。(図5-19)

市は平成23(2011)年12月から翌年2月にかけて(第1回)と、平成24(2012)年7月から10月にかけて(第2回)の計2回、市外避難者に対しアンケートを実施した。

このうち第2回においては、住民票を異動せずに市外に避難している世帯(避難住民)の1,273世帯と、住民票を異動したうえで広報紙などの提供を申し出た世帯(特定住所移転者)の1,299世帯、計2,572世帯を対象に実施し、1,011世帯から回答(回収率39.3%)を得た。

第2回の結果によると、全体では将来、いわき市に戻ることを検討している世帯は60.2%、戻らないとした世帯は31.7%であった。

このうち、避難住民は63.4%、特定住所移転者でも58.0%は戻る意思を示した。

いわき市へ戻るうえでの課題の質問(複数回答)に対しては、第1回、第2回ともに「放射線による健康への不安の解消」や「原子力発電所の事故収束」が65%以上を超えている一方、「いわき市内での就職先の確保」が第1回(37.8%)から第2回(48.6%)で10.8ポイント、「いわき市内での住居の確保」が第1回(18.3%)から第2回(41.6%)で23.3ポイントと、大幅に増加した。

この結果から、市外避難者は、「放射線による健康への影響」や「除染の取り組み状況」「食品などの測定結果」などの放射線に関する情報に加えて、市内の「住宅情報」や「求人情報」などについて、市からの積極的な情報発信を望んでいることがわかった。

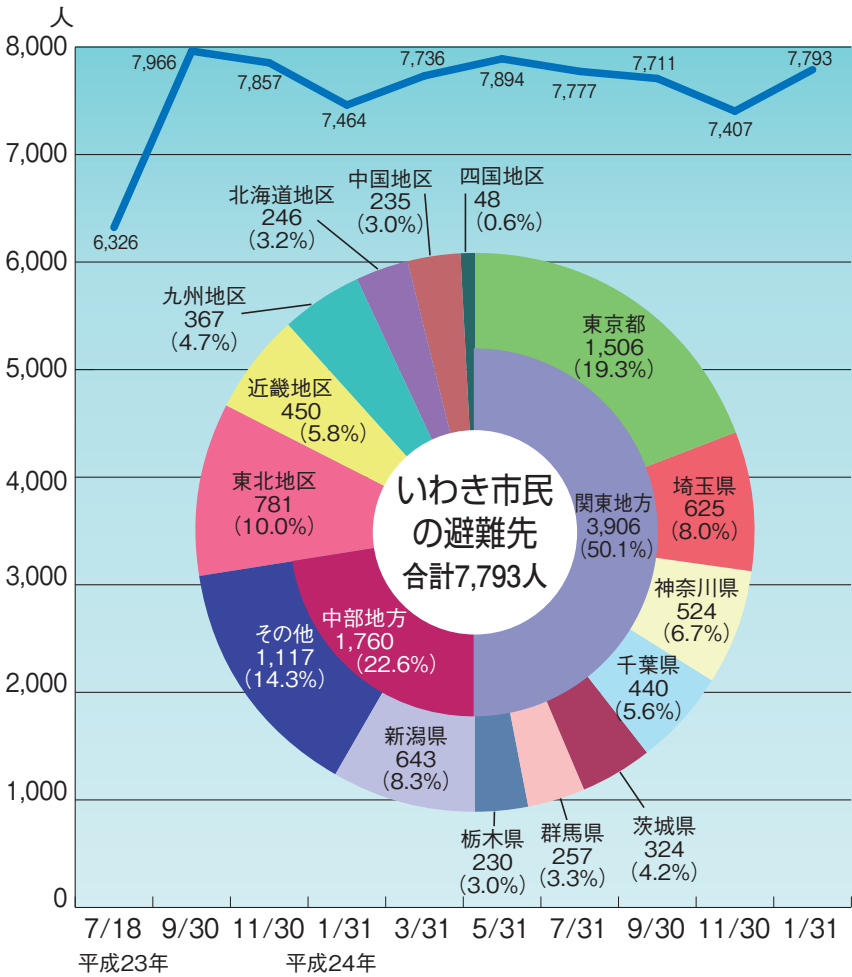


図5-19 震災・原発で移動したいわき市民の市外移転・避難先と人数の推移

④ いわき市に置かれた双葉郡の町出先機関との関係

福島第一原子力発電所の事故で警戒区域や計画的避難区域の圏内に入っている双葉郡内の町村では、多くの住民が市内に建設された応急仮設住宅や一時提供住宅に入居していることから、行政の出先機関を設けて住民などの便宜を図ること

となった。(写真5-20、21、表5-5)



写真5-20 檜葉町いわき出張所
〔9月24日 いわき市撮影〕



写真5-21 浪江町いわき出張所
〔平成24(2012)年2月10日 いわき市撮影〕

表 5-5 いわき市内に設置した双葉郡の町行政機関

設置自治体	区分	出先機関名	開設日～閉所日	備 考
広野町		湯本支所(→出張所)	平成23年4月15日～平成24年7月31日	役場機能は平成24(2012)年3月1日に元の役場へ
檜葉町		いわき出張所	平成23年6月23日～	4月25日、災害対策本部現地対策本部として設置。出張所=いわき明星大学大学会館内
		いわき出張所谷川瀬分室	平成23年12月1日～	
大熊町		いわき連絡事務所	平成23年10月11日～	連絡事務所=好間中核工業団地内
富岡町		いわき出張所(←連絡所)	平成23年6月1日	12月1日、いわき連絡所から同出張所へ。出張所=福島県いわき合同庁舎南分庁舎内
浪江町		いわき出張所	平成23年11月1日～	出張所=市文化センター内

⑤ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設主体は福島県(175ページに記述)であり、市内で津波被害を受けた沿岸地域に住む住民のためだけでなく、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故によって、双葉郡からは多くの住民がいわき



写真5-22 いわきニュータウン内に並ぶ応急仮設住宅
〔9月24日 いわき市撮影〕

市へ避難したことから、市内には応急仮設住宅が相次いで建設された。対象はいわき市をはじめ、^{ひろのまち}広野町、^{ならはまち}榎葉町、^{おおくままち}大熊町、^{とみおかまち}富岡町、^{ふたばまち}双葉町、^{かわうちむら}川内村の1市5町1村で、建設戸数は全体で3,512戸（建設中を含む）に及んだ。（写真5-22）

各応急仮設住宅の建設場所や建設戸数などは、次のとおり。（表5-6）

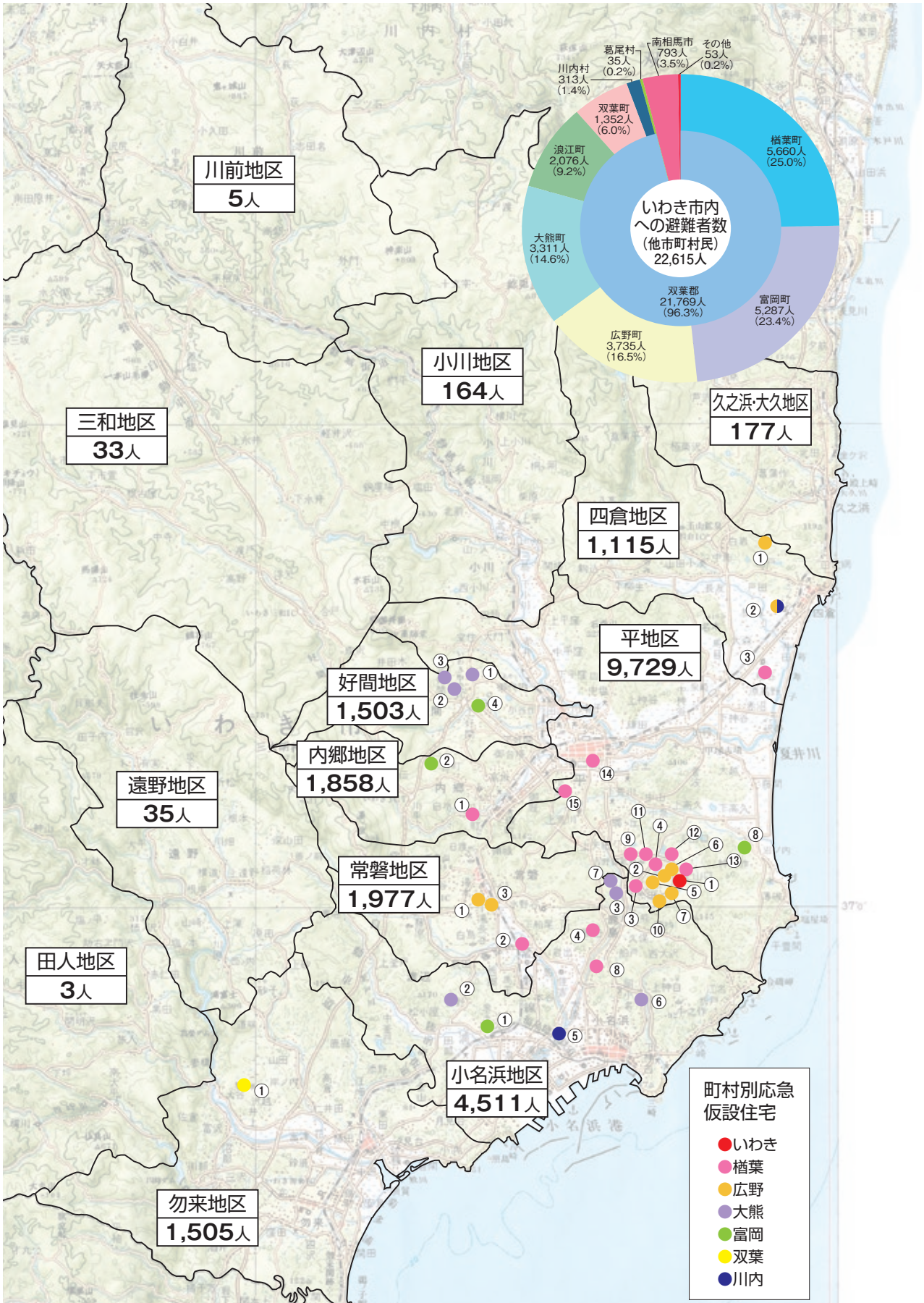
避難生活が長期化するにつれて、他県や会津地方などへ避難した双葉郡町村の住民からは、同じ浜通りであり、長年にわたり文化、経済など多分野で縁の深いいわき市を中心とした地域への避難移転を望む声が増えていった。

双葉地方を中心とした市内への避難者数は平成23(2011)年11月には2万人を超え、市内において仮設住宅や民間借り上げ住宅が増えていった。それにつれて、民間住宅や医療・福祉施設が不足気味となっており、一方で生活習慣の違いや原発被災者と地震・津波被災者といわき市民との間で、支援の格差などにより、感情の行き違いが生じかねない状況となっていた。（図5-20）

表 5-6 市内における応急仮設住宅の建設状況 〔平成 25(2013) 年 1 月 17 日現在〕

区分 地区名	施設場所	入居市町村	戸数 (戸)	施設場所	入居市町村	戸数 (戸)
平	①中央台高久二丁目	いわき市	189	⑨中央台飯野三丁目	榎葉町	16
	②中央台高久二丁目	広野町	48	⑩中央台鹿島二丁目	広野町	18
	③中央台高久二丁目	榎葉町	18	⑪平上高久字大日作	榎葉町	123
	④中央台高久一丁目	榎葉町	17	⑫平下山口字桃木沢	榎葉町	202
	⑤中央台高久二丁目	広野町	50	⑬平下山口字大沢	榎葉町	200
	⑥中央台高久二丁目	広野町	103	⑭平字作町一丁目	榎葉町	57
	⑦中央台高久三丁目	広野町	16	⑮平上荒川字後沢、 内郷小島町服部沢	榎葉町	250
	⑧平下高久字下原	富岡町	90			
小 名 浜	①泉玉露二丁目	富岡町	220	⑤小名浜大原字東橋本	川内村	20
	②渡辺町昼野字白岩	大熊町	88	⑥小名浜上神白字山崎	大熊町	63
	③鹿島町下矢田字二反田	大熊町	91	⑦鹿島町下矢田(建設中)	大熊町	50
	④小名浜林城字八反田	榎葉町	106	⑧小名浜相子島(建設中)	榎葉町	40
勿 来	①南台三丁目	双葉町	259	—	—	—
常 磐	①常磐関船町迎	広野町	62	③常磐関船町迎	広野町	78
	②常磐西郷町銭田	榎葉町	50	—	—	—
内 郷	①内郷白水町長槻	榎葉町	61	②内郷宮町峰根	富岡町	80
四 倉	①四倉町字芳ノ沢	広野町	103	③四倉町細谷字御殿東	榎葉町	40
	②四倉町字鬼越	広野町、川内村、いわき市	280	—	—	—
好 間	①好間町好間工業団地	大熊町	156	③好間町好間工業団地	大熊町	84
	②好間町好間工業団地	大熊町	122	④好間町上好間字忽滑	富岡町	62

注) ○内の番号は図5-20の番号と照応。



注) 1 ○内の番号は、表5-6の番号と照応。
2 各地区の避難者数は、「原発避難者特例法」に基づく避難住民の人数。

図5-20 いわき市内の避難者受入状況 (10月31日現在)
[1: 200,000 地形図〈原寸×0.97〉 白河(平成18年修正) 国土地理院発行]

⑥ 町外コミュニティの協議

「福島復興再生特別措置法」（平成24年3月31日公布）に基づき、平成24(2012)年7月13日に閣議決定した「福島復興再生基本方針」のなかでは、「町外コミュニティの形成」として「長期避難者や帰還についての課題を速やかに整理、結果を踏まえて必要な法制上の措置を講ずる」という一方で、「受け入れ自治体への対応」としては「いわき市などは自らの復興と避難者の受け入れ自治体としての機能が両立することが必要となるため、各施策が円滑に進められるよう十分配慮する」と、国は支援する姿勢を示した。

このような状況のなか、平成24(2012)年8月に市主催による復興庁や県が同席して開かれた、いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会(平成23年8月発足)の会議では、帰還までの間、役場機能ごと住民が集団移転するという、これまで日本が経験したことのない町外コミュニティについて、いわき市長が閉鎖的なコミュニティとなることを避け、周辺地域との良好な関係を構築する観点から、市内の複数箇所に居住場所を設ける“分散配置型”を提案した。(写真5-23)



しかし、納税や住民票の取り扱いなどは、地方自治の根幹に関わることであるため、市町村レベルでは解決できない大きな課題であった。受け入れ側となるいわき市としては、特殊な状況の課題解決を踏まえた制度設計を早期に示すよう国・県に要請した。



写真5-23 いわき市と双葉郡8町村の首長が一堂に会して意見交換会
〔平成24(2012)年8月28日 いわき市撮影〕

4 地域でつなぐ復興、心でつなぐ復興

市は、地域のきずなを再生し、震災前にも増して活力に満ち溢れたまちとするため、さまざまな事業に取り組んできた。特に、市復興事業計画の重点施策である既存地域産業の再生プロジェクトの積極的な推進により、市内では放射線量の関係で第一次産業などの復興が遅れているものの、工場や事業所は復興、あるいはそれ以上に向けて生産を開始、また市内の主要観光施設が相次いで再開を果たし、まちにはふたたび活気あふれる様子がみられるようになった。

また復興へ向け、市復興事業計画の重点施策である心のケアプロジェクトとして取り組んでいる復興に係る大規模イベントの開催や、市民の文化・芸術活動、自治会等の活動に対する支援などにより、市内の各所において、さまざまな交流が展開され、まちに活気がよみがえってきた。

(1) 地域でつなぐ復興

① 国際バルク戦略港湾に小名浜港が選定

アジアにおける港湾をめぐる国際競争が激しくなるなか、国は成長戦略の一環として、国内産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧などの国際バルク貨物を安価で、かつ安定的に確保するため、港の強化と国際競争力の増強を目的として、「港湾法」および「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」の一部を改正して、平成22(2010)年6月に、「鉄鉱石」、「石炭」、「穀物」の3品目を対象とする「国際バルク戦略

港湾」を、全国から募集した。

おな はまこう じょうばん なこそ
小名浜港周辺には、大型の常磐共同火力(株)勿来
発電所や東京電力(株)広野発電所を控え、石炭など
の燃料が多く輸入・取り引きされていたことから、
小名浜港の港湾管理者である福島県が、平成
22(2010)年8月に「石炭」による国際バルク戦略
港湾に応募して以来、市においても、官民一体と
なり要望活動を積極的に展開してきた。その結果、
平成23年5月に、小名浜港が「石炭」分野にお
ける国際バルク戦略港湾として選定された。(写
真5-24)

小名浜港が国の国際バルク戦略港湾に選ばれたことを受け、県は今後の船舶大型化に対応した港湾機能の拠点的な確保を図るため、東港地区に水深14mで計画されている岸壁を20mに変更することを主な内容とする港湾計画の一部変更案を作成、平成24(2012)年5月の福島県地方港湾審議会^{ひがしこう}の了承を経て国土交通大臣に提出した。

この結果、平成24(2012)年7月に開催された国の交通政策審議会港湾分科会において、港湾計画の一部変更が承認され、東港地区国際物流ターミナルの公共埠頭計画および水域施設設計計画を変更し、併せて大規模地震が発生した場合においても物流機能が維持できるよう、耐震強化岸壁として整備する方針が決定された。

今回の選定により、震災によって甚大な被害を受けた小名浜港の早期復興や小名浜港東港地区の着実な整備、取り扱い貨物量の増大、さらに、物流の効率化により大幅な輸送コスト軽減が見込めることから、小名浜港を利用する企業の国際競争力が強化されるなど、本市の経済発展や地域活性化に対する効果は大きいものと期待される。(図5-21)

② アクアマリンパーク周辺の施設が再開

ア 「アクアマリンふくしま」

津波による施設の動力系統損傷などで、休館を余儀なくされた海洋科学館「アクアマリンふくしま」が7月15日に営業を再開した。

再開にあたっては、全国各地の水族館や動物園から新たな魚類が贈られたほか、開館前の式典では、4月に避難先で生まれたゴマフアザラシの赤ちゃんの命名式が行われ、復興の願いを込めて「きぼう」と名前が付けられた。(写真5-25)

イ 「いわき・ら・ら・ミュウ」

震災前に年間約250万人の観光客でにぎわった「いわき市観光物



写真5-24 小名浜港6号埠頭で海外石炭の直接受け入れを再開
〔6月 常磐共同火力(株)勿来発電所提供〕



図5-21 小名浜港東港の完成イメージ図
〔小名浜港湾事務所提供〕



写真5-25 「アクアマリンふくしま」が再オープン
〔7月15日 いわき市撮影〕



写真5-26 「いわき・ら・ら・ミュウ」がリニューアル・オープン
〔11月23日 いわき市撮影〕

産センター（いわき・ら・ら・ミュウ）」は、11月25日にリニューアル・オープンした。

再開当日には、多くの親子連れが訪れ、リニューアル後の目玉である東北最大級の屋内型遊び場「わんぱくひろば みゅうみゅう」が大人気で、子どもたちがさまざまな遊具を楽しみ、元気に遊んでいた。（写真5-26）

③「いわき平競輪場」が再開

いわき平競輪場は、震災発生当初は全国からの支援物資を一括して取り扱う支援物資集配センターとして、さらに、DMATや他自治体からの派遣職員の宿泊場所として活用するなど、災害復旧の拠点としての役割を担い、この間、被災した施設の修繕を実施し、場外発売を6月2日から、本場を6月20日から、節電に努めながら再開した。

その後は、市の復旧・復興に資するため、復興レースや向け、「復興競輪がんばっぺいわき」を開催した。（写真5-27）

④ 工場、事業所、観光施設などが相次いで再開

東日本大震災の発生で市内各地区の工場は大小の被害を受けたが、懸命の復旧活動が行われ次々と操業を再開した。

南台のいわき大王製紙(株)は、いち早く3月24日に新聞用紙の生産機械を復活させた。工業用水道が損傷を受けたが、県企業局の努力もあって応急復旧が成ったうえでの再開だった。しかし4月11、12日の誘発地震で工業用水道が損傷を受けふたたび操業停止。応急復旧で4月25日から操業を開始した。

泉町下川の日産自動車(株)いわき工場は、4月18日から一部操業、5月17日からフル稼働生産体制に入ることができた。当初予定を約2週間前倒ししての全面再開だった。（写真5-28）

電力不足が懸念されるなか、地震と津波の両被災などで停止していた、佐糠町の常磐共同火力(株)勿来発電所の9号機は6月30日、8号機は7月17日に、それぞれ営業運転を再開した。7号機の再開は12月21日であった。これらの稼動によって震災前の電力供給が可能となった。（写真5-29）

錦町の(株)クレハいわき事業所や小名浜の日本化



写真5-27 白熱したレースが展開された復興競輪
〔平成24(2012)年1月21日 いわき市撮影〕



写真5-28 フル生産記念に駆けつけた、日産自動車(株)のカルロス・ゴーン社長。従業員とともに団結エール。
〔5月17日 日産自動車(株)提供〕



写真5-29 地震と津波の被害に遭った常磐共同火力(株)勿来発電所は6月に稼働開始
〔6月30日 常磐共同火力(株)勿来発電所提供〕



写真5-30 全面オープンしたスパリゾートハワイアンズ
ポリネシアンショーでアンコールに応えるフラガール。
〔平成24(2012)年2月8日 いわき市撮影〕

成(株)小名浜工場は、本震および誘発地震で被害を受けたが、順次再開し、前者は7月までに、後者は8月までに全面再開を果たした。

常磐藤原町の常磐興産(株)が運営する観光施設・スパリゾートハワイアンズは、4月11、12日、直下型の大きな誘発地震で甚大な被害を受けたが、10月1日に一部営業を再開。グランドオープンは平成24(2012)年2月8日であった。（写真5-30）

また、東日本大震災の影響で延期となっていた好間中核工業団地の(株)タンガロイ新工場完成式は11月21日、世界的な投資家であるウォーレン・バフェット氏の出席のもと、行われた。

⑤ 地域経済の復興を担って

市は、津波や火災などにより商店街のほぼ全域が甚大な被害を受けた久之浜地区の事業者や地域住民の生活を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「仮施設整備事業」を活用して、久之浜第一小学校校庭の一部に仮設店舗・事務所を整備。9月3日に、全国に先駆けて仮設店舗『浜風商店街』がオープンし、再開を待ちわびた常連客などでにぎわった。

「浜風商店街」で“復興”と“福幸”を

17
震
災
の
憶
記

白土真由美 氏

(内郷高坂町←久之浜町久之浜)

地震の時は、久之浜でゴルフ場勤務をしていました。お客様を避難誘導していたところ、次々と近隣の方々が増え、避難してきました。ゴルフ場は避難所ではありませんでしたが、高台であったため最終的に90人が集まりました。

避難してきた近所の方から自宅が津波で浸水したことを聞きましたが、おにぎりをつくったり、毛布を用意したりと、避難者の方のお世話に追われ、家に帰ろうという気持ちにはなりませんでした。

後で聞いたのですが、夫は地震で被災した自宅兼事務所で津波に遭い、けがを負った身体のまま消防団として人命救助活動へ向かったようです。携帯電話がつながらず連絡がとれませんでした。支所にいた消防団のメンバーから「(夫は)生きてるよ！大丈夫」との声が。思わず私も「生きてる、って伝えて！」と叫んでいました。しかし、自宅兼事務所は、その後の火災で全焼。写真一枚残らない状態でした。

翌12日、ゴルフ場は解散。夫とともに実家、さらには避難所の湯本高校を経て、6月6日に内郷の雇用促進

住宅に入居しましたが、避難所を出てからのほうが先行きへの不安が募りました。

そんな折、夫は町の復興のため「浜風商店街」を立ち上げ、事務所を再開しました。久之浜に嫁いってから20年近く、私は震災に遭って、かえって久之浜で生き、少しでも役に立ちたいと思うようになりました。伝統の商店街はもうありませんが、今までのコミュニティを崩さず、みんなが集まって気軽に話せる場所があるとうれしいです。（写真5-31）

「復興」はもちろんです。福島が幸せになる「福幸」になり、小さな町が笑顔でいっぱいになってほしいです。

(平成24年2月取材)



写真5-31 みんなの力で成った久之浜仮設店舗・事務所「浜風商店街」
久之浜第一小学校の校庭に設置された。
〔9月3日 いわき市撮影〕

いわき^{よつくら}四倉中核工業団地内の8区画には66棟の仮設工場や倉庫が整備され、平成24(2012)年12月末現在で、本市のほか、福島第一原子力発電所事故で避難している^{ふたばごん}双葉郡4町の被災事業者72社が利用している。

また、復興のリード役となり得る地域経済の中核を形成する中小企業、商店街などのグループが策定した復興事業計画に基づいて被災した施設・設備の整備を行う、国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、いわき市から「いわき湯本温泉郷宿泊観光グループ」、「アクアマリンパーク3者協議会」、「^{おなほまこう}小名浜港港湾運送・倉庫グループ」、「うえだ商店会」、「いわき産地市場水揚げ推進グループ」、「金属加工技術推進グループ」、「いわきトラック物流復興グループ」など、32のグループが採択された。

これらグループは〈1〉経済取り引きの広がりから、地域の基幹産業・産業集団、〈2〉雇用・経済の規模の大きさから重要な中核企業とその周辺企業群、〈3〉地域コミュニティに不可欠な商店街、などのいずれかを要件に採択を受けており、各グループの整備進捗によって単に個別企業・商店の復旧にととまらず、地域、ひいてはいわき市全体の産業・雇用の復興に貢献している。

⑥ 国宝・白水阿弥陀堂が復活

^{うちごうしらみずまち}内郷白水町の国宝・白水阿弥陀堂に安置されていた国指定重要文化財の阿弥陀如来像など5体が、約半年ぶりに修復を終え、平成24(2012)年7月に戻ってきた。

東日本大震災によりひびが入るなど損傷が激しかったため、奈良県に移送されて修復を施されていたもので、これに先立ち阿弥陀堂の屋根の葺き替え工事も実施され、修復現場が一般に公開された。(写真5-32)



写真5-32 文化財を守る職人の技に見入る市民
[平成24(2012)年6月2日 いわき市撮影]

⑦ 市内で唯一、2年ぶりに勿来海水浴場で海開き

平成24(2012)年7月16日、市内の9つの海水浴場はもちろん、県内の16海水浴場でも唯一、市南部（福島第一原子力発電所から65kmの距離）の^{なこそ}勿来海水浴場で2年ぶりに海開きを行った。

津波被害と福島第一原子力発電所の事故で平成23(2011)年は開設を見送ったが、放射線量の調査を受け、海水浴にあたって問題がないことや仮設トイレやシャワー設備など一定の衛生設備を備えたことにより、オープンにこぎつけることができた。いわきの夏の観光を代表する「海」がいよいよ発信できるとして、全国向けテレビニュースにも取り上げられた。(写真5-33)



写真5-33 勿来海水浴場で久しぶりに海の感懐
[平成24(2012)年7月16日 いわき市撮影]

⑧ リニューアルが成った「道の駅よつくら港」

「道の駅よつくら^こ港」は海岸域に位置し、津波で大きな被害を受けた。建物は鉄骨の骨組みだけを残し全壊したが、関係者は「復興のシンボルとして復活させよう」と再出店の準備を進め、平成24(2012)年8月11日に交流館が再オープンした。オープンと同時に、1階の直売スペースや2階のフードコートは再開を待ちわびた多くの市民でにぎわった。(写真5-34)

震災の教訓を生かし、緊急避難場所や非常用トイレ、飲料用貯水タンクを設置、さらに非常用食料を備えるなど、防災機能を強化しての再出発となった。



写真5-34 待望の再オープンを迎えた「道の駅よつくら港」
[平成24(2012)年8月11日 いわき市撮影]

(2) 心でつなぐ復興

①『がんばっぺ！いわき応援隊』を創設

市は、「がんばっぺ！いわき」のキャッチフレーズのもと、行政、企業、個人問わず、誰しものが願う「いわきの復興」という目標に向かって心をつなぐためのエネルギーを醸成するとともに、いわきへの支援の輪を全国に広げるため、「がんばっぺ！いわき応援隊」を5月に創設した。(写真5-35、36)



写真5-35 復興を支える「がんばっぺ リストバンド」
[いわき市撮影]



写真5-36 道路パトロールカーも「がんばっぺ いわき」
[5月 いわき市撮影]

② 秋篠宮ご夫妻が来市

6月17日、秋篠宮ご夫妻がいわき市を訪問された。市内では、津波被害に遭った平豊間地区や、アクアマリンふくしまなどの被害の状況などを視察されたほか、「^{みなみ もり}いわき南の森スポーツパーク」内の避難所を訪れ、避難住民たちを見舞われた。(写真5-37)



写真5-37 市長からの被害状況説明に耳を傾けられる秋篠宮ご夫妻
[6月17日 いわき市撮影]

③「がんばっぺ！いわき復興祭」を開催

市は、東日本大震災により、大切な家族や住み慣れたわが家を失うなど、大きな被害を受けた市民と近隣自治体からの避難者などが、共に手を携え、本市の復興とさらなる発展に向けた歩みを始める契機とするため、市制施行45周年の節目の日である10月1日から2日にかけて、「21世紀の森公園」で「がんばっぺ！いわき復興祭」を開催した。

この復興祭には、市内はもとより、首都圏、近県からの来場者など、2日間で延べ10万人を超える方々が来場した。(写真5-38)



写真5-38 「いわきおどり」で復興を願う
[10月1日 いわき市撮影]

④ ～日本の復興を「いわき」から～ 「復興祈念 第3回 いわきサンシャインマラソン」を開催

市は、平成24(2012)年2月12日に、本市の復興を祈念する大会として「復興祈念 第3回いわきサンシャインマラソン」を開催した。本大会は、コースの被害などにより、開催自体が危ぶまれたが、多くの方々の支援や協力のもと、無事に開催できた。

大会当日は、沿道にたくさんの方々が詰め掛けるなか、全国各地から集まった過去最多となるランナーが参加。オリンピックメダリスト有森裕子さんやオリンピック元代表増田明美さん、箱根駅伝で活躍した柏原竜二選手が応援に駆けつけた。(写真5-39)



写真5-39 参加者3,860人がゴールをめざして一斉にスタート
[平成24(2012)年2月12日 いわき市撮影]

⑤ 名人戦開催を記念して「がんばっぺ いわき 将棋大会」

将棋の「第70期名人戦」7番勝負第3局が、いわき市で開催されるのを記念して、平成24(2012)年5月、「がんばっぺ いわき 将棋大会」が生涯学習プラザで開催され、大人から子どもまで、熱戦を繰り広げた。(写真5-40)



写真5-40 ちびっ子も熱戦を展開
[平成24(2012)年5月6日 いわき市撮影]

⑥ 「フラガールズ甲子園 in IWAKI」を開催

全国高等学校フラ競技大会「踊ろう！フラガールのふるさとで！第2回フラガールズ甲子園in IWAKI」は華やかな雰囲気の中、平成24(2012)年8月19日、いわき芸術文化交流館「アリオス」で開かれた。

前年は東日本大震災の影響を受け東京で開催せざるを得なかったが、今年は満を持して、「フラガールのふるさと」いわき市開催となった。全国から15校が出場し、フラ、タヒチアンダンスなどで優勝をめざして踊りを披露。笑顔と元気を全国に発信した。(写真5-41)



写真5-41 笑顔と華やかな踊りを披露
[平成24(2012)年8月19日 いわき市撮影]

⑦ プロ野球オールスター戦のいわき開催が決定

日本野球機構(NPB)が平成24(2012)年3月に、復興支援事業として福島県で「2013プロ野球オールスター戦」を開催することを発表して以来、いわき市はオールスター誘致委員会を設置して署名、陳情活動などを展開して誘致を要望してきたところ、9月5日、同機構は開催地をいわき市に決定したと発表した。

会場となるいわきグリーンスタジアムは、これまでも多くのプロ野球公式戦が開催された、約3万人を収容できる施設。市長は「いわき市だけでなく、『福島県でオールスターが開催される』という認識のもと、復興の弾みとなるよう万全の態勢で臨みたい」と喜びのコメントを発表した。

平成25(2013)年7月の開催に向け、夢と希望が広がり、さらに経済の活性化にもつながるものと、関係者はもちろん市民の期待が高まった。(写真5-42)



写真5-42 みんなの力でオールスター開催の成功を
[平成25(2013)年1月 いわき市撮影]

⑧ 「みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in 小名浜」の開催

平成24(2012)年10月6日から3日間、小名浜港のアクアマリンパークで「いわき小名浜みなとフェスティバル」が開かれた。

同フェスティバルの基幹事業（Sea級グルメ全国大会、太平洋諸国舞踊祭、いわき大物産展）の一つとして、「第2回みなとオアシスSea級グルメ全国大会in小名浜」が開催。全国各地から寄せられた地元の魚や海産物を活

かした料理の味を楽しんでもらおうというもので、今年が2回目。大会には北海道から九州まで全国の港から25品目（いわき市からも5品目が出品）が参加し、自慢の味が披露された。

大会を含むフェスティバルは連日にぎわいを見せ、3日間で約13万5,000人が訪れた。(写真5-43)

⑨ 女子ゴルフトーナメントがいわきで初めて開催

日本女子プロゴルフ協会公認のトーナメント「エリエールレディスオープン」が平成24(2012)年11月16日からの3日間、市内勿来町の五浦庭園カントリークラブで開催された。31回を数える大会の歴史で、四国以外で開催されるのは初めて。いわき大王製紙(株)が市内に本社を持つことが縁で、被災地の復興への願いを込めて開催地を変更したもので、いわき市で開催される初めての女子トーナメントとなった。

大会前日のプロアマ大会や3日間のツアー競技には、一流選手を一目見ようと4日間で2万2千人余が観戦に訪れ、大会は大いに盛り上がった。(写真5-44)

⑩ いわき海星高校が選抜高校野球大会出場へ

平成25(2013)年1月25日、第85回選抜高校野球大会の出場36校を決める選考委員会で、いわき海星高校が「21世紀枠」で選出され、あこがれの“甲子園”への出場（旧小名浜水産高校の時代を含め、春、夏を通じて初めて）を決めた。

太平洋の海岸線に面したいわき海星高校は、東日本大震災の津波で校舎やグラウンドが壊滅的な被害を受けた。しかし、全国からボールやバットなど多くの支援を受け、他校の練習場を借りるなどして、ひたむきに練習を続けた。昨年秋の県大会では活躍し、ベスト16に残ったことが高く評価された。(写真5-45)



写真5-43 全国各港のsea級グルメが勢ぞろい
[平成24(2012)年10月6日 いわき市撮影]



写真5-44 大勢のギャラリーが迫力ある試合(プロアマ大会)を観戦
[平成24(2012)年11月15日 いわき市撮影]



写真5-45 センバツ出場が決まり、大喜びのいわき海星ナイン
[平成25(2013)年1月25日 いわき市撮影]

⑪ 各地域で行われた災害復興事業

このほかにも、市内各地区では復興に向け結束して元気を取り戻そうと、平成23、24(2011、12)年度、「心にとどけ復興和太鼓コンサートほか」、「あしたの元気になあれプロジェクト」、「豊間地区復興祈念祭」、「みなと日曜市」、「いわきの海プロジェクト」、「復興楽市ひかり輝くシーサイドin永崎」、「なこそ希望復興支援事業」、「元気だっぺゆもと復興ふえすていばる」、「サマーフェスタよつくら」、「遠野匠の里復興事業」、「よしまMusicジャンボRy」、「2011田人復興祭」、「川前元気回復プロジェクト」、「久之浜町利便性等機能復帰事業」など、さまざまな事業が展開され、市はこれら事業を支援した。(写真5-46、47、48)



写真5-46 「あしたの元気になあれプロジェクト」 中央台の地域住民と仮設住宅に入居する住民との交流促進。
[平成24(2012)年7月撮影]



写真5-47 「よしまMusicジャンボRy」 好間工業団地中央公園で地域の人々が、にぎわいを取り戻そうと交流。
[平成24(2012)年9月撮影]



写真5-48 「復興楽市ひかり輝くシーサイドin永崎」 津波被災地・永崎地区において、定期的に復興楽市を開催。
[平成24(2012)年8月撮影]

第6章

資料編

——データでみる災害状況および対応

1 東日本大震災の概況と対応

(1) 震災被害の状況

① 被害量の状況

平成25年2月1日現在

被害区分	被害項目	被害数	内 訳 ・ 備 考
人 的 被 害	直 接 死 者 数	293人	
	間 接 死 者 数	148人	
	計	441人	
住 宅 等 被 害	全 壊	7,909棟	
	大 規 模 半 壊	7,277棟	
	半 壊	25,242棟	
	一 部 破 損	50,074棟	
非 住 家 被 害	公 共 建 物	118棟	本庁舎、支所、市民会館、集会所、保育所、総合保健福祉センター、新舞子ハイツ、石炭・化石館、労働福祉会館など
	そ の 他	2棟	観光物産センター、コンピュータカレッジ
その他の被害	文 教 施 設	205か所	小学校、中学校、幼稚園、公民館、図書館など
	病 院	27か所	民間病院、総合磐城共立病院
	道 路	2,576か所	
	橋 梁	28か所	
	河 川 ・ 水 路	165か所	
	崖 く ず れ	326か所	
	水 道	3,499か所	
	下 水 道 等	1,317か所	
	農 業 土 木 等	316か所	
	林 道 ・ 治 山	196か所	
	農 業 関 係 施 設	4か所	
	市 営 住 宅	59か所	
	公 園 ・ 緑 地	71か所	
	社会福祉施設	133か所	高齢者施設、障がい者施設、民間保育所など
	消 防 施 設	139か所	
	消 防 車 両	34台	
	そ の 他	36か所	いわきサンマリーナ、運動公園、清掃センターなど

② 被害額の状況

平成25年2月1日現在

被害区分	被害項目	被害額	内 容
公 共 施 設	公立文教施設	38億4,782万円	小学校、中学校、幼稚園、公民館、図書館、教育文化施設など
	農 林 業 施 設	9億9,184万円	農業関係施設、農地関係施設、林道など
	水 産 業 施 設	7,000万円	水産業施設
	土 木 施 設	92億5,389万円	下水道処理施設、下水道ポンプ場施設、道路、橋梁、河川・水路、公園など
	その他の施設	95億624万円	本庁舎、支所、市民会館、火葬場、清掃センター、保育所、老人福祉施設、授産施設、治山、保全林、商工観光施設、市営住宅、駅前広場、水道施設、病院など

被害区分	被害項目	被害額	内 容
そ の 他	農 業 土 木	1億1,328万円	田、畑
	農 産 物	8,258万円	ネギ、イチゴ、トマト、シイタケ、ナメコ、いちじくなど
	農 業 関 係	1億2,829万円	共同利用施設（JA倉庫）など
	水 産	69億8,518万円	漁業協同組合施設
	病 院	12億1,168万円	民間病院26か所
	社会福祉施設	18億3,063万円	民間保育所、障がい者施設、高齢者施設、救護施設、児童クラブなど
	崖 く ず れ	3億9,674万円	
	消 防 施 設	1億4,958万円	消防庁舎、防火水槽、消防団施設
	消 防 車 両	1億3,216万円	消防団機材、消防車両
	商 工	16億6,373万円	小名浜港公園、いわきサンマリーナ、いわき・ら・ら・ミュウなど
被 害 総 額		363億6,358万円	

注) 各項目ごとに千円単位を繰り上げしているため、計とは合致しない。

(2) 避難所開設一覧（全 163 か所）

地区	避難所	開設期間	地区	避難所	開設期間
平 (42か所)	いわき芸術文化交流館	～ 5/6	平	平窪公民館	～ 3/24
	平第一小学校体育館	～ 3/24		神谷公民館	～ 3/15
	平第二小学校体育館	～ 3/24		総合体育館	～ 3/22
	平第三小学校体育館	～ 4/4		平体育館	～ 7/18
	平第四小学校体育館	～ 3/15		県立福島工業高等専門学校体育館	～ 7/11
	平第五小学校体育館	～ 3/31		県立磐城高校体育館	～ 5/21
	平第六小学校体育館	～ 3/20		県立磐城桜が丘高校体育館	～ 3/12
	中央台南小学校体育館	～ 6/6		平工業高校体育館	～ 6/19
	中央台東小学校体育館	～ 6/1		県立いわき養護学校体育館	～ 3/13
	豊間小学校体育館	～ 3/12		山崎公民館（集会所）	～ 3/13
	高久小学校体育館	～ 5/8		沼の内公民館（集会所）	～ 5/21
	夏井小学校体育館	～ 3/30		豊間南集会所	～ 3/14、3/26～ 4/3
	草野小学校体育館	～ 5/30		上高久集会所	～ 3/12
	赤井小学校体育館	～ 3/16		沼の内弁財天	～ 3/12
	平第二中学校体育館	～ 3/29		介護老人福祉施設望洋荘	～ 3/12
	平第三中学校体育館	～ 3/22		塩屋崎カントリークラブ	～ 3/13
	中央台北中学校体育館	～ 3/18		浄應寺	～ 4/3
	藤間中学校体育館	～ 5/15		九品寺	～ 4/4
	高久公民館	5/7～ 8/18		賽蔵寺	～ 3/15
小 名 浜 (28か所)	草野公民館	3/13		奥座敷まごしち屋	～ 3/25
	赤井公民館	～ 3/12、3/14～ 3/15	小 名 浜	小名浜公民館	～ 7/18
	中央台公民館	～ 6/11		泉公民館	～ 8/1
	江名幼稚園	～ 3/16		小名浜市民会館	～ 6/7
	小名浜第一小学校体育館	～ 3/17		中谷地公民館（集会所）	～ 3/13
	小名浜第二小学校体育館	～ 3/16		洋向台東公園集会所	～ 4/30
	小名浜東小学校体育館	～ 3/16		下神白三崎集会所	～ 5/31
	江名小学校体育館	～ 5/27		中ノ作区民会館	3/16～ 3/19
	泉小学校体育館	～ 3/19		下川公民館（集会所）	～ 3/16
	泉北小学校体育館	～ 3/13		林城市営住宅集会所	～ 3/16
	渡辺小学校体育館	～ 3/16、4/11		冷泉寺	～ 5/28
	小名浜第一中学校体育館	～ 4/6		浄光院	～ 3/13
	小名浜第二中学校体育館	～ 5/22		創価学会平和会館	3/16～ 3/22
	玉川中学校体育館	～ 3/22		小名浜一小空学童保育クラブ	～ 3/16
	江名中学校体育館	～ 5/16			
	県立小名浜高校体育館	～ 4/30			
	私立秀英高校体育館	～ 3/13			

注) 「 」は市指定の第2次避難所、それ以外は自主避難場所

地区	避難所	開設期間	地区	避難所	開設期間
勿 来 (30か所)	勿来市民会館	4/10～8/20	勿 来	勿来公民館	～4/11
	植田小学校体育館	～3/23		山田公民館	～3/31
	汐見が丘小学校体育館	～5/11		川部公民館	～3/25
	錦小学校体育館	～3/13		下山田公民館（集会所）	4/11～5/16
	錦東小学校体育館	～3/17		国民宿舍勿来の関荘	～3/12
	勿来第一小学校体育館	～3/12、4/11～4/12		勿来関文学歴史館	～3/13
	勿来第二小学校体育館	～3/13		いわき南警察署	～3/13
	勿来第三小学校体育館	～3/14		金山集会所	～3/12
	植田中学校体育館	～3/23、4/12～4/16		常磐共同火力(株)勿来発電所	～3/12
	植田東中学校体育館	～4/5		いわき南の森スポーツパーク	～8/11
	錦中学校体育館	～4/7		㈱クリーンコールパワー	～3/12
	勿来第二中学校体育館	～4/28		八幡台やまたまや	～3/14
	県立磐城農業高校体育館	～4/11		宝徳院	～3/12
常 磐 (23か所)	植田公民館	～3/14	常 磐	東田墓園	～3/12
	勿来体育館	～6/6		㈱日震工業	3/16～3/27
	いわき市常磐支所	～3/16		常磐公民館	5/7～6/11
	湯本第一小学校体育館	～5/7		藤原公民館	4/19～6/12
	湯本第二小学校体育館	～4/1		関船体育館	5/14～8/7
	湯本第三小学校体育館	～6/5		いわきグリーンスタジアム	～3/19
	磐崎小学校体育館	～5/22		いわきゆったり館	3/13～5/12
	長倉小学校体育館	3/13～5/8		岩ヶ岡集会所	3/12～3/16
	藤原小学校体育館	3/13～4/20		希望ヶ丘集会所	～3/14
	湯本第一中学校体育館	～4/6		五反田集会所	～3/17
	湯本第二中学校体育館	～5/22	内 郷 (15か所)	八仙団地集会所	～4/1
内 郷 (15か所)	湯本第三中学校体育館	3/13～3/23		釜ノ前団地集会所	3/17～4/10
	磐崎中学校体育館	3/13～3/15		日渡集会所	～3/14
	県立湯本高校体育館	～5/14		内郷コミュニティセンター	～7/10
	高坂保育所	～3/12		内郷地区保健福祉センター	～3/15
	綴保育所	～3/16		小島公民館（集会所）	～3/14
	内町小学校体育館	～3/14		宮沢集会所	～4/23
	綴小学校体育館	～3/13	四 倉 (8か所)	宮集会所	～3/21
四 倉 (8か所)	御厩小学校体育館	～5/23		高坂中央集会所	～3/14
	高坂小学校体育館	～4/16		特別養護老人ホーム聖徳荘	～3/12
	内郷第一中学校体育館	～3/19	好 間 (2か所)	大浦公民館	3/28～5/20
	内郷第二中学校体育館	～4/4		梅ヶ丘集会所	～3/31
	大浦小学校体育館	～3/27		梅ヶ丘南集会所	～3/14
	大野中学校体育館	～3/13		県営梅ヶ丘団地集会所	～3/16、4/12
遠 野 (3か所)	県立四倉高校体育館	～6/30	久 之 浜・ 大 久 (6か所)	好間中学校体育館	～3/16
	いわき海浜自然の家	～3/13		好間公民館	～6/30
	上遠野公民館	4/11～4/14	三 和 (1か所)		
三 和 (1か所)	入遠野公民館	4/11～4/15			
	深山田集会所	4/11～4/13			
田 人 (3か所)	三和ふれあい館	3/12～3/25	川 前 (2か所)		
	田人ふれあい館屋内運動場	～7/16		久之浜中学校体育館	～3/13
	石住集会所	4/11～7/16		大久公民館	～3/13
川 前 (2か所)	南大平集会所	4/11～4/16		末続集会所	～3/13
	川前公民館	～3/14		小久集会所	～3/13
	宇根尻多目的集会所	～3/14		龍光寺	～3/13
				プレスステージカントリー	～3/12

注)「 」は市指定の第2次避難所、それ以外は自主避難場所

(3)

生活再建に向けた主な各種支援制度の概要

東日本大震災によって被災した方々が、早期に生活再建できるよう、市ばかりでなく国・県・その他団体は、さまざまな支援制度を設けた。市はその内容を取りまとめ、『生活再建に向けた各種制度の概要～「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して～』（1～5版）と題したパンフレットを作成し、市民に周知した。

① 生活再建に向けた支援

ア 生活資金や住まいに関する支援

- (ア) 親や子ども等が死亡
- 災害弔慰金、市被災救助費弔慰金、市災害遺児激励金、東日本大震災被災児童支援基金給付金
- (イ) 負傷や疾病により障がいが発生
- 災害障害見舞金
- (ウ) 当面の生活資金や住まい等が必要
- 義援金（日本赤十字社他）、福島県義援金、いわき市義援金、被災者生活再建支援制度、東日本大震災のり災者に提供する民間賃貸住宅の特例措置、市被災救助費救助金、福島県り災救助基金協議会の救助費等、災害援護資金貸付制度、恩給担保の貸し付け、厚生年金等担保貸付・労災年金担保貸付等、母子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金制度による貸付、住宅金融支援機構融資の返済方法の変更、り災世帯に対する住宅の一時提供
- (エ) 軽減や支払いの猶予等（税）
- 国税の特別措置、個人市県民税の減免、固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税・都市計画税の特例措置、国民健康保険税の減免、平成23年度自動車税定期課税の延期、被災自動車に関する救済措置、被災自動車に係る課税停止申し立て、軽自動車等に係る課税停止申し立て、平成23年度軽自動車税の延期と納税証明有効期間の延長、被災車両の代替車両に係る軽自動車税の非課税措置
- (オ) 減免や免除等(税以外)

- 国民年金保険料の申請免除制度、国民健康保険の一部負担金等免除、後期高齢者医療保険の一部負担金等免除、介護保険料の減免、介護保険利用料の減免、介護給付費等の額の特例および地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除、農業集落排水処理施設使用料の減免、農業集落排水事業分担金の減免、下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免、下水道事業受益者負担金の減免、水道料金の減免、放送受信料の免除
- (カ) その他の生活支援等
- 児童扶養手当等の特別措置、生活再建市民総合案内窓口、一時提供住宅等入居世帯への訪問、市外に避難されている方に対する情報発信、情報提供や交流のためのスペース、法的トラブル等に関する情報提供、弁護士費用の立て替え等に係る民事法律扶助制度、許認可等の存続期間（有効期間）の延長、期限内に履行されなかった届出等の義務について一定期間の猶予、民事調停に係る申立手数料の免除、登記事項証明書等の交付手数料の特別措置、市消費生活センターの相談、外国人相談の窓口開設、人権問題に関する相談、心の健康に関する相談、女性の相談に関する窓口、いきいき交流サロン、避難住民等買物支援事業、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの適用

イ 仕事に関する支援

- (ア) 離職後の生活支援
- 未払賃金立替払制度、いわき市就職応援サイトの開設、ふくしま就職応援センター、ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション
- (イ) 一時的な離職時の生活支援
- 雇用保険の失業等給付（災害時の特例措置）
- (ウ) 再就職の支援
- 広域求職活動費・移転費の支給、職業訓練
- (エ) 緊急雇用
- 緊急雇用創出基金事業

- (オ) 賃金不払いや労働保険の相談窓口
賃金不払いや労働保険の相談窓口
- (カ) その他の支援
東日本大震災復興緊急保証制度

ウ 子どもの養育・就学に関する支援

- (ア) 子どもの養育・就学支援
小・中学生の就学援助制度、公立幼稚園授業料減免、特別支援学校等への就学奨励事業、私立学校授業料減免事業、大学等授業料の減免措置、福島県奨学金資金緊急採用制度、あしなが育英会奨学金（特別一時金）、日本学生支援機構（緊急採用奨学金）、国の教育ローン（災害特例措置）

② 居住環境の早期確保に向けた支援

ア 住まいの再建に関する支援

- (ア) 住まいに関する支援
市生垣設置奨励補助金、被災者生活再建支援制度、被災住宅補修・再建に関する相談などについて、いわき市家庭用飲用井戸等再建事業補助金交付制度、浄化槽整備事業補助金、浄化槽復興整備補助金、環境負荷軽減型住宅整備費補助金、復興支援・住宅エコポイント、災害復興住宅融資（建設）、災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）、災害復興宅地融資（補修）、災害復興宅地融資、母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）、生活福祉資金制度による貸し付け（住宅の補修等）、宅地防災工事資金融資、地すべり等関連住宅融資、フラット35Sの金利引下げ（フラット35S）、福島県住宅復興資金利子補給事業、地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け）、共同受信施設のデジタル化改修等支援事業（被災施設向け）、被災住宅補修のための相談等について
- (イ) 応急復旧支援
「災害救助法」に基づく住宅の応急処理

③ 安全・安心な地域づくりに向けた支援

ア 安全・安心な地域づくりに関する支援

- (ア) 防災体制の構築
ボランティア窓口の設置
- (イ) 災害ごみ等の処理
家庭から出た災害ごみの持ち込み場所の開設（仮置き場）、損壊家屋等解体撤去事業
- (ウ) 原子力災害
原子力災害に関する相談窓口の設置等、放射線量計（空間線量計）の貸し出し、デジタル式積算線量計の貸し出し、自家消費用作物等の放射能簡易測定装置による放射能検査

2 市内在住者への震災アンケート

市は平成24(2012)年7月、地区別、男女別、年齢別などを勘案して、市民3,120人（無作為抽出＋市政モニター＋市政e－モニター）を対象に、「東日本大震災」などに関して避難状況や情報収集状況手段、窓口相談状況などを把握し、より良い市民への情報発信、相談業務などにつなげるため、アンケート調査を実施した。（回答数1,261件、回収率40.4％）

このアンケート調査のうち、東日本大震災に関して、どのような状況であったのか、その結果の一部を抜粋した。

(1) 東日本大震災発生後の災害情報等について

① 発生直後、災害情報は入手できましたか？

全体の割合で、入手できた人が若干多いものの、入手できなかった人も半数近くおり、地震や津波によって、情報が寸断され、また混乱を引き起こしていたことがわかる。（図1）

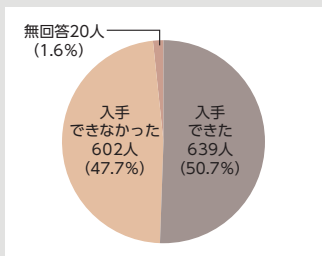


図1 災害情報入手状況

② 発生直後、情報が入手できた場合の情報手段は何でしたか？（複数回答可）

災害情報をすぐ入手できたのは、7割以上が「テレビ」からだった。次いで、「一般ラジオ」、「携帯電話・PHS」、「近隣からの情報」、「FMいわき」だった。テレビの力が大きかったことがうかがえる。これらは、いずれも即時性の観点から有効な入手先であったことが理解できる。（図2）

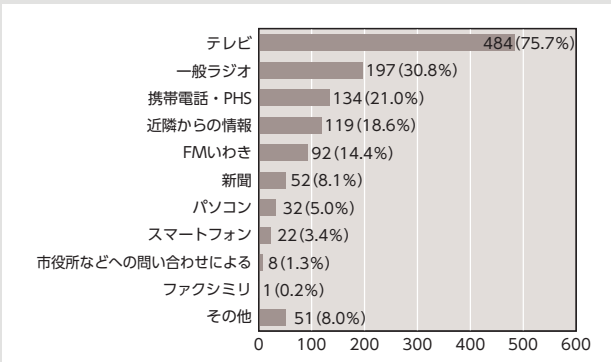


図2 発生直後の災害情報収集手段

期間を問わず、「テレビ」に頼る人が圧倒的に多い。「一般ラジオ」や「FMいわき」は月日を経るごとに微減している。一方、「新聞」は月日を経るごとに増えている。災害が多方面に拡大するなか、全容を把握するのに最適な情報源であることがうかがえる。ほかに、「近隣などからの情報」も重要な情報手段として認識していることがわかる。（図3）

④ 欲しかった情報はどのような情報ですか？（三つまで回答可）

期間を問わず、「福島原発事故の状況および放射線量」についての情報を欲していたことがわかる。次いで「生活関連情報」、「ライフラインの復旧状況」と続いている。両者は復旧が進むにつれて減少しているが、

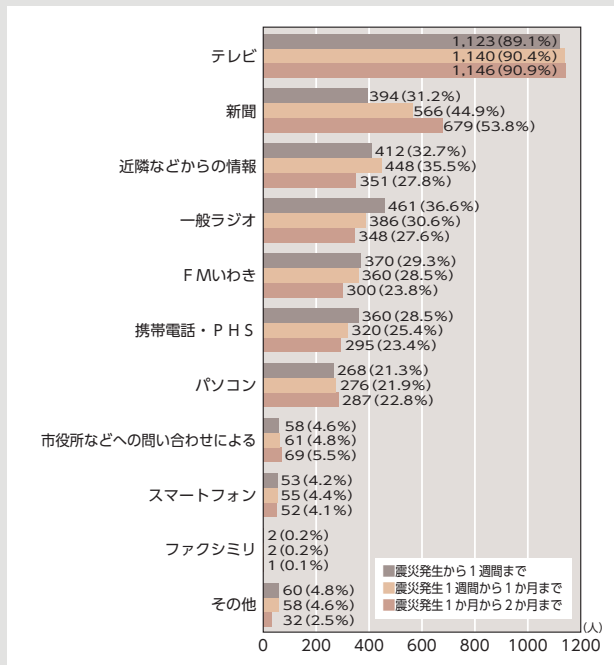


図3 その後の災害情報収集手段

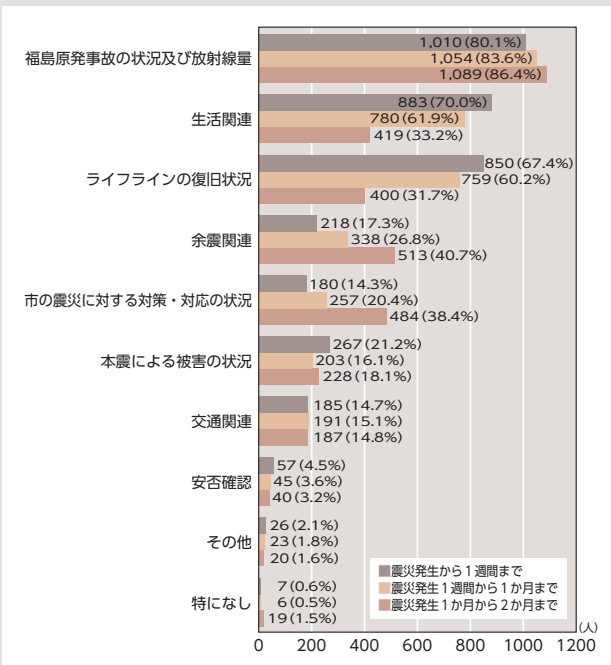


図4 震災時、欲しかった情報

2 か月後では「余震関連」、「市の震災に対する対策・対応の状況」が増えている。（図4）

⑤ ④の欲しかった情報を本当はどのような手段で入手したかったですか？（三つまで回答可）

期間を問わず、「テレビ」が圧倒的に多い。それだけ、テレビ報道への期待が高いことがうかがえる。震災の経過を文字媒体で伝える「新聞」への期待も月日を経ることに高まっている。「その他」としては「市の広報車」「地域の区長さんなど」を挙げており、情報網が思うようでなかった状況であっても行政や地域からの情報を得たかった、と考えている。（図5）

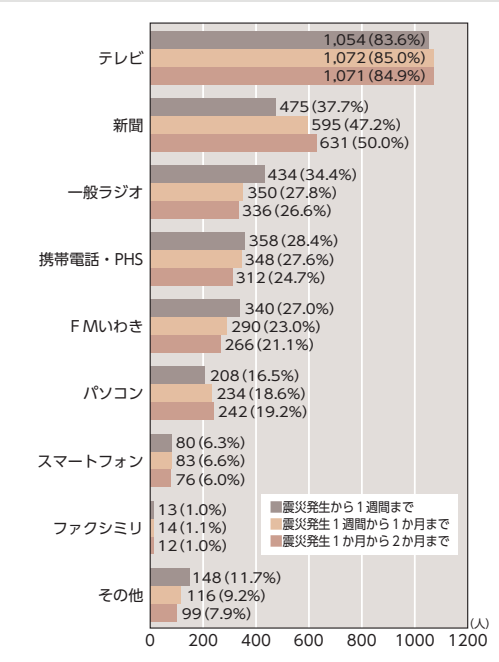


図5 情報を得るのに使用したかった入手手段

(2) 東日本大震災発生後の避難状況について

① 東日本大震災によって、避難しましたか？

市内、市外への避難を合わせると、5 割以上の方が避難したと回答した。また、避難者のうち多くが市外へ出たことがわかる。（図6）

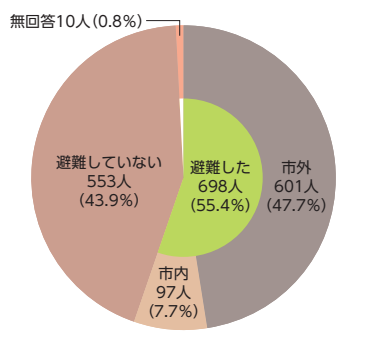


図6 震災時の避難状況

② いつの時点で避難しましたか？

最も多かったのは3月15日で、避難者全体の2割を占めた。次いで、その前後の14、16日であった。3月12日に福島第一原子力発電所1号機で爆発が起こり、近隣地域の避難指示が出た。14日には同3号機で爆発、15日には同2、4号機で爆発あるいは衝撃音が発生した。これらの一連の事故が、市民を避難へ駆り立てたことは明らかである。（図7）

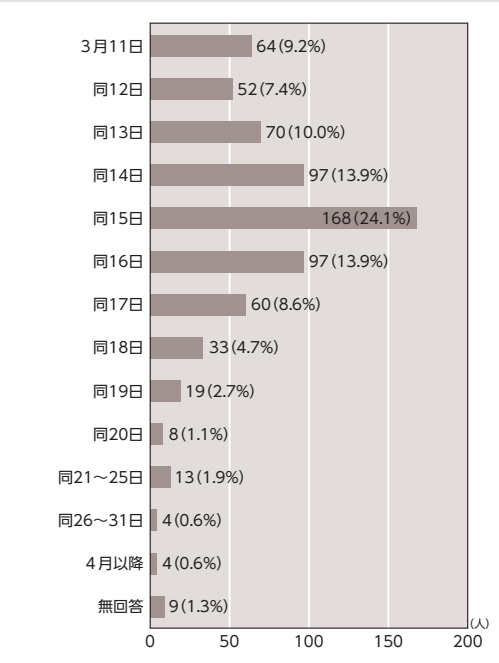


図7 避難日

③ 避難先から戻りましたか？

9 割以上の方が避難先から戻っている。調査時点で、避難先から戻っていない人は約6 %であった。（図8）

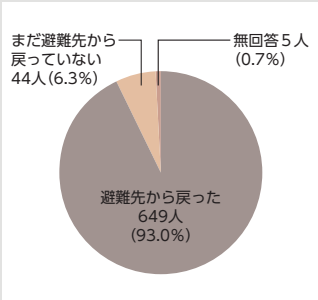


図8 避難先からのその後

④ 避難先から戻ったのはいつですか？

平成23年3月中に、約5割の人が戻っている。3月下旬には、不安定ながら最悪の状況は回避された、と判断したものと考えられる。その傾向は同年4月にも続いた。その一方で震災後、1年近くを経て戻った人も多数存在する。事故の見極めの時期によって、帰宅時期が異なったもので、そのほかに個々の理由が重なった結果と推定される。（図9）



図9 避難先から戻ってきた日

【主な参考資料】（五十音順）

- 『朝日新聞』 朝日新聞社
- 『いわき民報』 (株)いわき民報社
- 「海洋研究開発機構ホームページ」
- 「経済産業省資源エネルギー庁ホームページ」
- 『広報いわき』 いわき市
- 「国立環境研究所ホームページ」
- 「国立情報学研究所ホームページ」
- 「国土交通省ホームページ」
- 『最新版 日本被害地震総覧』 宇佐美龍夫（勲東京大学出版会 2003年
- 『証言 2011年3月11日 いわき～伝え継ぎたい東日本大震災の記録～』 いわき自然史研究会 平成24年(2012)
- 「石油便覧ホームページ」
- 『土地分類基本調査図』平成5年
- 『東日本大震災 津波詳細地図 下巻 福島・茨城・千葉』 原口強・若松暉 (株)古今書院 2011年
- 『東日本大震災による被災現況調査業務（福島3）報告書』 国土交通省都市局 平成24年
- 『福島民報』 福島民報社
- 『福島民友』 福島民友新聞社
- 『ふるさとだより』 いわき市
- 『毎日新聞』 毎日新聞社
- 「文部科学省ホームページ」
- 『読賣新聞』 読売新聞社

【取材協力者・機関団体、写真・資料提供者】（50音順・敬称略）

石川弘子 伊藤明美 伊藤方美 小野優子 甲斐雄一 金子晴房 鴨勝男 木田光一 久保木正一
今野光志 佐川紘一 佐藤英介 佐藤貴行 佐藤昌宏 白土真由美 菅波晋 鈴木利明
鈴木大 鈴木道弘 関晴朗 高山比呂子 豊留廣志 芳賀裕子 箱崎裕二 ピーター・ギラン
増田竜也 三浦孝一 緑川健 緑川貴之 森一誠 門馬俊治 柳田利夫 吉田恵美子
吉田裕徳 渡辺徳二 Kouichi Seya
アイベックスエアラインズ(株) 秋田県由利本荘市 (株)イトーヨーカ堂平店 いわきガス(株)
(社団)いわき観光まちづくりビューロー いわき市医師会 (社会)いわき市社会福祉協議会
いわき市タクシー事業協同組合 (株)いわき民報社 (株)ウィルコム
(株)エヌ・ティ・ティドコモ東北支社 FMいわき (株)いわき市民コミュニティ放送)
小名浜機船底曳網漁業協同組合 小名浜石油(株) 協同組合いわき市環境保全センター
月刊りい〜ど (株)いわきジャーナル) 国土交通省気象庁 国土交通省国土地理院
国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所 国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所 常磐共同ガス(株)
常磐共同火力(株)勿来発電所 常磐興産(株) 常磐都市ガス(株)勿来事業所
新常磐交通(株) 関彰商事(株) 全日空運輸(株) ソフトバンクモバイル(株)
東京都港区 東京電力(株) 東部ガス(株)福島支社平事業所 東北電力(株)いわき営業所
(公益社団)土木学会 日産自動車(株)いわき工場 東日本高速道路(株)東北支社
東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株)水戸支社 広島県福山市
(財団)ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま） 福島空港ビル(株)
福島県いわき建設事務所 福島県いわき地方振興局 福島県小名浜港湾建設事務所

福島県警察本部 福島県消防防災航空隊 福島県福島空港事務所
福島県石油商業組合いわき支部 防衛省自衛隊福島地方協力本部いわき地域事務所
北海道国際航空(株) (株)マルト 宮崎県延岡市 山口県宇部市 (株)ヨークベニマル
陸上自衛隊郡山駐屯地 陸上自衛隊第8普通科連隊

【平成 23 年度『東日本大震災から 1 年 いわき市の記録』プロジェクトチーム】

小宅幸一 鈴木静人 猪狩尚広 古川直幸 箱崎貴祐 加藤夏子

【平成 24 年度『いわき市・東日本大震災の証言と記録』プロジェクトチーム】

新妻英正 鈴木静人 矢吹敬直 古市敬昭 小宅幸一

編集後記

東日本大震災の発生から2年が過ぎました。この間、東日本の太平洋を中心とした各都市がそうであるように、いわき市にもさまざまな喜怒哀楽のドラマが生まれ、その起承転結に出会うたびに、私たちはまさに激動の時代を生きていることを実感します。

本書はその一つひとつに向き合うことはできないかもしれませんが、それらを紡ぐ糸口になれるよう、努めたつもりです。また、同時にいわき市を支えてくれた多くの支援に応えることにつながる、という思いを込めたつもりでもあります。

編集中に常に気になることがありました。いわきでは未曾有の災害に遭遇したことが過去にあったのか、ということです。それを紐解いてみましたが、いわきに起こった歴史上の災害を想像しようにも、あまりにも残された記録は少なく、すでに歴史に埋もれてしまっている感がありました。

「平成の災害」をまとめた今回の本書を、いわきの将来を築くであろう未来人は、どのように読んでくれるでしょうか。（小宅幸一）

いわき市・東日本大震災の証言と記録

平成25(2013)年 3 月 25 日 発行

企画・編集 いわき市行政経営部広報広聴課および『いわき市・東日本
大震災の証言と記録』プロジェクトチーム

発行 いわき市
〒970-8686 福島県いわき市平梅本21番地
TEL 0246-22-1111(代)
URL <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>